

平成28年11月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	教 育 長	奥 山 巧
総 務 部 長	山 口 精 宏	民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹
開 発 部 長	橋 村 正 則	教 育 部 長	八 木 春 美
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹
民 生 部 次 長 兼 十 四 山 支 所 長	松 川 保 博	民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘
民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修
監 査 委 員 長 事 務 局 長	平 野 宗 治	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	羽 飼 和 彦
税 務 課 長	山 下 正 巳	収 納 課 長	鈴 木 浩 二
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久	保 険 年 金 課 長	佐 藤 栄 一
環 境 課 長	伊 藤 仁 史	福 祉 課 長	宇 佐 美 悟

総合福祉センター 所長	村瀬 修	児童課長	大木 弘己
商工観光課長	大河内 博	土木課長	山田 宏淑
下水道課長	小笠原 己喜雄	学校教育課長	水谷 みどり
生涯学習課長	安井 文雄	図書館長	山田 淳

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	土方 康寛
--------	-------	----	-------

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 同意第7号	監査委員の選任について
日程第5 議案第60号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第6 議案第61号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第7 議案第62号	弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第8 議案第63号	弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第9 議案第64号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第65号	平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第66号	平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（武田正樹君） ただいまより平成28年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（武田正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を、本日から12月15日までの22日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月15日までの22日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（武田正樹君） 日程第3、諸般の報告をします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、弥富市長から弥富市国民保護計画の変更が提出されました。

次に、地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の報告があり、それぞれその写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第7号 監査委員の選任について

○議長（武田正樹君） この際、日程第4、同意第7号を議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

冒頭、各議員におわびを申し上げます。

本日、私どもの副市長が、他の公務のためこの本会議を欠席させていただいていることを

お許しいただきたいというふうに思っております。

改めまして、平成28年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりましては、大変お忙しい中、各議員におかれまして、極めて早朝より御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は同意1件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第7号監査委員の選任につきましては、片岡明氏が平成28年12月19日任期満了のため、その後任者として、弥富市鯛浦町上六181番地1、片岡明氏を引き続き選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより同意第7号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第6 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第9 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

## 条例の一部改正について

日程第10 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第5、議案第60号から日程第11、議案第66号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、法定議決議案1件、予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第60号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第62号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第64号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、国の第2次補正予算による経済対策としまして、土地改良区補助事業、小学校修繕工事等を追加して実施するための増額や、生活保護事業の医療扶助費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第66号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、51万6,000円の増額を計上するものであります。

以上が提案をする議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明をいたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、総務部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第60号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

22枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらまし。

1. 個人市民税または法人市民税について、減額更正があった後に増額更正が行われた場合における延滞金の計算期間に係る規定を追加することとした。2. 適正な健康管理のもとで医療医薬品からの代替を進める観点から、健診、予防接種等を受けている個人を対象として、一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を支払った場合に、その年分の総所得金額等から控除する特例を創設することとした。3. 次の施設に対して課する固定資産税の特例措置について、わがまち特例方式を導入した上で、延長することとした。ア、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得された津波対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置、2分の1。イ、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備に係る課税標準の特例措置。太陽光発電設備、風力発電設備について、3分の2。水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備、2分の1。ウ、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置、5分の4。4として、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例を定めるとともに規定を整備することとした。5. その他必要な規定の整備をすることとした。6. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、平成29年1月1日または平成30年1月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 続きまして、民生部所管の議案の御説明をさせていただきます。

議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明を申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1. 市民税で分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとした。2. この条例は、平成29年1月1日から施行し、同日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等または特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用することとした。以上の改正を行うものでござ

います。

次に、議案第62号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

この指定を行うのは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定するものでございます。1. 施設の名称、弥富市十四山デイサービスセンター。2. 指定管理者となる団体、弥富市神戸四丁目26番地、有限会社光神。3. 指定の期間、平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 続きまして、開発部所管の議案の御説明を申し上げます。

議案第63号弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、御説明を申し上げます。

2枚めくっていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。2. 農業委員会の委員の定数は、11人とする事とした。3. 農地利用最適化推進委員の定数は、7人とする事とした。4. この条例は、公布の日から施行することとした。5. この条例の制定に伴い、弥富市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は、廃止するものでございます。

続きまして、議案第64号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

3枚めくっていただき、条例のあらましをごらんください。

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育委員会委員の任務及び他自治体との均衡を考慮し、教育委員会委員の報酬月額について、3万7,000円に引き上げるものであります。2. 農業委員会の委員の任務及び他自治体との均衡を考慮し、農業委員会の報酬月額について、会長は2万9,000円に、会長職務代理者は2万4,000円に、委員は2万円にそれぞれ引き上げるものであります。3. 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進のため、農地利用最適化推進委員を新設し、報酬月額を2万円とするものであります。4. 教育委員会の報酬月額は平成29年4月1日から施行し、農業委員会の報酬月額と農地利用最適化推進委員の報酬月額は平成29年7月16日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 次に、山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,459万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を150億

2,468万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、固定資産税1億6,000万円、民生費国庫負担金1億579万9,000円、市債1億5,230万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金1億2,852万円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費2,525万9,000円、児童福祉総務事務事業の施設型給付費2,100万円、生活保護事業の医療扶助費8,000万円、農林水産業費におきましては、土地改良区補助事業の基盤整備促進事業補助金3,405万円、教育費におきましては、小学校修繕等工事請負費8,075万円であります。なお、基盤整備促進事業補助金や小学校修繕等工事請負費の増額等につきましては、国の第2次補正予算による経済対策としまして、事業を追加して実施するためのものとございます。

次に、議案第66号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、連合会負担金事務の第三者行為求償事務負担金20万円、第1号被保険者保険料還付金30万円等を計上し、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億5,706万4,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） お諮りします。

本案7件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

平成28年12月 6 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総務部次長兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼
十四山支所長 | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼
健康推進課長 | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼
介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼
都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|--------|---------|----------------|---------|
| 福祉課長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所長 | 村 瀬 修 |
| 児童課長 | 大 木 弘 己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土木課長 | 山 田 宏 淑 | 下水道課長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図書館長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|--------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、大原功議員から、本日午前中の会議の欠席届が出ておりますので、報告いたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず佐藤高清議員、お願いします。

○14番（佐藤高清君） おはようございます。14番 佐藤高清でございます。

きょうの質問につきましては、市民の皆さんが一番関心事な新庁舎の建設についての質問でございます。

それでは早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初に市長に質問をさせていただきます。

弥富市役所新庁舎建設について質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、新庁舎建設に関し、市民2人からの監査請求が行われたことが発端となっております。事の経緯を整理させていただきますと、平成25年7月26日付で弥富市監査委員に対し、平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等の支出行為が高額ではないのかとの理由で違法・不当であるとし、地方自治法第242条1項に基づき監査請求が行われました。その後、弥富市監査委員は同年9月13日付で、平成25年度補正予算に基づいた新庁舎土地購入費等の予算執行が同年度中にはなされないことが明らかであったこともあり、地方自治法当項所定の当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合には到底当たらないと判断し、監査請求を却下したところであります。この市民2人にも、その旨通知をされました。

これに対し市民2人は、平成25年10月8日、この監査請求の結果を不服とし、平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等への支出差しとめを求める訴えを名古屋地方裁判所に提起されました。平成25年度補正予算に基づく新庁舎土地購入費等に関しましては、地方自治法第213条1項に基づいて平成26年度へと繰り越しをされました。同年度中の支出はされておられません。

これ以来、3年もの月日を費やして、本年、平成28年11月24日に、原告の訴えである新庁舎土地購入費等の支出差しとめの請求が、市長の判断が裁量権の範囲の逸脱や濫用があるとは言えず、支出行為は違法でないと司法の場での見解をいただき、原告側の訴えを退けられました。

このような流れがあったと思いますが、この3年もの間、市民に対し、新庁舎建設に対する大変な心配をおかけしたと同時に、長期にわたり市民サービスの面で御迷惑をおかけしているわけでありますが、この3年間に關する市長のお考えや御見解をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま佐藤議員から、新庁舎建設に関する御質問をいただきました。

本件の訴訟は、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求から、また同法第242条の2第1項に基づく住民訴訟であり、市民・住民に与えられた権利でありますので、私といたしましても、この訴訟に対しては真摯に受けとめたところでございます。

しかしながら一方では、5年8カ月前の東日本大震災以来、市民の皆様の自然災害に対する危機意識の高まり、あるいは防災・減災の必要性の高まる中で、一日も早く災害の拠点となるべき災害に強い新庁舎の建設が必要だと強く要望されたところでございます。

当初から、民と官、公というような状況の中での訴訟は長くなると想定はしておりましたけれども、3年という年月は長い年月だと率直に思っております。この間、市民・住民の皆様には大変な御迷惑をおかけいたしましたことを、この場よりも心からおわびをする次第でございします。

議員の御指摘のとおり、今回、先月の24日、名古屋地方裁判所で裁判長から、私どもの全面勝訴とも言ふべき判決をいただきました。口頭弁論において私どもの主張が受け入れられたと思っておるところでございます。市民の皆さんとともに喜びたいと考えております。

今回の訴訟が、先ほど議員もおっしゃったように、判決においては長、市長の裁量権の範囲を広く認めていただいたことに尽きると考えております。原告側も、この判決を重く受けとめていただき、新庁舎建設に御協力をいただきたいと考えております。

また、今後とも市民の皆様、そして議員各位の御協力をいただきますことを重ねてお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま市長のほうから、この3年間にわたる思いの報告がありました。市民のほうから、一日も早く安全・安心な庁舎を望んでいるという言葉は、確実に市長のほうに届いておると思います。今回の名古屋地方裁判所の判決をいただいたことにより、改めて庁舎建設のほうが進捗していくことを期待するところであります。

それでは、市長のお話を聞きましたので、次に今回の裁判に至る経緯、また裁判の結果内容について質問をさせていただきます。

現庁舎は弥富町役場として昭和41年に鉄筋コンクリートづくりの3階建てとして建築され、昭和53年及び昭和61年に増築が行われております。よって、昭和41年に建築された部分につきましては、現行の建築基準法施行令が定める耐震基準には満たされておられません。このことにつきましては、平成8年11月に耐震診断が行われておると思いますが、その結果についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 耐震診断結果につきましては、構造耐震指標 I_s 値により判定がされております。その I_s 値が0.3未満である場合は、震度6ないし7の大地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性が高いとされております。平成8年の耐震診断結果において、本庁舎棟の1階が、 I_s 値が0.29、3階が I_s 値が0.21との結果が出ており、発生が懸念されます南海トラフ巨大地震による弥富市の想定震度が震度6強から震度7と想定されておることから、万が一南海トラフ巨大地震が発生した場合、倒壊または崩壊の危険が高いということになります。

なお、耐震診断結果につきましては、ホームページ等でも公開をさせていただいております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、副市長のほうから耐震の結果の報告がありました。構造耐震指標である耐震性能 I_s 値が0.3未満である場合、震度6ないし震度7程度の規模の地震に対して倒壊または崩壊する危険性が極めて高いとの評価になっております。また、この耐震性の問題のほかに、現庁舎は会議室の使用が不便であったりエレベーターが設置されていない等の住民の皆さんへの利便性に欠けていることなどから、新庁舎建設への流れとなりました。

新庁舎建てかえにつきましては、弥富市庁舎改築等検討委員会を経て、市議会の下承を得て建築計画が進められてきたはずで、これらの協議の結果は、現庁舎周辺の土地を購入した上、現庁舎を解体し、現庁舎より敷地を拡大して新庁舎を建設するものとまとまりました。そして平成24年、新庁舎の基本設計案を公開したわけであり、これまでの私のまとめについて間違いがなかったか、確認をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今、議員が言われたとおりでございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） それでは、今回の裁判では大きく争点となりました1点目は、現行庁舎周辺の土地購入費への支出行為の違法性があったかなかったか、そして2点目は、購入予定地内にある建物の移転補償金の支出行為の違法性があったかなかったかであります。この2点、それぞれの争点における詳細と裁判所の判断、さらには見解について御説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 土地購入費及び物件移転補償費の支出行為が違法であるとする原告の主張を裁判所が棄却した理由について、この裁判の判決書からの引用にて説明をさせていただきます。

まず、土地購入費の支出の違法性の有無については、裁判所は前提として、財産の取得については長の合理的な裁量に委ねられており、裁量権の逸脱、濫用があると認められる場合に限って違法となると判示しております。その上で裁判所は、原告が主張する土地購入費の支出行為の違法性の根拠とされる3点について、それぞれについて裁判所の判断を記載しておりますので、一部要約しておりますけれども、説明をさせていただきます。

まず、1点目の原告の主張ですが、弥富市が土地購入費を算定する際に、複数の鑑定評価を行った上で比較検討し、公正・妥当な額を求めるべきであったとの原告の主張に対し、裁判所の判断は、市が行った鑑定は、不動産鑑定士が一般的な鑑定手法によって鑑定評価額を算定したものと認められ、特段不合理な点を見出すことができないことに照らせば、さらに経費をかけて複数の鑑定を行うべき必要性があったとは認められず、長の裁量権の逸脱、濫用はないとしております。

次に、2点目の原告の主張であります。減額譲渡契約の締結については、弥富市の条例、弥富市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の第3条の定める減額譲渡が可能な場合には該当しない上、弥富市議会において買収地と代替地との交換が適正な対価によらないことについて審議が尽くされているとは言えず、地方自治法237条第2項の議決があったということもできないから違法であり、本件土地購入費の支出は、減額譲渡を含む買収地と代替地の事実上の交換のためにされる財務会計上の行為と一体のものであるから違法であるとの原告の主張に対し、裁判所は、買収地の売買契約及び代替地の減額譲渡契約は別個の契約であり、前者は不動産の取得を内容とし、後者は不動産の処分を内容とする点においても性質が異なる。また、本件の買収地の売買契約は議会の議決を必要としないのに対し、減額譲渡契約は議会の議決を必要とするなど、法令上異なる規制を受けること。弥富市は、減額譲渡

契約の内容が確定した段階で、地方自治法第237条第2項により議会の議決を求めることを予定していること。減額譲渡契約行為や、その契約に基づく支出の行為は、買収地の土地購入費の支出行為とは別に、監査請求、住民訴訟の対象とすることができると解されていること等の諸点を考慮すると、買収地の土地売買契約に基づく支出行為は減額譲渡契約の締結行為等の財務会計条の行為と一体のものとは言えないから、原告らの主張は前提を欠き、失当と言うほかないと判断しております。

最後に、3点目の原告の主張ですが、弥富市は地権者に代替地を安価で譲渡するだけでなく、代替地に碎石を敷いて整地すると約束しており、地権者からの不合理で過大な請求を受けることとなった原因は、地権者との交渉に先立ち新庁舎の基本設計を公開したためであるとの原告の主張に対し、裁判所は、減額譲渡契約に関して違法を主張する部分は、先に述べたとおり失当である。また、土地の買収価格は鑑定評価書に基づいてのものであり、原告の言う契約に先立って基本設計を公開したからという事情が影響したとは認められないから、違法な点は認められないと判断しております。

以上のことから、名古屋地方裁判所は原告の訴えでありました土地購入費の支出の差しとめ請求を棄却したものであります。

次に、物件移転補償金の支出に対する違法性の有無についてでございますけれども、裁判所は、前提として地方公共団体の長が移転補償契約を締結することは、当該土地を取得する目的や必要性、契約の締結に至る経緯、契約内容に影響を及ぼす社会的・経済的要因等の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられているとし、そのような事情を総合考慮した上で、なお裁量権の逸脱、濫用があると認める場合に限って違法となると判示しております。

まず、原告が移転補償費を高額過ぎるとした根拠は、損害保険会社が用いる新築費単価法による試算や一級建築士による積算金額に基づくものでしたが、裁判所は、損害保険会社が用いる新築単価法はあくまでも簡易な試算であって、建物の個別事情が十分に反映されているとは言えず、合理的な物件移転補償費とは認められない。また、一級建築士による積算金額については、エアコンを除いて単価の根拠が明らかでなく、直ちに採用できないとしております。

一方、市側の補償額については、まず弥富市が国土交通省中部地方整備局に事務所を置く中部地区用地対策連絡協議会に所属していることを確認し、市の補償額は、その連絡協議会が作成した損失補償算定標準書に沿うものであると認められ、その内容に特段不合理な点は認められないとしております。

また、補償費に含まれている設計監理費が高額過ぎるとして原告の主張に対しても、市の積算額は損失補償算定書により算出、積算されており、特段不合理な点はないとしておりま

す。

さらに、駐車場に関する補償費のうち休業補償料を支払う必要はないとする原告の主張に対し、裁判所は、休業補償料の支払いの適性を認め、休業補償料を支払うことを内容とする移転補償契約を締結することは、直ちに裁量権の範囲の逸脱または濫用があると言うことはできないとしております。

以上のことから、移転補償金のうち支出されることが相当な確実さを持って予測される補償金について支出行為を行うことが違法であるということとはできないとして、原告の主張を一部却下、その他の訴えをいずれも棄却するとの内容の判決でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから、今回の裁判での争点となりました現庁舎周囲の土地購入費の支出行為の要請があったかなかったか、また2点目の購入予定地内にある建物の移転補償金の支出行為の違法性があったかなかったか、これについて裁判所の判断をかいついで報告をお聞きしたところであります。

報告を受けて、少し確認をさせていただきます。

まず、争点の1番目の土地購入費の支出行為に違法性があったかなかったかということで、1点目の原告の主張であります。土地購入費を算定する際に、複数の鑑定評価を行った上で公正・妥当な額を求めるべきであるという主張に対して、裁判所の判断は、市が行った鑑定、不動産鑑定士が行った鑑定は、特段不合理な点を見出すことができない。さらに経費をかけて、複数の鑑定士によって鑑定を行うべき必要性があったとは認められないという判断であります。

また、2つ目の原告の主張であります。減額譲渡を含む買収地と交換地の事実上の交換のためにされる財務会計上の行為と一体のものであるという主張に対して、裁判所の判断は、買収地の売買契約及び代替地の減額譲渡契約は別個の契約であり、前者は不動産の取得を内容とし、後者は不動産の処分を内容とする点において性質が異なると言ってみえるわけであります。この辺のところは大きな違いがあるなあとってお聞きをしておりました。

そして、3つ目の判断であります。原告の主張であります新庁舎の基本設計を公開したから、地権者から不当な交渉を受けてしまったという原告の主張に対して、裁判所は、土地の買収価格は鑑定評価に基づいたものであり、原告の言う契約に先立って基本設計を公開したからという事情が影響したとは認められない、このような判断をいただいております。

そしてさらに、土地の上にある建物の物件移転費の要請があったかなかったかということでもありますけれども、これにつきましても原告らの主張は採用することができない。また、

本件物件移転補償金のうち、支出される相当の确实さをもって予測される金額について支出行為を行うことが違法であるということはできないと、こういった内容の判決の文が副市長のほうから報告されたわけであり、原告の主張というものは却下、また棄却、そして失当という言葉で取り扱っているわけでありますけれども、先ほど副市長のほうから、2点目の主張について裁判所の判断の中で、原告らの主張は前提を欠き、失当というほかないという言葉が、報告があったわけでありますけれども、この件についてもう少し具体的に報告をしていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 用地の買収は売買契約ということで、これは議会の議決を要しないということでありまして、それから相手方に減額して譲渡をしようとしている土地については、今後、地方自治法第237条第2項の規定によって議会の議決を求めて行っていくということでありまして、これらを一体的に考えるということについては、裁判所としては前提を欠いていると判断しておるというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 判決文が長きにわたって報告されておるわけでありましてけれども、まとめて今回の3年間の原告側の陳述全てが却下、棄却という形で判断してよろしいでしょうかね。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、却下といいますのは不適法である。1つ目の訴え、25年度補正予算の支出、それから27年度予算の支出でありまして、それぞれ事実上執行できないですよ、25年度につきましては。そういった意味で却下。それと、そのほかの事実上支出できるであろうと想定される部分については、それぞれ先ほど説明したように、それぞれ争点を裁判所がきちんと整理し、それらについて理由がないということで、棄却という判断をされております。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） また詳しく、この裁判所が出されました判決文については目を通させていただきたいと思います。

いずれにしても、減額譲渡につきましては地方自治法第96条に定める議会の議決事項であり、私ども議会といたしましても、慎重審議の上、今後判断をしていかなければならないと思っております。改めて、ここで我々議会といたしましても、この減額譲渡につきましては慎重に審議することを決意するところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

裁判の結果については、かいつまんで報告していただいたわけでありまして、そして、結果

が出てきたわけでありますけれども、次にこの裁判で結果が出たということで、原告への対応についての質問をさせていただきます。

新庁舎建設事業に対する訴訟につきましては、今まで述べてきたように、平成25年10月に訴訟が提起されて以来、先月24日の判決まで3年間にわたり係争され、新庁舎建設事業の進捗に大きな影響を及ぼしたわけであります。市民からは、一日でも早く安心・安全な庁舎を望んでいるのに、訴訟により3年近くもおくれていることに怒りを感じる、また仮移転期間が長くなり大変不便を感じていると、事業がおくれた原因である訴訟に対して怒りの意見をお聞きしております。

また、工事費等も年々増額傾向にある中、新庁舎建設工事費も例外ではないと考えております。おくれればおくれただけ、工事費が増額となることでしょう。

このように、事業がおくれたことにより市に与えた損害に対し、市は原告に対し、損害賠償を請求する考えはあるかないか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 新庁舎建設事業に対する訴訟は平成25年10月に提起され、先月、11月24日に判決が出ました。その判決は、原告の主張を一部却下、その他はいずれも棄却するというものであり、結果、私ども市の主張が全面的に認められたものでございました。しかし、この訴訟は3年もの期間を要し、新庁舎建設事業の進捗が大きく遅延したことは事実でございます。また、議員の御指摘のとおり、建設工事費も年々な増加傾向にあり、今後発注を予定しております新庁舎の建設工事費も、その影響は及んでくるであろうと懸念をしております。

このようなことから、原告に対する市の損害賠償請求についての御質問でございますが、原則として訴訟の提起が違法となるのは、いわゆる不当訴訟の要件を満たす場合に限られ、そうでない場合には損害賠償請求は認められておりません。不当訴訟となるのは、法律上も事実上も根拠がなく、かつそれを知っているか、容易に気づけたのに、気づかずに提訴をした場合などのことです。本件住民訴訟におきましては、この不当訴訟の要件を満たすとは言いがたいと思っております上に、地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求、そして同法第242条の2第1項に基づく住民訴訟でございまして、市民に与えられた権利でございます。市が損害賠償をするということは、市民に与えられた権利の行使をしづらくすることにもなりかねないということから、今回の住民訴訟に関しては損害賠償請求を行う考えはございません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま副市長のほうから、これは市民に与えられた権利であり、市は原告に対して損害賠償を行う考えはないという報告であります。

しかし、あくまで事業がおくれた原因である訴訟に対しては、市民の大勢の皆さんから怒りの意見をたくさん聞くわけであります。しかし、与えられた権利ということで、このような形で損害賠償を求めないということでありますので、非常に私も怒りを覚えると同時に、悔しい思いであります。残念ですね。

それでは、次の質問に移ります。

最後になりますが、今回判決が出たということで、今後は粛々と新庁舎建設事業が進められていくものだと考えておるわけであります。多くの市民がこの判決を待ち望んでいたと思いますし、何よりも一日でも早い新庁舎の完成を期待していると思います。

そこで、新庁舎建設工事の今後の見通し、着手予定時期と完成予定時期を、現段階の見込みで結構でございますので、お聞かせをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） それでは、御答弁申し上げます。

新庁舎建設工事の発注時期につきましては、来年度、平成29年度の早期の入札手続を予定しております。そして、建設工期につきましては、約24カ月から26カ月、おおむね2年ほどを見込んでおります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 2年ぐらいかかるということでありますけれども、きょうの新聞報道で、原告が控訴したということであります。これによって、今、室長のほうから報告がありました進捗について影響があるかないか、答弁をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤庁舎建設準備室長。

○庁舎建設準備室長（伊藤重行君） 御答弁申し上げます。

市側といたしましては、1審の判決をもって粛々と事業の推進を図ってまいります。

また、今、議員御質問の中に危惧されておりますのは、他の機関との協議がまたおくれるんじゃないかという前提があると思います。まず、愛知県との協議を進めております事業認定申請につきましては、1審の市の勝訴の判決をもって事前協議を現在再開しております。本件の控訴をなされても、この事前協議は継続していくということの確認をとっております。ただし、最終的な認定行為につきましては、事業認定庁であります愛知県が判断されることでございますので、この場におきまして影響があるかどうかのことは私のほうから申し上げることはできませんが、愛知県には適切な時期に適切な判断をいただけると確信しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 県のほうの判断でありますから、お答えできないということは当然かと思います。

いずれにしても、今回の判決によって、市民が判決を待ち望んだと同時に、一日でも早い新庁舎の完成を期待しておるわけでありますので、今後順調にこの事業が進捗することを願うところでございます。

そして、最後に締めとして私のほうから市長に御質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

ことしに入ってから、1月に青森で震度5の地震が発生をし、その後、東北地方、関東甲信越地方、宮崎と、各地で地震が起きています。4月1日には三重県南東沖で震度4、4月16日に熊本県で震度7、そして10月21日、鳥取県中部で震度6弱、さらに11月22日に福島県沖で震度5弱と、日本の各地で地震が多発しているわけであります。なぜかこの地域だけが発生していないのが不気味でなりません。

さらに、戦中戦後の歴史の中で起きた昭和4連続地震の前ぶれではないかという説も流れているわけであります。昭和18年に鳥取大震災が起きて、その翌年、昭和19年12月に東南海地震、さらにその37日後の昭和20年1月に三河地震が起き、さらに21年12月には南海大地震が起きているわけであります。ことしの地震の発生頻度を考えると、この4連動地震のような被害がこの地域にも起きる時期がいよいよ近いかと考えてしまうわけであります。

大災害が発生した場合、災害対策本部となる市役所が今現在は分散され、十分な機能が発揮されない状態では、このまま大災害に見舞われて大変な被害となることが想定できるわけであります。

そこで、市長にお尋ねをします。

市民から、一日でも早く安心・安全な庁舎を望んでいるとの声もあり、一刻も早い建設着手は多くの住民が待ち望んでいるはずであります。そこで、新庁舎建設への思いを改めてお聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

新庁舎建設事業の訴訟につきましては、11月24日の判決をもって一つの大きな区切りがついたと、そのように考えておるところでございます。今後は、新庁舎建設事業につきまして停滞しておりました関係機関との協議を再開し、必要な手続を経て着実に進めてまいりたいと考えております。

けさの新聞記事で原告側が控訴されたことを知りましたが、いろんな思いがあつての控訴だと思っております。このことも想定をしておりました範囲でございますので、昨日、顧問弁護士と、その対応について協議をさせていただいたところでございます。

現在は、今まで訴訟により協議を進めることができなかった県との事業認定申請のための協議も再開しておりますが、先週、弥富市にお見えになりました大村知事に対しても、口頭

で事業認定のことにつきましてはお話をお願いし、近日中には担当の副知事にお会いをして、県との協議がスムーズに進行し、早期に事業認定をいただけるようお願いするとともに、市としては本件訴訟が控訴されたわけでございますけれども、新庁舎建設事業を粛々と進めていく決意であることを御報告し、県には今後も引き続き御支援をいただくようお願いしてまいります。

議員の御質問のように、多くの市民の方が新庁舎の一日も早い完成を望んでおられます。市といたしましては、安心で安全なまちづくりの拠点として、また地域活動の拠点として、市民の方々に親しんでいただける新庁舎の早期完成を目指し、邁進していく考えでございますので、市民の各位、そして議員の皆様の御支援、御協力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ただいま市長のほうから、改めて新庁舎に対する思いをお聞かせいただいたわけであります。我々議会側も、今後上程されてくる議案につきましては、先ほど申し上げたとおり、慎重に審議をしていく決意でありますので、この計画が粛々と進むことを切に願って、質問を終わらせていただきます。

また、11月24日の判決に伴って、私のほうにいろんな人からお話があるわけであります。原告に言うておいてくれと。木を見て森を見ずという言葉があると。私は何を言っているかわかりませんでしたから、ちょっと調べてみましたら、昔のことわざであるんですね。余り細かいことばかり言うて肝心なことを忘れておってはいかんぞということだそうです。多くの方がそのとおりだと。原告によう言うておいてくれと。木を見て森を見ず。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、本日は大きく2点質問させていただきます。

まず第1点目、教育関係についてであります。

去る10月1日、弥富市の教育のかなめである教育長人事があり、新たに奥山巧氏が就任されました。教育長というのは、まさに大変な責任の重い職であると思います。もちろん、新教育長にはその認識が十分におありだと思います。

そこで新教育長に、今後の抱負と、その意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 初めて発言させていただきます。どうかよろしくお願いします。

では、教育長としての抱負を述べさせていただきます。

一昨年7月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、教育委員会制

度も大きな改革がなされました。このたび、これまでの教育委員長と教育長が担ってきた職責を一身に引き受ける立場となり、改めてその重責を痛感しつつ身の引き締まる思いです。

私は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長とも連携強化を図るなど、教育委員会制度改正の趣旨を十分に踏まえ、市民のニーズをしっかりと把握し、迅速果断にスピーディーな教育行政を進めてまいりたいと思いますとともに、教育委員会の運営に当たりましては、多様な経験や見識をお持ちの教育委員の皆様の御意見を取りまとめ、教育に反映させることが重要な任務と受けとめ、力を尽くす覚悟でございます。

特に、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場である新教育長の立場に鑑み、教育委員会が決めた方針に基づき、粛々と仕事を進める立場に加え、これまでの教育委員長が担ってきた教育理念や未来展望など教育委員の深い思いを取りまとめ、明確に示す役割を果たしてまいります。

さて、学校においては、質の高い教育力を発揮し、子供の生き抜く力を育むことが強く求められています。教職員は一人一人の子供を大切にし、校長は一人一人の教職員を大切にし、教育委員会は一人一人の校長、そして一つ一つの学校を大切にする、このような教育風土を弥富市に築き上げていくことも私の使命であると思っています。

また、大きな課題の二つに、地域と連携した防災教育の充実といじめの問題があります。

学校と地域が一体となって防災・減災に努め、子供のときから自助・共助の精神を醸成させたいと思っています。

いじめの問題については、決して許されるべきものではなく、子供たちが人間性・社会性を身につけていく成長の過程において全ての子供に起こり得る問題であり、全ての教職員の力を結集し、防止に全力で取り組んでいく所存です。

今後は、総合教育会議において定めました弥富市の目指す姿である知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を、その実現に向けて、第1次弥富市総合計画の政策目標である「人が輝き文化が薫るやとみ」を基本理念とし、教育・文化のまちづくりを重点構想として、あすの本市を担う人材の育成と特色ある文化のまちづくりをリードする取り組みを重点的に推進していきたいと思っています。

ぜひ議員各位の御協力、御支援をいただきながら、緑と文教のまち弥富を実現してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） やる気が伝わってくる答弁で、今後楽しみとなりました。

答弁にもありましたように、平成27年4月1日から改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されました。しかし、施行日において、在任中の教育長については、その教

育委員としての任期が満了するまで、旧制度の教育長として在籍する者とする経過措置がとられました。したがって、本市ではこの法律に基づく新教育長は本年10月1日からということになります。つまり、奥山新教育長からということになるわけです。

そこで、お尋ねをしたいと思います。この新教育委員会制度になって、教育長の権限も含めて変わった点は何でしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 新教育制度の変更点について申し上げます。

これは平成26年6月13日、第186回国会において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立し、同月20日に公布され、経過措置がございますが、平成27年4月1日から施行されたものでございます。

この改正法においては変更点は大きく5点ございまして、1つ目は教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、2つ目は教育委員会のチェック機能の強化、3つ目は総合教育会議の設置、4つ目は市長による大綱の策定、5つ目は国の関与の見直しなどを盛り込んだものとなっています。

主なものとしまして、教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置についてでございますが、旧制度においては教育委員会の中に委員会の主催者である委員長と事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいという課題がありましたが、新制度では両者を一本化し、新たな責任者（新教育長）を置き、新教育長の権限としては、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとされ、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になりました。

また、旧制度では市長はあくまでも教育委員を任命するにとどまり、委員長や教育長は教育委員会が委員の中から選ぶという制度であったため任命責任が曖昧になっているという課題がありましたが、新制度では市長が教育長を議会の同意を得て直接任命することになり、市長の任命責任が明確化されました。

さらに、旧制度では、教育長は教育委員としての任期の間在任し、委員でなくなったときはその職を失うとされ、事実上4年の任期となっておりましたが、新制度では任期が3年となりました。これは、市長の任期4年よりも1年短くすることで、市長の任期中少なくとも1回はみずから教育長を任命できること、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できること、計画性を持って一定の仕事を行うためには3年は必要と考えられたことによるものでございます。

次に、総合教育会議の設置でございますが、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、

市長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に総合教育会議を設けることとされました。

それと、市長による大綱の策定ということについては、市長と教育委員会との連携を強化し、市長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するため、市長は市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとされています。これにより、地域住民の意向のより一層の反映と教育施策の総合的な推進を図ることとしています。

今後は、改正の趣旨を踏まえ、市長部局との連携を図り、時代の変化に対応した教育施策を展開してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この法改正に至るプロセスの中で、教育委員会制度の廃止論もあったということを教育関係者は思い、教育委員会の存在が住民に開かれたものとして信頼を得るよう、積極的な取り組みがなされることを期待したいと思います。

それでは、以下教育問題についてお尋ねをしたいと思います。

間もなく中学3年生にとって厳しい高校入試がやってまいります。高校入試制度は普遍的なものではなくて、よく変遷してきていると思います。平成29年度、つまりこの春の入試から公立高校推薦入試が変わると聞いておりますが、どのように変わるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 平成29年度の全日制公立高校の入試制度が変更になり、大きくは3点ございます。

1点目は、学区とグループ分けについて。現行は、三河地区は三河1群・三河2群であったものが、三河群としてまとまりになります。尾張地区は1群・2群とのグループ分けは変わりありませんが、2つの群に含まれる共通校がふえております。群の中のAグループから1校、Bグループから1校の合計2校が受験できることに変更はございません。尾張はほとんど変更はないということです。

2点目は、推薦制度についてです。これが大きく変わりました。これまで2月中旬に推薦入試を行い、合否判定をした後、3月に一般入試を行っていました。新制度では、一般入試と同日、3月に推薦枠で受験します。このとき、推薦枠で受験した学校を第2志望校にすることはできません。当日のテストも一般入試と同様に行い、推薦枠で合格の場合は推薦枠で合格、推薦枠で不合格の場合は、そのまま自動的に一般入試の枠に回り、合否判定されることとなりました。このことで、2月中旬に行われていた公立高校の推薦入試関連の事務・業務がなくなり、各学校、これは中学校も高校もそうですね、行事予定にゆとりが生まれます。

3点目は、配点が変わります。配点についてですけれども、これまで各教科20点満点、5

教科ですので100点満点ですね、これまで100点満点だったものが、各教科22点満点で5教科合計110点満点に変更されています。

さらに、試験時間については、現行は各教科40分だったものが、各教科45分になります。当日の配点が大きくなるために、現制度と比べると全体的により当日点重視になると思われます。

なお、詳細については、愛知県教育委員会のホームページを参考にさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私も経験したわけですが、この公立推薦入試というのはなかなか難しい面があると思います。生徒や保護者によくよく理解していただくことが大切だろうと思っています。どうかそのあたりをよろしくお願いしたいと思います。

次に、キャリア教育についてお尋ねをしたいと思います。

最近、よくキャリア教育という言葉を目にします。キャリア教育とはどんなものか、お答えをいただきたいと思っています。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 少子・高齢化、産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化等を背景として将来の不透明さが増幅している中で、学校教育の早い段階から自立した社会人・職業人となるための基礎的な教育の充実を図る必要性から、児童・生徒が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を身につけさせることがキャリア教育であると捉えています。今から十数年前にフリーター・ニートの増加が社会現象になったとき、キャリア教育の必要性が強調されるようになりました。

小・中学生にとって今は、学校での勉強や部活、集団生活を学ぶことが一番大切ではありますが、将来を見据えて、社会人になったときに直面するであろう困難にいかに対応して乗り越えていくかの知恵や力を身につけることが重要であります。そのためにもキャリア教育の充実は必要不可欠なことから、今後も保護者や地域との連携した取り組みや地域の教育力を生かした取り組みにより、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進し、地域との協働につなげていければと考えています。

具体的には、各中学校で行われている3日間の職場体験学習、職業調べ、それから進路説明会、ボランティア体験活動など、小学校における地域の方を招いての伝統文化体験活動、農業生産収穫体験活動などで、職業観を養ったり、働いている人々の考えに触れたりして、自己の生き方を見詰める活動を行っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁でありますなら、これまでもやってきていることが多いと思っております。私が心配しておりますのは、飽和状態である学校現場、教育課程の一日の中で、人権教育であるとか食育・環境教育、平和教育、主権者教育、情報処理教育、英語教育、防災教育等々、まだたくさんありますが、実にさまざまな要望が入ってきております。総合学習の時間等を使ってやっていくのも限界だろうと思います。時流に合わせて、どれかを重視していくというやり方しかないのかもしれないかもしれません。

そこでキャリア教育に話を戻しますが、教育長の言われる生き方教育でありますなら、その中に生きる力の育成にさらに力を入れてほしいと思います。何か言葉遊びのようではありますが、この生きる力の育成が叫ばれて、はや15年ほどたつでしょうか。本市の教育大綱の中でも、知・徳・体の体の分野で、たくましく生きる力を養うとあります。私も、この7月に芳寿会から出された本「生きるってすごいことだよ」を読んで、ますます生きる力の育成の重要性を感じております。

生きる力といっても、多岐多様にわたります。具体的な言葉で子供たちにわかりやすく提示していただけるとよいと思います。例えば、気づく力、頑張る力などあると思います。この力は、文科省の言うアクティブ・ラーニングと連動するものだと思います。教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） アクティブ・ラーニングについて考えを述べさせていただきます。

課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、これが2015年10月現在、文部科学省で用いられているいわゆるアクティブ・ラーニングの定義です。

ことは、前年に引き続きノーベル医学・生理学賞の受賞者に、オートファジーと呼ばれる仕組みを解明した東京工業大学栄誉教授の大隅良典さんが選ばれました。このオートファジーの研究で、パーキンソン病などの予防法や治療法の開発につながるのではないかと期待されています。大隅さんは、子供たちへのメッセージとして、「あれっと思うことが世の中にたくさんあると思うので、その気づきを大切にしてほしい」と、気づきを強調されています。

教育の現場でも、以前の教師主導の教え込む授業では、知識やわざは全員に公平に伝えることはできても、一人一人に定着させていくことは難しいものです。しかし、自分の考えを人に伝えたり、人の考えを聞いたり、グループで討論したり、実際に見たり、聞いたり、体験したりした中で、やっぱりそうだったんだ、また全然自分の考えとは違っていた、自分の考えは甘かったなどと、いろいろな活動の中ですり合わせながら気づいたことは腹の中にすんと落ちます。そして、子供たちは確固たる自分の考えを持つのです。アクティブ・ラーニングの究極の目標は、一人一人に自分の考えを持たせることなのです。これが生きる力と

なってきます。

弥富市の小・中学校では、このようにアクティブ・ラーニングと呼ばれる教育を数年前から盛んに行って、子供の気づきを大切にしています。毎年11月に行う中学校2年生の広島研修では、戦争・平和・人類といった大きなテーマでの気づきを体験してきます。平成30年度から教科化される道徳には、先進的にアクティブ・ラーニングを取り入れて、弥富市小・中学校11校が取り組んでいます。本年10月25日には日の出小学校で愛知県道徳教育研究会が開催され、弥富中学校と日の出小学校の全クラスで道徳の授業公開がなされ、アクティブ・ラーニングの実践を見てもらいました。

今後とも、基礎的学力は確実に定着させ、気づきを大切にした教育実践を推進していき、自分の考えをしっかりと持って主体的に頑張る生徒の育成に努力する所存です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） もう既に本市ではやられておるといような答弁も聞き、大変心強く思っておるところであります。子供たちが将来に夢を持つということは大切なことですが、進路選択の自由ももちろんあっていいわけですが、好きな仕事、自分に合っている仕事なんていうものはなかなかないと思います。自分に不向きだと思っていたものが、1年やってみたらおもしろかったということは往々にしてあるものだと思います。その1年が、私は気づく・頑張る力だろうと思います。学校生活のどこかで気づく・頑張る力をさらに身につけさせていくことができればということを思います。

最後に、市長に教育行政全般についてお尋ねしたいと思います。特に、新教育委員会制度、教育環境整備についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

新しい教育委員会制度につきましては、今回の改正点につき、先ほど教育担当の部長のほうからる御説明をさせていただいたところでございます。今回の改正に伴い、首長の教育行政における役割がより一層重要になったと私自身も認識をするところでございます。新しい教育長の任命であるとか、あるいは教育大綱の策定であるとか、あるいは総合教育会議の開催であるとかといった改正法に基づく事務だけではなく、従来からの教育委員の任命や予算の編成など、さまざまな場面で教育委員会に対してより一層の支援をしていく必要があると認識しているところでございます。また、予算等の権限を有する首長として、日ごろから教育行政について教育委員会としっかりと協議を行い、方向性を定めていきたいと考えておるところでございます。

永井議員の御指摘の教育環境整備につきましては、学校教育、あるいは学校の運営上の環境整備につきましては行政の大変大事な役割であるということを認識しているわけでござい

ますが、これまで校舎の耐震化、あるいは天井落下の防止策、あるいは防災対策やトイレの洋式化、あるいはグラウンドの整備等々老朽化対策を講じてまいりました。先月も全ての小・中学校を訪ねさせていただき、校長先生、あるいは校務担当の先生と、それぞれの学校の問題点について、課題についてお話を伺ったところでございます。それをまとめますと総額として2億円強の予算になるわけでございますが、社会資本の整備、あるいは農村・農業の整備事業も大事ではありますが、新年度におきましては教育環境の整備について、その予算の配分を強化していきたいと考えております。

特に昨今、御父兄のほうから御要望されるところが、学校におけるエアコンの導入でございます。勉強を集中的に取り組まなきゃならない夏季の問題について、今までもいろいろと我々としては整備してまいりました。扇風機の普通教室の全校についての設置等々でございますけれども、今やエアコンの導入ということが多くの自治体においても叫ばれるところでございます。

私どもといたしましては、来年度から基本的なエアコン導入について考えていきたいと思っております。平成29年は設計等を実施し、そして平成30年には中学校の全ての普通教室にエアコンを設置していきたいと考えておるところでございます。このような形で、子供たちに対して環境整備をこれからも進めていきたいと思っております。

さらに、防災・防犯のほか、食物アレルギーへの対応であるとか、あるいはインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症対策についても、学校における危機管理の強化に向けてさまざまな取り組みをさせていただいているところでございます。

ソフト面におきましては、児童・生徒の学力・体力向上に予算を配分して、先生方にも積極的に取り組んでいただこうと考えております。

また、特別支援教育に関しましても学校の要望を反映した支援員の配置を行っており、教職員の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。

また、新しい学習指導要領につきましては平成28年度から改訂され、移行期間を経て、小学校においては平成32年度から、中学校では平成33年度から全面实施される予定でございます。

また、毎年、中学2年生全員に参加をしていただいております広島平和学習につきましては、5年が経過するわけでございますが、私としては大きな効果を生んでいると確信しているところでございます。これからも継続してまいりたいと考えております。

最後に、市といたしましては5つの大きな柱として弥富市教育大綱を定めているわけでございますが、一つは学校教育の充実であり、一つは生涯学習社会の形成であり、一つはスポーツの振興であり、一つは文化芸術の振興であり、そして一つは青少年の健全育成でございます。一つ一つのテーマは非常に意味があり、大変大きな課題でもありますけれども、学校、

社会、家庭、行政がしっかりと連携をとり、あすの本市の担い手である児童・生徒を育んでいかなければならないと決意しているところでございます。議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの市長の御答弁でエアコンの導入というお話をいただき、本当にありがたいの一言に尽きると思います。子供たちもさぞ快適な環境の中で、さらに頑張れるだろうと思います。

まさに日進月歩という言葉があります。1年の間に国や県の方針がどんどん出てまいります。教育の弥富ということで、多方面にわたる進歩を期待して、質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 永井議員、ただいま質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井議員。

○5番（永井利明君） 休憩前に続きまして、質問の2番目に移らせていただきます。

潮見台霊園の運営と管理についてであります。

潮見台霊園ができて、もう40年ほどたっていると思います。はっきりとした沿革をお知らせください。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁を申し上げます。

弥富市潮見台霊園は、当時、公営の霊園がないことから、昭和49年1月8日に愛知県より許可を受け、整備をしております。この霊園はAからIまでの9つのブロックで構成されており、昭和50年11月にA・B・Eの3ブロック506区画、昭和60年2月にはC・F・Hの3ブロック432区画、そして平成19年1月にDの1ブロック200区画を整備し、整備済み区画数は1,138区画となります。

現在の状況ですが、利用許可を与えた区画は945区画あり、そのうち墓石が立っている区画数は618区画となります。なお、未整備についてはG・Iの2ブロック388区画となります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 今の答弁にもありましたように、かなり歴史があるということがわかりました。A地区からH地区合計で1,138カ所、既に墓石が立っている箇所が618カ所、購入はされているけれども、まだ立っていないところがたくさんあるということですね。

それと、全く整地されていないところが2地区あると思います。この全く整地されていない2地区ですが、今後どうなっていくということでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

現在整備している区画数1,138に対して利用していただいている区画数は945となり、約83%の利用状況であります。先ほどお答えいたしました、945区画のうち618区画は墓石が立てられており、残りの327区画においては、いまだ立てられていない状況です。昨今は、時代の変化に伴い、墓地を持つのではなく、違った形で考える方々もふえてきているのではないかと思います。最近、返還される方が多くなっているのも、そのようなことから考えますので、今後も返還の数がふえてくると思います。よって、当面は利用状況の推移を見ながら、残りの区画の整備時期を決定していきたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 御答弁にもありましたように、昨今、墓地・墓石に対する認識が変わってきているということがありますが、私は潮見台霊園の存在を知らない市民もたくさんいらっしゃるんじゃないかなあということを思います。この5年ほどの購入者数を教えていただきたいと思います。

また、既に購入されてはいるけれども、327カ所ですね、購入されているんだけど、結局立てなくて返還されている人もいるということではありますが、その数を教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

平成23年度からの5年間で答えいたします。

平成23年度利用許可8件、返還8件、平成24年度利用許可9件、返還11件、平成25年度利用許可2件、返還8件、平成26年度利用許可4件、返還7件、平成27年度利用許可5件、返還10件となります。

なお、墓石を立てた後返還された方が、平成26年度に4件、平成27年度に2件あります。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 先日、環境課へお邪魔して、何かパンフレットはありますかとお聞きしたところ、何もないということでございました。この時代ではありますが、さらなる周知も必要ではないかと思います。

ところで、1カ所の、購入とは言わないと思いますね、永代使用料ですかね、使用料代金は幾らになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

霊園の利用料ですが、3つの区分になっております。現在整備されている7ブロックのうちA・B・Eブロックが1区画10万円、C・F・Hブロックが1区画11万5,000円、そしてDブロックが1区画14万3,000円となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この代金の名目は永代使用料とかであると思いますが、管理費というのは入っているのでしょうか。お願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） お答えします。

霊園を利用するには、まず潮見台霊園墓所利用許可申請書を提出していただき、市より利用許可書と納入通知書を発行します。その後、永代使用料を納入していただくことになります。それ以降は利用者の方から料金を徴収しておりませんので、永代使用料には利用されている間の管理費を含むと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この潮見台霊園の全体の管理ですね、これは環境課が担当だと思いますが、年間を通してどんな管理をしてみえるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

霊園の維持管理についてですが、弥富市シルバー人材センターと委託契約を結んでおります。主な委託内容は、樹木の剪定、薬剤散布、除草及び清掃等を行っています。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 確かに購入されたところ、墓石が立っているところは、その持ち主というか永代使用料を払った方が除草とか清掃を行うということではありますが、道路脇であるとか共用部、敷地全体の管理は誰かがやらねばなりません。それをシルバー人材センターに委託されているわけですが、その委託作業は年何回、何月ごろにやってみえるのでしょうか、教えてください。

○議長（武田正樹君） 伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤仁史君） 御答弁申し上げます。

樹木の剪定作業については7月から9月に1回、薬剤散布作業については4月、8月の2回、除草作業については5月、7月、8月、11月の4回、園内の清掃作業については、トイ

レを含めまして週1回行っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） できて40年ほどということですが、北の排水路ですかね、その境にある白い鉄柵は朽ち果てているような気がいたします。一度よくごらんいただき、修理すべきところは修理して、より美しい霊園保持に努めていただくということを希望したいと思います。

最後に市長にお伺いします。

今後、潮見台霊園についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

先ほどまでは潮見台霊園の沿革であるとか、あるいは利用状況等を所管のほうから御答弁させていただきました。今後の運営等については、時代のニーズの変化に伴い、霊園を利用される方が減少していくのではないかと考えております。市民の方々に霊園の周知をと議員のほうからもお話をいただくわけでございますが、市のホームページだけではなく、私どもとしては窓口においても周知できるようなものを作成してまいりたいと考えておるところでございます。

そして、施設管理におきましても、利用者の方々に不便なく、そして安全に使用していただけるように、また新たな方々に対しても利用していただけるような施設を確認し、維持管理をしていきたいと考えております。

今後の潮見台霊園につきましては、隣接する火葬場が御存じのように40年以上経過をしてまいりました。老朽化が進んできているわけでございます。そして、そのことによって毎年、火葬炉の修繕工事も多額な経費を使って修繕をしているところでございます。こういったことを踏まえますと、霊園の未整備ブロックを一部利用して、平成29年度より基本構想を伴うような形で霊園の火葬場の整備を進めていきたいと考えております。これは、平成33年度まで合併推進債が利用できるということでございますので、その合併推進債を利用した形での新たな火葬場の整備をしていきたいと考えております。これは、平成29年度におきまして新市の基本計画の変更を考えていかなければなりませんので、議員各位にはよろしく御協力のほどをお願い申し上げていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、新たな火葬場の整備に対して、来年度からは基本構想、そして平成32年、33年度を目途にして整備を進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） また思わぬ御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。

今回の質問は、市内の公園についてと就学支援制度について質問させていただきます。

まず、ことしの初めの3月議会で、私自身が選挙中に皆さんに御要望を伺った際、公園の要望がたくさんございました。そこで、3月議会に公園について質問させていただいたわけでございますけれども、そのときの回答といたしまして、市内の公園の配置を調査し、ない場所については検討していきたいという旨の御回答がございました。ところが前回、9月議会の厚生文教委員会にてその経過を尋ねてみると、新たに公園をつくることは考えていないということで回答されておりました。

では、まずこの調査に至ってどのように今なっており、どのように検討されたのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

本年3月議会で御質問をいただいております、今後策定予定の緑の基本計画の中で公園等の適正配置を計画していきたいと回答させていただきましたが、今現在、財政も大変厳しい状況にありまして、現在予算化されておられません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そこで、調査に予算がかかるということで、現在、それが今、停滞している状況になっていると言われておりますけれども、ではその調査費に対して予算がどれくらい必要なのか、概算で結構ですので、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 概算でございますが、約1,300万程度と見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この計画の調査に当たって1,300万円と、結構高額だなあという実感はございますけれども、来年度予算を取って、こうした計画を調査することは考えておられますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 現在供用中の都市公園には、部分修繕の必要な施設も数多くございまして、本年度、公園施設長寿命化修繕計画を策定中でございます。今後は、この修繕計画に基づき、公園施設に係るトータルコストの低減と安全確保を図ってい

かなければなりません。

また、来年度からは都市計画マスタープランの見直し業務も予定してございまして、緑の基本計画はマスタープランに適合させる必要もございしますので、もうしばらくお時間をいただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これを計画していく中で高額になっている部分と、ちょっと時間が欲しいということでございました。

高額な調査ということでございますので、実際にどのような調査を想定されて、こうした1,300万に上るような状態になっているのか、調査の内容についてどのような形で検討されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 緑の基本計画でございますが、これは都市緑地法第4条で、緑地の保全及び緑化の推進に係る基本計画を市町村において定めることができるとされております。緑の基本計画は、先ほども述べましたように、市の都市計画マスタープランに適合していくことが必要とされております。

具体的な計画の内容でございますが、緑の市の将来像ですとか緑地の確保目標、また先ほどの中でも出ましたように緑の配置方針ですね、公園緑の配置方針、それと緑地の保全及び緑化の推進のための施策としまして公園緑地の整備方針、または管理方針等も定めてまいります。そのほか、緑化推進重点地区等の設定も含まれております。またそのほか、市民の声を取り入れるということもございまして、パブリックコメント等も実施してまいりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうした多岐にわたる形で調査されるということで、こうした高額な予算が必要になってくると言われておりますが、私としては早目にそうした調査を行ってほしかったのですけれども、予算と時間がかかるということで、私自身も、今、市民のニーズやパブリックコメントということでおっしゃいましたけれども、そうした部分において、公園のニーズということで皆さんの意見を聞いていきたいと思っております。

そうした公園のニーズがあるけれども、実際には公園のない地域等を回らせていただいて、話を聞いたり私自身がしたいと思って、またそれを報告させていただきたいとも思っております。ぜひその際には、前向きな検討をお願いしたいと思っております。もちろん、市のほうでもこうした緑の基本計画をなるべく早く調査できるような形で努力していただきたいなと思っております。

そこでまず、ニーズということであれば、3月時点から気にしておりました前ケ須の西・

東の勘助付近で、小さな子供が今、多い地域にもなっておりますけれども、そこに公園がないということで、現状子供たちはどうなっているかといえ、実際には道路、要するに車道で遊んでいる、遊ばざるを得ないような状況に置かれているわけでございますけれども、このような危険な状態を市としてどのように考えているのか。こうしたところは一刻も早く解消していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） この前ケ須勘助地区には、御指摘のとおり公園等は設置がございません。しかし、民間開発等によりまして確保されました200平米程度の広場が3カ所ございます。広くはないため遊具の設置ですとかボール遊びのほうはできませんが、当面はこの広場のほうの御利用をお願いしたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、民間開発で、余ったと言ったら変ですけども、そういった土地が小さな土地であるということで伺いましたけれども、一つ一つ確かに面積は広くなくて小さいかもしれませんが、それらをうまく利用して、今のような状態を一刻も早く解消していただきたいなと思っております。

また、このほかにも、前ケ須の勘助地域だけではなく、そういう地域があるようには思っております。まず、そういう地域を調査して、ない場所については、あらゆる角度から何とか子供たちが元気で遊べる、要は道路で遊ばざるを得ないような状況を解消する方向で、市の保有している土地や財産がございますけれども、特に利用が早急に決まっていない土地とか、そういった有効活用をしてもらいまして、また場合によっては民地であっても、これはちょっと使っていないさそうだなと、私が見るとどう考えても草がぼーぼーで放置されているような、そういった土地があると思うんですけれども、そういう土地を地主とも交渉して、買い上げとか、もしくは借用とか、そういうのも視野に踏まえながら、ぜひ子供たちが安心して遊べる環境を整えていくべきだと思いますけれども、そういったことに関して御意見のほうはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 3月議会以降、市が所有しております土地で公園として暫定的な利用ができないか等を調査いたしましたが、場所が遠いですとか、近い将来に本来の利用目的として使用しなければいけないなど、公園として早急に利用できる土地はございませんでした。また、この前ケ須勘助地区は現在も住宅開発が進んでおりまして、そういった業者からの問い合わせもございます。そういったことから、公園用地を早急に確保することは難しいと考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 3月議会以降、調査されたということでございましたが、私が言っているのは、今の状況でも、例えば今、前ヶ須勘助地域でいえば、小さいけれども、何とか利用できるように整備できるような土地があるということでございましたので、調査された段階では、そういう土地に対しては小さ過ぎて使用できないだろうという認識であったと思うんですよね。だから、そういった小さな土地でも、部分部分整備していけば何とか使えるようになるんじゃないかなと思うので、そのあたりを含めてぜひ検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員からは、市街化区域で公園の整備ということの御質問でございます。

緑の基本計画を我々としても早急に計画していかなければならないということは重々認識しているわけでございますけれども、前ヶ須の勘助地区におきましては、先ほども所管が話をしましたように、民間の住宅開発という形の中で、余剰地というか、そういった形の中の土地がございます。来年度、この広場におきましては、小さな面積ではございますけれども、安全の確保を図らなきゃならないというふうに考えておりますので、フェンスであるとか、あるいはベンチ等を設置して、利用し勝手のいいような形で整備をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、あいている土地等の借地計画につきましても、これも視野に入れていかなきゃならないなあとは思っておりますけれども、いましばらくお時間をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長におきましても、こうした前ヶ須地区に対して、まず早急に事故等のないように整備していきたいということもございました。またあと、時間はいただくけれども、これからそういったことを考えながらやっていただけるということで、強く要望しておきたいと思います。

また、この際ですから、これからは子供にかかわらず、タウンミーティングのほうでも要望がございましたけれども、前回の9月議会でも健康都市宣言を行いましたよね。その中で、お年寄りの健康推進も考えた上で、健康遊具なども設置を考えていつてはどうかなという質問をする予定でございましたけれども、この後、三浦議員のほうから、この健康遊具に特化したような質問をされるということなので、そちらのほうに預けたいと思っております。

私といたしましては、子供からお年寄りまで誰もが健康で笑顔あふれる弥富市にさらに一歩前進するために、この公園の配置を考え、現状ない場所についてぜひつくっていただきたいと思っておりますし、また市のほうも、そういう問題意識を抱えているということで、時

間はいただきますけれども考えていくということでございましたので、そのことを要望しながら、次の質問に移りたいと思っております。

2点目ですね、就学支援制度についてお尋ねいたします。

この間、就学支援制度について幾たびか質問をさせていただきました。この就学支援の受給条件においては、私自身はほかの市町より弥富市は大きく進んだ状況になっているにもかかわらず、なかなか金額がわかりにくいとか、そういった状況で周知されていない状態でした。それから市のほうもかなり努力されたなあという節が見られまして、所得と収入や、また世帯のモデルケースなどを示して、以前の周知と比べてもわかりやすい方法でインターネット等で掲載されている、または説明会にもそうしたものを提示して周知を図っているということで、わかりやすいものになってきているなど、努力しているなど思っております。

そこで現在、この就学支援制度を受けている人数や世帯はどれぐらいいらっしゃいますでしょうか、まず伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 就学支援補助金のお尋ねでございますが、これは経済的な理由によって就学困難な小・中学校に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に学用品購入費や学校給食費などを援助する制度の要保護・準要保護児童生徒就学援助費と、特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの保護者の方に経済的な負担を軽減するために学用品購入費や学校給食費などを支給する特別支援教育就学奨励費があります。

平成28年度、この援助を受けてみえる児童・生徒の世帯及び人数は、現在のところ、小学生・中学生を合わせて、要保護・準要保護就学援助費は185世帯、277名、特別支援教育就学奨励費は16世帯、16名であり、合わせて201世帯、293名です。

また、平成27年度における援助補助金の実績額として、小学生分が1,071万3,170円、中学生分として1,175万9,595円となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、就学支援について、受けられている数や金額等、御報告いただきましたが、以前に比べて傾向としてふえているのかどうかお答えください。もしくは変わっていないとか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 横ばいの傾向でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 横ばいということで、まだまだ皆さんに認知されていない状況になっているのかなとも思いますので、さらに周知のほうを、私自身も頑張っていきたいと思いますし、市のほうも努力のほうを引続きお願い申し上げます。

あと、この就学支援を受けられる方は、大体7月ごろに申請される方が多いんでしょうか。仮に入学してすぐ申請した場合に、あと初めに支給される日、申請がどれぐらいであって、その人たちが最初に支給される日は何月になりますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 申請については、今年度の場合、先ほど申しあげました支給人数293名のうち4月中の申請が224名です。また、7月までに273名で9割以上の方から申請をいただいております。受け付けは随時しておりますが、まずは年度当初から5月初旬の締め切りを決めております。取り扱いについては、その後も事務処理上間に合えば、6月や7月に入りましても受け付けをさせていただき、審査決定の上、7月を最初の支給月としております。

御質問にありました入学してすぐに申請をした場合、4月申請ということですので、最初は7月を初めての支給の月とさせていただいております。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 7月支給ということで、4月に申請される方が多くて、その方々が受けられるのが7月ということでは言われましたけれども、一番お金が必要になってくる時期というのは入学準備の入学前だということだと思いますけれども、それが4月で申請しても7月からしか支給されないとなると、3カ月ほど待たなければならないという状態になります。ゆとりがあって別に大丈夫という家庭はよいのかもしれませんが、そもそも就学支援を受けるということは、それほどゆとりはない状態になっているものだと思います。そうしますと、その方々にとっては、その3カ月をやりくりするだけでも結構大変な思いをされて、何とか乗り切っている状況になっておると思いますけれども、何とか支給開始日を早めることはできないんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 早目の支給ということですが、こちらの対象者については、弥富市立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者であることとしておりますので、入学前ではこの制度の対象者ではないということ。また、支給決定に当たりましては、前年中の所得に基づき審査しますので、税務担当部局において6月に確定した所得額、また住民税の課税状況をもって判断し、7月に支給することとしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、入学前だと制度対象者ではないということですが、その点に至っては、あらかじめ大体予想ができると思いますので、その部分は何とかクリアできるかもしれませんが、6月の確定所得ですよね、この条件に至っては確かに

所得の変動があるということでもありますので、これを待たなければいけないということでもありますので難しいということでもあります。この点におきましては、確かに問題として解決していくのは難しいのかなとは思いますが、ほかの制度で使えないか等、私自身新しく調べ直しまして、そのことを考えながら今後考えていきたいと思っています。

まだまだ就学支援制度自体、知らずに大変な思いをされてやりくりされている御家庭もいらっしゃると思います。そういうことも含めながら、私のほうでも市民の皆さんに頑張って伝えていきたいと思っています。

小学校や中学校に関しましては、そうした就学支援のほうがございますが、高校生になると、それがもちろんございません。ただ、受けられないとはいえ、私立であれば助成金があったり、公立は授業料無料ということで、ないということでもありますので、そういった形で私立等でさまざまな援助が受けられるかと思いますが、どのような援助が受けられるのか、公立・私立でどれぐらいの違いがあって負担額がどれぐらいになるのか、簡単でいいものですから、ぜひこの機会に説明していただきたいなと思っています。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 高校の就学支援ですけれども、県のほうの私立高校のほうの就学支援のほうは、これも収入によって段階がありますけれども、大体350万円未満ならば入学金も授業料も無料になっております。

それから、ちょっと細かいことは今資料がないもので言えませんが、40歳の大体の平均年収610万円ならば、授業料が大体一月3万3,000円のところ2万2,000円の補助、すなわち授業料は大体1万円ぐらいで済むということで、私が以前に勤めていた私立高校では、1,400人の生徒の中で180人だけその助成を受けられない、すなわち8割5分の生徒は県と国の私学助成の助成を受けていると、これが大体愛知県の私立高校の現状であります。

それから、市のほうでも所得に応じて年間1万円の私立高校に行っている生徒さんへの助成を行っているという現状でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、教育長のほうから、私立でも負担が少ない状態で受けられるというのが今の教育状態だなと思っております、大変大きな援助が受けられるということで、子供の未来の可能性が大きく広がっていくんじゃないかなと思いますので、ただ1点、まだまだそうした援助制度や就学支援制度等を知らずに、本来受けられるのにもかかわらず受けていない方々もいらっしゃると思いますので、ますます周知をして、必要な方に必要な支援が行き渡るようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に障がい者のグループホームについて質問をいたします。

グループホームは、身体・知的・精神障がい者などが、世話人の支援を受けながら、地域のアパートやマンション、また一戸建てなどで生活する居住の場をいい、グループホームは入所施設と比べると規模は小さく、複数で暮らす生活の場です。したがって、グループホームにおける支援は、一人一人のニーズに沿って支援することになります。

国は、障害者自立支援法を廃止し、障がい者のために新しい総合的な法律である障害者総合支援法を成立、平成25年4月1日より施行されております。この法律により、重度訪問介護の対象者の拡大や、グループホーム、ケアホームの2つに分かれていたサービスがグループホームに一元化されました。

本市におかれましても、こうした国の法改正や制度などに伴いまして、平成27年度から平成29年度までの3カ年を計画期間とする弥富市障がい者計画・第4期弥富市障がい福祉計画を策定していただきました。新たな計画では、「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」を計画の基本理念に掲げ、障がい者や高齢者等社会的な障壁がある方も、あるがままをお互いに認め合い、尊重し、ともに支え合いながら、全ての人が同等の権利を享受し生活できるノーマライゼーションの社会実現を目指すことをお示しくださっております。

そこで初めに、本市における障がい者の現状についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

平成28年4月1日現在の障害者手帳の交付状況でございますが、身体障害者手帳が1,403名、療育手帳が291名、精神障害者保健福祉手帳が291名、全体としましては1,985名となっております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

今回、私はこの質問をさせていただくに当たりまして、ある新聞報道の中で、「娘1人残して逝けない」と題しました母親の思いを記した記事に感動し、深く考えさせられた記事がありますので、少しここで読ませていただきます。

娘1人残して逝けない。大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの緩和ケア病棟に70代の女性が乳がんの末期で転院してきた。体にたまった水を抜いたりモルヒネで痛みをとったりするなど苦痛の緩和が中心となり、本人も死が近いことがわかっていた。入院5日目、体の痛みがある程度やわらいできた女性は、「助けて」と看護師に打ち明けた。女性は、自分のがんの痛み以上に深刻な家庭事情を抱えていた。女性には40代の一人娘がおり、発達障がいがあった。小遣いをもらって近所に簡単な買い物には行けるが、家事はほとんどできない。女性は入院中、娘のために、自宅にヘルパーや宅配弁当を頼んでいた。緩和ケア病棟に来るまでは、娘を残して死ぬ事実と正面から向き合えず、何の対処もしていなかった。既に夫は亡くなり、娘を託せる親族や友人もいない。私一人ではもう何もできないと事の重大さに気がつく、毎日、看護師や医師に「娘をどうかお願いします」と訴え続けた。病棟では、医療スタッフだけでは対応できず、ソーシャルワーカーも呼び、女性と話し合った。娘が生きていくにはどうすればいいか、女性が亡くなったときの事務処理や財産管理をどうするのか、課題は山積みだった。女性の地元自治体の福祉担当者にも相談をし、司法書士による後見人制度を使うこととなった。信頼できそうな司法書士に病院に来てもらい、女性に何度か会わせた。この方なら全部託せると、女性も納得した。後見人契約は普通は約3カ月かかるが、それでは間に合わない。手続を簡易化して、約1カ月で済ませた。その間、看護師は逐一経過を女性に報告した。福祉制度などを利用し、娘が1人で生きていける見通しが立った。入院40日目、後見人契約の日だった。女性の容体が悪かったため、関係者には時間を繰り上げて病院に来てもらった。契約中の女性の意識は鮮明で、これでよかったのよねとほっとした様子で署名をした。その日の夕方、眠るようにして亡くなったという記事でございます。

障がい者の親も当然高齢になるわけでありまして、障がいのある我が子の世話がいつまでできるのか、また親亡き後の我が子はどうなるんだろうかと、強い不安でいっぱいだったと思います。私も市民の方々より同じように、将来を案じる声や御相談をお受けします。

そこでお聞きします。市のほうにも、こうした課題に対し、相談や要望などはありませんか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

障がいを抱える御家族からの御要望についてですが、平成27年2月に市役所におきまして、弥富市中心身障害児（者）父母の会である「ひまわり会」の御家族の方と懇談会を開催いたしました。御家族からは、グループホームの必要性についての御意見や御要望を伺いました。特にグループホームの事業者については、親亡き後も将来にわたって安心した運営ができる公的な支援・関与があるグループホームの設立を望んでおられました。

また、毎年この会主催で開催されます七夕祭りやクリスマス会などの各種イベントなどに

おいても、役員の方からその都度御要望を承っている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 問題は、障がい者を抱える親が高齢化をしていることです。弥富市障がい者計画・第4期弥富市障がい福祉計画の中のアンケート結果から見る施策ニーズの中でも、今後5年以内に希望としてどこで暮らしたいかという質問に対しまして、回答では、一番多いのが自宅、そして2番目には障がい者のグループホームということで希望されております。

そこで、市長にお伺いをいたします。

就労または就労継続支援などの日中活動をしている知的障がい者や精神障がい者の方々が、共同生活をしながら相談や食事の世話などと生活支援を受けられて地域生活へ移行できるように、障がい者のためのグループホームの設立を考えるべきだと考えますけれども、本市といたしましてどうお考えになるか、市長にお答えをお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員に御答弁させていただきたいと思います。

先ほど担当のほうから話をしましたように、昨今では身体障がい者、特に精神的な障がいをお持ちの方、あるいは知的な障がいをお持ちの方が我が市としても大変ふえてきているというような状況でございます。また、弥富市の心身障害者父母の会であります「ひまわり会」の皆さんからも、私のほうにおいてもさまざまな御意見をいただいております。そして、強くグループホームの実施を要望されているところでございます。

市といたしましては、平成26年度に策定いたしました平成27年度から29年度までの3カ年計画でございます弥富市障がい者計画と第4期弥富市障がい福祉計画におきまして、グループホーム等居住支援サービスの充実を重点項目に上げておるところでございます。

現在、市といたしましては、海部南部の障害者自立支援協議会の中におきまして生活の場チームというのを立ち上げさせていただきまして、平成28年9月からアンケートを実施させていただいております。まだアンケートの途中ではございますけれども、将来は自宅以外の施設やグループホームの利用を希望されている方が全体の回答の50%というような状況でございます。そのうち64%が、何と30代以下の若い方で占められているのも一つの大きな特色ではないかなあというように思っております。

いずれにいたしましても、市としてはグループホームの実施、あるいは運営など、今現在県のほうと、これは事業認可が県のほうになりますので、今、県のほうとも協議を重ねておるところでございます。この計画の期間内でありまして平成29年、来年度になりますけれども、市としてはこのグループホームの設置に対して一定の方向を示していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。ただいま市長より、今ちょうど推進への御検討中ということで、またこの計画の中で一定の方向性を示していただけるということで御答弁をいただきました。どうか一日も早いグループホームの設立をお願いし、強く要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、骨髄移植ドナーへの支援について質問をいたします。

公益財団法人日本骨髄バンクは、急性骨髄性白血病や再生不良性貧血などの血液の難病に有効的な治療法である骨髄移植を推進するため、骨髄提供希望者であるドナーを募り、患者さんへ骨髄などを提供する橋渡しを行い、全ての患者に生きるチャンスをとということで平成3年12月に発足以来、この12月に設立25周年を迎えます。最初の非血縁者間の骨髄移植は平成5年1月に実施をされまして、本年10月に行われた移植までこの24年間では、2万人の患者さんに命をつなぐ移植が行われたとあります。

日本骨髄バンクによりますと、現在ドナー登録者数は約46万人で、骨髄バンクを介した非血縁者間の骨髄移植も全国で年間1,300件程度実施されるほどとなり、白血病など血液の難病に係る医療提供体制の中で重要な役割を果たすとともに、こうした病気に苦しむ人たちにとっても大きな希望であると思います。

そこで初めに、市内在住者の現在におけるドナー登録者数と提供者数をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 骨髄バンクのドナー登録とは、骨髄・末梢血管細胞 ―― 以下「骨髄等」と申し上げます ―― の提供希望者が白血球の型（HLA型）などを日本赤十字社に登録することをいいます。

ドナー登録できる方の条件は、骨髄等の提供内容を十分理解している方、年齢が18歳以上54歳以下で健康な方、体重が男性45キログラム以上、女性が40キログラム以上の方であります。ただし、血圧、病気の既往歴などによってはドナーの登録ができないことがあります。

ドナー登録の受付窓口は、愛知県では一宮保健所ほか4保健所、愛知県赤十字血液センター及び同豊橋事務所と7カ所の献血ルームの計14会場でございます。津島保健所は入っておりませんが、ことし11月17日に特別登録会受付として津島保健所実施による登録受け付けが愛西市佐屋保健センターで行われました。弥富市でも、10月23日開催の健康フェスタ2016の中で骨髄バンクドナー登録会を津島保健所により実施されましたが、登録者はございませんでした。

日本骨髄バンクによりますと、平成28年10月末現在、全国で46万7,100人、愛知県は1万9,554人のドナー登録があり、人口1,000人当たりの登録者は全国40位となっております。ま

た、提供者数は愛知県の方で採取した方が1,564例となっております。

日本赤十字社によりますと、弥富市内の登録者数は平成28年3月31日現在で111人であり
ます。提供者数は、公益財団法人日本骨髄バンクによりますと、平成28年11月24日現在で4
人となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま民生部長からも、ドナー登録についていろいろ御説明を
いただきました。

ただいまは弥富市内の登録者数が111名、そして提供者数は4名ということをお聞きいた
しました。このドナー登録というのは、献血ルームなどで、先ほどもお話にありましたけれ
ども、18歳から54歳の男女から受け付けをして、実際にドナーとなれるのは20歳から55歳と
あります。

骨髄移植は、骨髄を提供する方と移植を必要としている患者の白血球の型が適合すること
が必要で、骨髄バンクに登録されている方の中から患者に適合する型の人を見つけ出し、そ
の人から骨髄提供者になるかどうかの最終意思を確認した後、骨髄採取が行われます。

しかし、一定の骨髄バンク登録者があるにもかかわらず、大きな課題があります。それは、
骨髄バンクに患者登録をしている患者さんの9割以上に血液のHLA型が適合したドナー候
補者が見つかるのに、実際に移植を受けられたのは、そのうちの6割にとどまっている
ということです。

その原因として、実際に骨髄を提供するドナーになると、健康診断や骨髄採取のために1
週間近い通院、そしてまた入院が必要になるため、提供する意思はあっても、仕事の都合な
どさまざまな理由から時間をつくることができずに提供を断念せざるを得ない状況にあるか
らです。

こうした方々のために、経済的にも精神的にも心配なくドナーになっていただけるよう、
新潟県の加茂市は平成23年4月から全国発の骨髄移植ドナー支援事業を実施しています。そ
の主な内容は、骨髄の提供に伴う休業等の経済的負担を支援する目的で、骨髄提供にかかわ
る通院・入院に要した日数に対して市が助成金を交付するもので、1日につき2万円の助成
を行っています。

また、岐阜県瑞浪市ではドナーに1日2万円、そして勤務先に1日1万円と、最長7日間
分を支援する助成事業を実施するなど、同様の制度は全国で約170の自治体が、この制度を
導入されております。

そして、これは本年9月の新聞報道にあったんですけれども、名古屋市議会の35歳の男性
議員が、ことし5月に白血病と診断をされ、ドナー確保に手間取ったみずからの経験を踏ま
え、同じように病気で苦しむ人を助ける環境整備に役立ちたいとの思いで自身の白血病を告

白したとされ、御本人いわく、骨髄バンクに登録しても、さまざまな事情で協力できない人が多くいる現状を身をもって知った。移植のために仕事を休む場合、休業補償が認められる制度が広がってほしいと、ドナー支援助成制度の必要性を訴える記事が掲載されていました。

しかし、この報道から2カ月足らず、残念なことに男性議員は移植が必要となるタイミングにドナーが見つからず、骨髄移植を受けることなく先月亡くなられたこととお聞きいたしました。心より御冥福をお祈り申し上げます。そして、名古屋市も近く、この助成制度が導入されることもお聞きをいたしております。

そこで、お伺いをいたします。仕事や家庭への負担などで経済的な不安なく骨髄提供ができる環境整備のため、本市におかれましても骨髄移植ドナーへの助成制度を導入すべきと考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 白血病など血液の病気を治すには、骨髄移植等が有効でございます。この移植が成功するには、患者さんとドナーの白血球の型が一致しなければなりません。この型が一致する確率は、兄弟姉妹で4人に1人、非血縁者間では数百人から数万人に1人と非常にまれで、移植を受けられない患者さんが少なくありません。

そのために一人でも多くの方にドナー登録をしていただくことが重要でございまして、広く一般の方々に善意の骨髄等の提供を呼びかけ、骨髄ドナー登録者をふやす必要があると考えています。日本骨髄バンクや県と連携し、ポスター、パンフレットの配布、ホームページを活用し、普及啓発活動に協力してまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、骨髄バンクに登録されているドナーとHLA型白血球の型が適合しても、最終的に骨髄等の提供に至らないケースが見受けられるようでございます。その原因としましては、ドナーが実際に骨髄等を提供するには、議員もおっしゃられましたけれども、通・入院7日間程度必要でございまして、その中で家族から反対されたなど周囲の理解が得られない、仕事を休みにくく休業補償がない、後遺症が残存する可能性がある、家族の介護、子供の保育、家族の交通・食事等のドナー本人以外への費用や労力負担について補助がない。全身麻酔による手術のため、行われる処置が全身麻酔を経験したことのないドナーに関しては予想以上に大がかりに感じられるなどが上げられております。

入・通院や交通費などは健康保険から支払われますが、骨髄等提供に伴う休業や子供の保育、家庭の介護など、経済的に支援するものはございません。こんな中、愛知県では、犬山市、東浦町が休業補償の支援事業を行っております。

本来ならば国や県が支援制度のことを策定していただけるとよいのですが、今後の国、県、近隣市町村の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今、部長のほうから御答弁をいただきました。

一人でも多くの患者さんを救うために、行政ができ得る限りの施策を講じて、積極的に骨髄バンク登録の普及また啓発を行うことは、命をつなぐボランティアのお手伝いをするということでもあります。

また、助成制度につきましても、ただいま愛知県では犬山市、東浦町、また近くは名古屋市も導入されるということをお聞きしております。そうした実施する自治体の取り組みを調査・研究していただくなどいたしまして、最終的に骨髄の提供につながるよう、ドナーの方の負担軽減であったり、また移植、そしてドナー登録につきましてはさらなる拡大を推進していただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光です。

通告に従いまして2点、次年度における防災、そして公園の有効活用について質問をいたします。

11月6日に举行されました愛知県弥富市津波・地震防災訓練が成功のうちに終了し、改めて市民の皆さんの防災に対する意識が高まったのではないのでしょうか。

そんな折、11月22日に午前5時59分ごろ、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、福島、茨城、栃木の3県で震度5弱を記録しました。5年8カ月前の東日本大震災以降に発生した津波の中では、宮城県仙台市の仙台港では140センチと最大規模でありました。地元自治体や住民の方々の対応は素早く、津波警報や津波注意報が発令されたら、何はさておき高台に避難するという教訓に従っての行動がなされたそうです。

これを踏まえてまず、次年度の平成29年度に向けての防災について質問をさせていただきます。

私は平成26年度より海部地区水防事務組合議会議員に配属され、この28年度から引き続き組合議会議員として3年目を迎えております。洪水や高潮に際して、それによる被害を軽減することを目的に1949年に制定された法律で、水防組織と水防活動を定めています。この法律で、水防行政の基本的な責任主体は市町村とされております。関係市町村が共同して設置しているのが水防事務組合でございます。

海部地区水防事務組合は4市3町村で構成されておまして、日本最大と言われるゼロメートル地帯に位置し、管内のほぼ全域が海面よりも低い土地であり、昔から水害に悩まされていた地域でございます。その中でも昭和34年9月に発生しました伊勢本台風では、この地方に未曾有の高潮被害により甚大な人的・物的被害をもたらしました。現在、昭和51年9月

の日光川水系目比川の破堤による水害以降、大きな被害は発生しておりませんが、堤防改修、排水機の整備が進み、組合としても水防活動に必要な倉庫の整備、維持管理、資機材の備蓄・点検を行い、毎年、海部地方総合防災訓練を実施しているのが現状でございます。

そして今回、質問事項となっておりますが、水防倉庫でございます。管内に事務組合設置倉庫が35棟、愛知県設置倉庫が6棟で、合わせて41棟が現存しているということでございます。弥富市におきましては、事務組合設置は5棟、市役所設置が1棟となっております。

この倉庫の近隣の方々から、いつも鍵がかかっているが、自分の地区の自主防災会で流用できないかというような問い合わせがございました。危機管理課から資材・機材の一覧表を見させていただきまして、一般の方、自主防災会の方々では使用できるものは収納されていないというような報告をさせていただいたということでございましたが、今回、議会のほうが開きましたタウンミーティングの場で、また同様な質問がなされたということで、今、改めて収納されている機材・資材の詳細をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

本市内には、議員のお話のとおり水防倉庫が、水防事務組合設置のものが、十四山倉庫、前ヶ須倉庫、加稲倉庫、加稲山倉庫、鍋田倉庫の5カ所と、本市が設置したものが三稲にありまして、全部で6棟となっております。

ここに保管してございます資機材につきましては、行政が災害時における救助活動の際に活用いたしますために保管してあるもので、地域の皆様が御自由にお使いいただくためのものではありません。

防災・減災は自助・共助がとても重要であります。地域の自主防災会の皆様には資機材補助金を御用意し、活用いただいていると考えております。

収納されている資機材の詳細についてのお尋ねでございます。倉庫により違いがあり、全てが同じというわけではありませんので、合計数を述べさせていただきます。

まず、主要資材につきましてです。くい木が、4メートル以上のものが1,080本、3メートル以下のものが2,230本、麻袋2,340袋、縄が618キログラム、鉄線583キログラム、ビニール袋のほうは34万6,650袋、ビニールシート36本。

続いて主要機材といたしましては、タコづち51丁、かけ矢38丁、スコップ134丁、のこぎり35丁、おの40丁、ペンチ22丁、ハンマー17丁と大ハンマーのほうがあとほかに75丁、シノ25丁、命綱19本などが収納されております。いずれも洪水時等に関する水防工法のための資機材でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 広域的または専門的に使用される資機材ばかりだというような認識

でございます。市民の皆様にも納得していただけるのではないかなと思います。それぞれの地区に応じた必要な資機材は、自主防災会への上限50万円80%の補助金を有効に使用していただくのが一番有効であると私も思っておりますので、また市民の皆様をお願いをしていきたいと思います。

また、この水防倉庫の資機材は、災害時に使用する際、持ち出しに手順があるのでしょうか。また、水防事務組合との連携というようなこともあわせてお尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

さきに述べましたとおり、収容されています資機材につきましては、くい、麻袋、縄、スコップ、かけ矢などを初めとする水防対策に活用するためのものが準備されており、これを行政側が活用し、非常時に堤防の補修を初めとする水害対策に備えようというものでございます。

実際の災害時には、市の災害対策本部の指示により水防倉庫の資機材が使われます。水防組合は、市からの使用報告により、後日、次の災害に備え、資機材を補充してまいります。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） この件に関しては、海部地区水防事務組合にもお尋ねしたわけでございますけれども、市と組合との関係、よく理解できました。お互いの連携で万全な準備をしていただきたいと思います。と思っております。

次の質問に移ります。

次に、防災Wi-Fiについてでございます。

総務省において、観光・防災Wi-Fiステーション整備事業及び公衆無線LAN環境整備支援事業というWi-Fi環境の整備促進事業がございます。観光や防災の拠点などにおける来訪者や住民の情報収集などの利便性を高めるため、観光拠点及び防災拠点などにおける地方公共団体、また第三セクターに対し、その費用の一部補助を行う事業であります。

災害時には平常とは違うトラブルが起きます。通信の領域でもそれは同じでして、いつもは当たり前のように使える固定電話や携帯電話がつながりません。通信インフラへの被害や通話の集中によって通信網の処理限度を超えるからでございます。情報を収集し、伝達できなければ、救援活動もままならなくなり、万が一に備えてでき得る限り多くの通信手段を準備していくことが求められると思います。

しかしながら、災害発生時に備える費用には限りがあります。費用対効果を考え、バランスのよい防災体制を整えなければなりません。そこで注目されるのが、Wi-Fiによる防災対策、防災Wi-Fiであります。

東日本大震災では、従来の通信手段が使えない中、SNSによる情報収集・発信が大きな

役割を果たしました。そのため国でも、地方自治体に向けて補助金制度を用意して、その普及の後押しをしてもらっています。これが総務省が実施しております観光・防災Wi-Fiステーション整備事業と公衆無線LAN環境整備支援事業であります。平成28年度当初予算としても上げられております。

熊本地震でも各通信事業者がWi-Fiのアクセスポイントを無料開放し、Wi-Fi環境の情報収集・発信に寄与しております。最初、4月15日に熊本県内で無料開放が実施され、大分県を中心に九州で広範に地震が発生したことを受け、4月16日には九州全域に対象が拡大されました。その結果、SNSを通じた情報発信と拡散により各地の詳細な情報が公開され、現状把握に大きく貢献した実例があります。

長距離無線LANシステムとしての一例を紹介いたしますと、太陽光パネルによる完全自立運用で景観や環境に配慮したシステムで防災拠点として、住民の安否確認や情報提供として、平常時・災害時ともに活用できるタイプが有効だと思われます。災害時に避難誘導灯としても活用でき、照明灯に中継機能、カメラ機能、Wi-Fi機能などが付加でき、設置場所や用途に合わせて組み合わせることができるそうです。電源、通信ケーブル不要の常時設置型のシステムであります。そして、Wi-Fiエリアが必要な場所に設置するだけで通信環境を整備することができ、小型な外観で環境への配慮が必要な場所や期間限定設置などに適した臨時設置型のシステムという2つがあります。

弥富市としては、防災という観点から、このWi-Fiが地域安全のインフラになり得ないのでしょうか。大治町では中学校のグラウンドに太陽光利用の防災情報ステーションを設置しているということですが、弥富市としても学校ないし一時避難指定場所への太陽光利用の防災Wi-Fiステーション設置のお考えはないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

災害時に通信手段の確保としてのWi-Fiの利用推進につきましては、確かに災害により多くの人々が一斉に携帯電話等を使用し、通信に障がいなどが生じた場合に、Wi-Fiが使用可能であれば、有効な通信手段であると言えます。

しかしながら、一方で大規模災害発生時には通信事業者も可能な限り電気通信サービスを確保し、提供できるように対策計画を策定し、努力していくとのごとでございます。ですから、本市におきましては、通信事業者へのアクセスポイント確保の要請を初めとした災害への対応の協力要請とあわせながら、平常時には市民への情報提供などへの利用の活用方法を含めた費用対効果の検証とともに他の自治体の先進事例などを踏まえまして、本市といたしましても単独施設の設置についてと通信事業者の設置状況を踏まえながら、Wi-Fiステ

ーション整備の検討をしてみたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 総務省情報流通行政局によりますと、Wi-Fiの整備は民間通信業者の取り組みが進んでいるということでございます。投資インセンティブの低い防災拠点については、まだまだだというようなことも聞いております。市に1台でも、後者に述べました必要時にだけ避難拠点に持ち出せる臨時設置型のWi-Fiステーションの検討並びに今後とも民間通信業者と連携をしていただきまして、防災ステーションのあり方をこれからも検討していただきたいと思います。

次に、過去何度か同報無線に関しては議員の方々、質問がなされておるということでございますが、その時点で問題点を数多く指摘されております。家屋の気密性が増してきたため、屋外スピーカーの音が聞き取りにくく、一方で音量を上げれば、近くの気密性の住宅の住民には騒音被害となります。これまでも声が聞き取れないとの苦情は多かったわけでございまして、過剰音量との兼ね合いで、これといった解決策が見出されていないのが現状でございます。気象警報などの告知は、ケーブルテレビやコミュニティFMなどの情報と共有をしていただくことが、現在一番有効な利用方法でないかと思われております。

現状、同報無線のほう、気象警報の告知、子供の見守り放送、選挙の投票日の案内、夕方の時報のお知らせなどとなっておりますが、運動会などの開催延期連絡は行っていないというようなことで私のほうは理解をしておりますが、再度、市内の同報無線の放送可否ということについてお聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） 同報系防災行政無線は、災害の発生が予想される場合などの緊急情報を市民にお知らせすることを目的に整備されており、一般通報では行方不明のお尋ねや犯罪発生情報など人名や財産に影響を与えるおそれのあるものや、選挙、防災訓練、交通安全、火災予防など市民生活に特に密接に関連し、多くの市民の協力を得る必要があるものに限定し放送しており、本市の危機管理上の主要な広報媒体でございます。

また、広報を行う場合、イベント等の告知などは、日時や場所だけではなく具体的内容もきちんと伝える必要があることから、短く正確に伝える同報無線は元来不向きであり、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、そして「広報やとみ」など、画像や文字、音声で幅広くお知らせできる媒体で情報提供することが効果的で、来訪者の増加にもつながるものではないかと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦義光議員。

○11番（三浦義光君） 近年の大規模災害の発生を教訓といたしまして、同報無線はこれまで以上に多様化・高度化する通信ニーズへの対応が要求されるとともに、平常時の有効活用

はさらなる改善が求められるんだと思っております。

また、先ほどの太陽光パネルつき防災Wi-Fiステーションの質問にも関連をしてくるわけですが、同報無線の柱に太陽光パネルを設置し、非常時での携帯電話などの電源にできないものかということをおっしゃるんですが、コスト的に大きくならないと思うんですが、この見解もお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

災害時に人々が集まるのは避難所であると考えております。現在の同報無線の設置場所としてはわかりやすいのですが、携帯電話の電源ということは充電を含めてと想定しましたもので、ある程度の時間が必要でもあり、それらを踏まえまして同報無線の柱には設置の予定はございません。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 確かに、どれぐらいの太陽光パネルでどれぐらいの電気が得られるのか疑問が残るわけですが。各同報無線ごととはいかなくても、一時避難所への設置ということに関しては検討していただく余地はあろうかと思っておりますので、お願いをいたします。

次の質問に移ります。

弥富市消防団は、海部南部消防組合と並び消防の両輪であります。消防団員の方々は本業を持ちながら、地域防災の中核として消防・防災活動に当たっていただいております。現在、社会情勢や住民意識の変化に伴って、団員の確保が難しい状況にあります。今後も少子・高齢化の進展による人口減少が予想され、限られた中で消防団の充実・強化を図りながら総合的な地域防災力の向上を考えていく必要があります。

このようなことから、消防団員の活動しやすい環境整備と住民の認識向上を図ることを目指して、消防団の充実・強化をしていってもらいたいと思います。この最たるものが分団格納庫の充実だと思うわけですが、今年度、第6分団格納庫の建築工事を行っていると思うのですが、市内分団格納庫の現在の状況はどのようになっていますか、築年数、構造など詳細をお聞きしたいと思います。また、今後改築予定があるというところがあれば、またそこに関してもお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

分団格納庫の構造は鉄骨づくり平家建てで、第2分団のみが2階建てです。建築年は昭和49年建築のものが最も古く、最も新しいのは平成26年建築となっております。

今年度は、議員のおっしゃるとおり、第6分団の格納庫建築工事を行ってまいります。今

後につきましては、建築の必要性は感じており、まだ確定してはいませんが、確保された用地のある地域での建築を検討しているところでございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 新しい格納庫ができれば、余計既存の格納庫の老朽化が目立つというようなことであります。しかしながら、用地問題を含め、これは消防団だけではなく、それぞれの地元自治会の協力も必要になってくるんだと思います。弥富市、そして自治会、そして分団と三位一体となって検討していただきたいと思います。

次は、分団ポンプ積載車について質問をいたします。

現在、3名乗車のトラックベースであるということでございますが、使用年数はどれぐらいになっておるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

全積載車のうち最も古い年式のものは平成15年式で1台あります。続きまして、平成16年式が5台、平成17年式が6台、平成18年式が7台ございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 一番新しい積載車では10年経過をしているということでございますね。

これを踏まえての質問でございますが、3名乗車で後部荷台に3名分の補助席がつくタイプになっていると思うんですが、現状、荷台に乗車というのは出勤時大変危険なのではないでしょうか。実際、火事などの災害時、荷台に乗車して出勤を行っているのでしょうか。

蟹江町消防団では現在、6名乗車定員のダブルキャブタイプのトラックがポンプ積載車ということになっておりますが、これは全分団使用されているということでございます。このタイプですと、団員の出勤時の危険度は軽減がされますし、後部座席がなくなった部分に、これまで積載できなかった機器・器具も持ち出し、出勤できるのではないのでしょうか。将来的にダブるキャブタイプのトラックへの変更という予定はございませんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 羽飼危機管理課長。

○危機管理課長（羽飼和彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、現在、火災時等の非常時の出勤には、車内に3名乗車し、荷台に3名までができることになっております。蟹江町では既にダブルキャブの導入がされているようですが、本市においても車両の老朽化という状況を踏まえまして、順次買いかえていきたいと考えております。その際には、安全面も考慮してダブルキャブの導入を検討してまいります。しかしながら、分団によっては、新しい車両は車体が大きくなるため、現在の分団格納庫では使いづらくなってしまうなど別の問題も生じてまいります。今後は、現状も踏ま

えながら、地域のお考えもお聞きしながら、最もよい方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） これは先ほど格納庫の充実にもつながっていつてしまうわけでございますけれども、でき得る限り早い対応をお願いいたします。

最後に市長に統括をしていただきまして、防災Wi-Fi及び消防団の充実・強化についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁させていただきます。

11月6日の県と私ども弥富市の総合的な防災訓練におきましては、議員各位にも、また多くの市民の皆様にご参加いただき、その防災訓練が実りあるものになったということを改めて感謝申し上げていきたいと思っております。

その防災訓練のときにおきましても、さまざまな通信施設を持ってみえる業者の方にも出展をしていただき、この時代における防災・減災が、そういった業者との連携というのがいかに大事であるかということも私たちは学ばせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、Wi-Fi及び消防団の充実・強化につきましては、防災・減災という立場に立っても大変重要であるということを確認しているところでございます。しかしながら、本市にとって何が一番有効であるかということを考えながら進めていかなければならないと思っておりますので、これからは担当課と通信業者との研修というようなことを進めていきたいと思っております。

特に防災Wi-Fiにつきましては、観光や学校教育で使用するなど視野を広げて協議をするとともに、災害時にアクセスポイントまでの通信回線が確保されるかどうかというような形での運用面までも課題として確認していかなきゃならないだろうと思っております。また、海部地域との自治体の連携も視野に入れていかなければなりませんので、そういった形の中で防災Wi-Fiにつきましては、自分たちの自治体のみならず、他の自治体との連携ということも視野に入れていきたいと思っております。

消防団につきましては、さまざまな角度から御質問をいただきました。現在、弥富市は16分団で構成をされているわけでございますが、1分団23名という定員数でございます。定員を満たしているところと満たされていないところの分団がまだあるわけでございます。まずは団員の確保というところが、今、喫緊の課題かなあというふうにも思っております。

私どもとしても、弥富市の職員が弥富市の在住の職員という形の中であれば、ぜひ消防団に加入していただきたいということで、私どもの職員のほうに積極的に消防団に加入することを勧めさせていただいておるところでございます。

また、平成23年3月の東日本大震災から多くの教訓を消防団も学んでおるわけでございます。そうした形の中において、団員の自然災害との向き合い方というか、そういったことが非常に重要になってくるなあと考えております。防災・減災の技術、あるいは知識をどう吸収していくか、会得するかということについて、来年度はそういったような講習会等も含めて消防団の方にも勉強をしていただきたいと思っております。

また、車両等の更新につきましての御質問でございますが、保管場所との兼ね合いという形の中において、地域の自治会の皆さんと一緒に、分団倉庫というようなことも含めてこれから考えていきたいと思っております。

そうした形の中で、今まで消防団の新しい建設につきましては何カ所かでやってまいりましたけれども、これからはそういうことをしっかり視野に入れながら、機械類等がしっかりと格納できるというようなことを考えていかなきゃならないと思っております。

また、第6分団が今年度中に何とか方向がつかますので、ぜひまた議員各位にも御視察をいただきながらいろいろな御意見をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 防災Wi-Fi及び消防団員のスキルアップ、そして私たちの命を守っていただいております消防団へのさらなる支援をよろしく願いいたしまして、2項目めの質問に移らせていただきます。

それでは、市内公園の有効活用についてということでございますけれども、本年3月議会におきまして早川議員から、それと先ほど那須議員からも同様な質問がなされておりましたが、その後も御高齢の方から問い合わせが多くあり、再度、市側の見解をお聞きしたいと思います。バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を進め、健康に資する高齢者向けの公園整備の状況についてでございます。

子供の遊び場として見られてきた公園を高齢者が利用することが多くなってきております。散歩・ウォーキングの途中で公園に立ち寄り、体操など軽い運動をする高齢者などを見かけるようになりました。そこにあれば健康遊具を利用する人もふえてくると思います。

健康遊具に特段の定義はございません。平均台や腹筋台などのような体力づくり、あるいは軽い運動を目的としてつくられた遊具であるとされております。近年では、さまざまなタイプの遊具がつくられております。全国的に見ても、遊具全体はそれほどふえてはいないということでございますけれども、健康遊具の設置は急増しているという現状でございます。

公園利用者における高齢者の増加や公園への健康遊具の設置増加は高齢化の進展を反映したものでありますが、それだけではなく社会全体での健康への関心の高まりも影響をしているんだと思われます。国の公園整備に関する方針では、バリアフリーやユニバーサルデザインによる整備を進めること、健康に資する公園の整備を進めることなどが施策化されており

ます。

まず、バリアフリーであります、この根拠となっているのは2006年に制定されました高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律であります。このバリアフリー新法によって都市公園はバリアフリー化の対象となり、整備に当たっては都市公園移動等円滑化基準に適合させることになりました。

高齢者は、歩行が不安定であること、視力や聴力が低下していることなどを考慮し、安全に公園内が移動でき、公園施設を利用できるよう基準を定めています。ユニバーサルデザインの必要性についても、国土交通省の公園・緑化技術5カ年計画などで触れられております。

弥富市では、かおるヶ団地のかおるヶ丘健康ふれあい公園が有名であります、小学校以下の子供だけでは使用が禁止されておまして、子供が使用する場合は、保護者が付き添った上での使用を認めているそうでございます。

この公園には5種類の健康遊具が設置されておまして、「ぶらぶら」というぶら下がり、「のびのび」という背筋伸ばし、「ぐるぐる」というハンドル回しなどがございます。

なお、弥富市子供の遊び場とする児童公園も隣に設置されていることで、高齢者と子供たちとのすみ分けもできているということでございます。

過去の質問でも何回も聞いていると思うのですが、改めて市内公園を所管別にお聞きしたいと思います。

かおるヶ丘団地で見られる健康遊具が設置されている公園はほかにもございますでしょうか。また、これからの健康遊具の設置計画について新規要望などはございますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（武田正樹君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答え申し上げます。

かおるヶ丘団地以外で健康遊具の設置公園は2カ所ございまして、平島地区のひので公園、そして前ヶ須地区の水郷公園となっております。

また、次に健康遊具の新規の設置要望等はあるかという御質問ですが、昨年、要望によりまして水郷公園に設置のほうを1基してございます。以後、健康遊具の新規設置要望は直接はお聞きしておりませんが、公園の利用形態及びニーズを把握の上、遊具の更新時期に検討していきたいと考えております。

また、新庁舎での業務開始に合わせまして、より機能的・効果的な執行体制とするため大規模な組織再編を予定しておまして、公園管理一元化の中で設置遊具種類等も検討をしていきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 私が今回、遊具導入の要望をお聞きいたしました公園についても、

これも後から調べてわかったことですが、児童課所管の公園であるということで、3月議会の答弁でもありましたが、現在のところ健康遊具の設置は対象外だというようなことでの返答が返ってきておるわけですが。しかしながら、かおるヶ丘団地の公園を見て、自分の近所にも、こういった公園の中にも遊具をとというお考えの方はたくさんおられるわけですが。実際、かおるヶ丘の公園を管理されている福寿会に問い合わせも寄せられているというようなことも聞きました。高齢者の方が急増している中で、住まいの形態も変化し、ひとり暮らしも急増しております。社会的孤立も問題になっていまして、デイサービスだけではなく、自宅から気楽に立ち寄れる場所の近くの公園ということで設置をさせていただいて、健康維持と気分転換、そしてくつろぎのため、高頻度で利用していただけるというようなことを考えております。

新庁舎改築の際にはというようなことですが。明るい未来も見えてきているということでございます。いち早く組織の再編をしていただきまして、高齢者の方々の要望に応えていただきたいということをお願いいたしまして、今回私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1つ目は、少子・高齢化する健康都市宣言の未来像は。

先ごろ健康都市宣言をしました当市でございますが、少子・高齢化に伴う人口減少問題の波をとめるに至ってはいません。そこで、人口減少問題のキーワードの一つになるのが高齢者だと思います。今後、高齢者の人口比率は高くなり、その中でも団塊の世代が後期高齢者を迎える2025年には人口の約25%を占めることになる現状を踏まえて伺います。

本市の人口減少問題に対するお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、人口減少につきましては、全国的な問題といたしまして、将来において労働力人口の減少、税収の人口、地域コミュニティの衰退などが予想されております。本市におきましても、人口減少問題は地域経済や地域住民の生活に大きな影響

を与える極めて深刻な問題と考えております。

平成28年の10月26日に公表されました平成27年度国勢調査の人口等基本集計結果によりまして、平成27年の10月1日現在の本市の人口は4万3,269人でありまして、前回の調査、平成22年でございますけれども、比較いたしまして3人の減少となっております。

なお、年齢3区分別人口と高齢化率の状況といたしまして、15歳未満の年少人口につきましては5,894人、15歳から64歳までの生産年齢人口でございますけれども2万6,249人、65歳以上の老年人口につきましては1万702人でありまして、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、老年人口が大幅に増加し、高齢化率は25%となっております。

平成28年2月に策定いたしました弥富市人口ビジョンにおきまして、本市の現状と課題を踏まえ、今後の人口減少問題に対応していくために2つの方向性を掲げております。1つには出生率を向上させることによりまして人口減少に歯どめをかけ、将来的に調和的な人口構造を目指すことであり、もう1つは転出の抑制と転入の増加によって人口規模の安定と確保を図ることでございます。

この2つの対応を同時並行的かつ相乗的に進めていくことが必要であり、また避けることのできない高齢化・人口減少社会を前提といたしました効率的かつ効果的な社会基盤を構築していくという視点を持って行政運営を行うことが重要であると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

少子化についての特効薬はないと考えます。高齢者が増加していく現実の中では健康寿命を延ばしていくことではないでしょうか。WHOが2000年に提唱した健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。平均寿命と健康寿命の差は、日常生活に制限のある健康ではない期間を意味します。2013年において日本の平均寿命は男性が80.21歳で女性が86.61歳、健康寿命は男性が71.19歳で女性が74.21歳で、平均寿命から健康寿命を引いた差は、男性が9.02歳、女性が12.40歳でした。

そこで、当市の健康寿命についてのお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えいたします。

当市の健康寿命についての考えはということでございますが、平成28年3月に策定いたしました第2次弥富市健康増進計画「生涯健康のまちづくり」におけるテーマは、「受けよう健診、伸ばそう健康寿命」、こういったテーマになっております。単なる平均寿命の延長ではなく、生活の質の向上も加味した健康寿命の延伸を目指すために、当市民の健康状態を考慮した健康づくり施策を行っていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 当市の健康寿命年齢を伺います。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命にはさまざまな定義がございますが、国の健康増進計画であります健康日本21で示している健康寿命、すなわち日常生活に制限のない期間の平均ということで捉えていきたいと思いますが、これは国民生活基礎調査と生命表を基礎情報としてサリバソ法、広く健康寿命を計算する方法でございますが、このサリバソ法というのをを用いて算定されております。

愛知県の健康寿命は、平成25年（2013年）で男性が71.65年、女性が74.65年となっております。弥富市としての指標はありません。第2次健康増進計画においても、この愛知県の指標を参考に取り入れております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 健康寿命対策として何か取り組まれていますか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命対策の取り組みということでございますが、第2次弥富市健康増進計画においては、今後10年の健康増進や健康診査を進めていく際の健康施策の基本となるものでございます。健康課題により4つの重点課題として、がん・たばこ対策、生活習慣病対策、歯及び口腔の健康、心の健康、この4つとしまして、これをまとめ、個人と本市での取り組みについてそれぞれ実践していこうと定めております。

また、介護からの取り組みといたしましては、元気塾、ふれあいサロン、脳トレ教室、やとみ車座講座、生涯元気講演会、健康づくり出前講座、こういったものに取り組んでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 当市も健康寿命が延びれば、人口の維持と、ふえ続ける医療費・介護費の減少にも貢献できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康寿命は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間をいいます。健康寿命が延び、健康寿命と平均寿命の差が少なくなるほど、医療費や介護費などの社会保障費の軽減が期待できると考えられます。

今後も、特定健診やがん検診等の受診による疾病予防、介護予防を推進していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 健康寿命を延ばしていくために身近なところから取り組んでいただくには、市内の身近な施設を活用していただき、サークル活動、趣味の講座等を活用して外出の機会をふやしていただくことと考えます。

そこで、市内施設、総合福祉センター、十四山福祉センター、いこいの里3施設の介護・デイサービスを除く利用状況を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

3施設の利用状況の御質問でございますが、本年度は年度途中でもありますので、平成27年度の実績でお答えを申し上げます。

総合福祉センターにつきましては1日平均162人、一月平均3,274人、十四山総合福祉センターにつきましては1日平均160人、一月平均3,241人、いこいの里につきましては1日平均66人、一月平均1,340人でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） この3施設における主な娯楽施設等を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） 3施設における主な娯楽施設につきましては、共通のものは、娯楽室、お風呂及びカラオケでございます。なお、娯楽室では、囲碁、将棋、マッサージ機が御利用いただけるようになっております。

また、総合福祉センターといこいの里につきましては卓球室が設けてございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 主な娯楽施設の利用状況をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） 主な娯楽施設の利用状況でございますが、総合福祉センターの娯楽室、お風呂につきましては3万9,283人、カラオケが8,592人、卓球室が2,971人、十四山総合福祉センターの娯楽室、お風呂につきましては3万8,896人、カラオケが5,199人、いこいの里の娯楽室、お風呂につきましては1万6,080人、カラオケが3,397人、卓球室が1,458人でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

市民の方々に知られていないのが、いこいの里の利用制限です。市内在住であれば、子供から高齢者まで幅広く利用していただけるということですが、子供と高齢者の触れ合いの場になると思いますが、周知と提案の観点からいかがお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

今後も引き続き、ホームページによる周知及び窓口等に施設案内チラシの設置など、周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） いこいの里には余り活用されていない芝生広場があります。草刈りだけでも大変とのこと。広さは、建屋の南側にグラウンドとして使用できるのが南北に約55メートル掛ける東西に約160メートルです。お風呂も施設内に完備しています。芝生広場の活用は今まで検討されましたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えをいたします。

芝生広場につきましては、多目的広場として整備をされたものでございます。スポーツの練習等多目的に利用していただけますので、ホームページで周知してまいります。

なお、周囲のフェンスにつきましては1.2メートルの高さでありますので、サッカー等スポーツでは利用しづらい面もございますが、多目的に御利用いただきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） サッカー等のスポーツ練習場など、多目的の利用を考えていただければと思います。子供から高齢者までの幅広い世代の触れ合いの場にもなるとはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

多目的に利用できる施設でございますので、多くの市民の方に御利用いただければと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 今後、娯楽施設等の充実や施設のリニューアル等の予定はございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬総合福祉センター所長。

○総合福祉センター所長（村瀬 修君） お答えいたします。

平成28年３月に策定されました弥富市公共施設等管理計画で、長寿命化や将来的な統廃合及び地域の拠点施設として複合化の可能性などについて検討をしております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございます。

今後、魅力ある施設、講座等にしていただくことにより健康年齢を高めていただき、自他

ともに認める健康都市宣言のまちにさせていただくことを要望いたします。

しかし、これらのサービスを提供するのに大きな問題がございます。それは公共交通機関、コミュニティバスの問題です。各施設を利用するには車が主となっております。このことは、趣味・娯楽だけではなく、生活にかかわる大きな問題ですので、次の質問で伺います。

2つ目の質問といたしまして、公共交通機関の将来について伺います。

たびたび一般質問でも取り上げられているこの公共交通問題ですが、5年・10年先を見据えて取り組まなければならない問題だと思います。路線バスが廃止になってコミュニティバスに移行されてから6年がたちます。全国的にコミュニティバスによって路線の悪循環が解消されている地域はめったに類を見ず、全国99.9%のコミュニティバスが赤字運行になっており、なおかつ利用者からの不満が絶えず、利用者がふえないのが現実です。公共交通のあり方について見直す時期が来ていることを踏まえて伺います。

それでは、当市では弥富市地域公共交通活性化協議会がありますが、協議会が定めるコミュニティバスは、いつから、何年計画か伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 活性化協議会におきまして計画でございますけれども、弥富市地域公共交通活性化協議会では、平成22年3月に弥富市地域公共交通総合連携計画を策定し、運営をしてまいりました。現在は平成28年度から32年度までの5年間の計画で、弥富市地域公共交通網形成計画を策定し、運営を行っているところでございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 協議会は残りの期間で最終的な方針と計画年が過ぎた後の方向性は決められておりまじょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 現在の計画は平成28年度から始まったものでございまして、次の方向性はまだ決まっておりませんが、全く違うものになってしまうわけではなく、その後も計画を継続し、よりよい方向になるように、協議会において現状を踏まえまして将来に向けて諮られてまいります。その結果、次のステップに向けた目標と計画を定め、平成33年度からまた新たな計画を推進していくこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） それでは、利用状況について、各路線ごとと全ルートそれぞれの平均乗車人数を日別・月別単位でお答えいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答えいたします。

今年度の実績についてお答え申し上げます。

年度の途中ですので、４月から８月の実績でございますけれども、まず北部ルートにつきましては、１日平均は90人でございます。月平均は2,251人となっております。南部ルートにつきましては、１日平均125.1人で、月平均は3,128.6人となっております。東部ルートでは、１日平均40.2人で、月平均は1,005.2人となっております。全ルートで見ますと、１日平均255.4人で、月平均は6,384.8人となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 全ルート分での利用者の世代別の割合をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 全ルートについてでございますけれども、今年度におきましてバス停の乗降者数の調査を行っておりますので、その実績をもとにお答えいたします。

まず、世代の分け方でございますけれども、小学生未満、小・中学生、高校生、64歳以下、65歳から74歳、75歳以上で区分しております。

利用者に最も多いのは75歳以上の方で、54.5%でございました。次に年齢で高い65歳から74歳が16.3%。このことから、65歳以上の高齢者の方が約７割となっております。64歳以下は19.5%で、高校生が8.9%、小・中学生の方が0.4%、小学生未満が0.1%となっております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 協議会ではアンケートを行われておりますが、利用者中心のアンケートのように思われますが、利用したいができない方々についてのアンケートは行っておられますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） アンケートについてお答え申し上げます。

本年度は実施はいたしておりませんが、平成27年度、昨年度におきまして、新たな計画策定のためのモニタリング調査を実施いたしております。ここでは、市内在住の15歳以上1,000名の方に対しまして７月に実施し、446名からの回答がございました。

主な回答といたしましては、利用状況では、各ルートとも「利用したことがない」が約８割と最も多くなっていました。未利用者の意向としては、「今はまだ利用しない（将来的には利用したい）」ということが59.8%と最も多くなっていました。

以前は利用したが使わなくなった方の理由では、「自分が運転する車を利用するようになったから」という方が31.7%と最も多く、次いで「日中のダイヤが合わなくなった」が22.0%ありました。

今後の利用意向は、「自分で車を運転できなくなったら利用したい」という方が36.6%で最も多いものでございました。

利用者満足度では、「やや不満」が50%と半分と多くなっております。

今後の運行維持につきましては、「今のままでよい」という意見が28.9%と最も多く、「便利にするためには、費用がかかっても構わない」という意見が23.5%ありました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 通勤・通学のため駅までの送迎を余儀なくされている家庭は非常に負担が大きいと考えますが、この問題についての対策は協議会等でお考えでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） これまで、地域公共交通は主として民間の交通事業者が支えてきたところでございます。しかし、利用者の減少、赤字路線の拡大、赤字路線からの撤退、利便性の低下、利用者の減少という流れになってしまっているという悪循環に陥っております。地域公共交通の弱体化が進行しております。そこで、行政、地域、住民、交通事業者が協力いたしまして、地域に最適な地域公共交通の全体像を描きまして計画的に充実させていくことで、さらに暮らしやすいまちへと改善していくことが求められております。

地域公共交通の充実、輸送面の効果にとどまらず、地域公共交通の充実、先ほどの反対ですけれども、利便性の向上、買い物客や観光客の増加、にぎわいあるまちづくりの実現といったまちづくりに対する効果も期待できるところであります。活用の仕方によっては、地域公共交通は人とまちを幸せにできる可能性を備えており、行政が優先的に取り組むべき課題と言えます。

本市においても、持続可能な公共交通として、過去において利用者の少ない便については廃止した経緯もございますけれども、利用者アンケート等によりまして潜在的利用者の多い便においては、利便性の向上について協議会の場において検討し、利便性を高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 当市が現在実施されております福祉タクシー補助等のサービスで、コミュニティバスの問題点がどれだけ解消されるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） コミュニティバスにつきましては、道路運送法に規定された乗り合いバス的一种でございまして、略称「コミバス」と呼ばれたりしておるところでございます。地方自治体などが主体となり、交通空白地域の解消、高齢者の外出促進、公共施設や市街地の活性化を図るなどを目的として運行されております。その多くは地方自治体の補助で運営されており、主に路線区間を定期的に運行する小型の乗り合いバスを指すものでありま

す。

本市においては、弥富市地域公共交通活性化協議会において計画を策定し、運行しておりますが、議員のおっしゃられる福祉タクシー補助はドア・ツー・ドアでの対応でございますが、御利用者の状態にもよりますが、コミュニティバスの問題点の解消にはつながるものではないと考えております。

移動困難者の方には、一つには障害者手帳をお持ちの方で対象者に該当する方がタクシーを利用される場合、その料金の一部を助成するという心身障がい者福祉タクシー券や、介護保険法の要介護認定、要支援認定を受けた方などに対して一部を助成する高齢者等福祉タクシー券等の利用により、移動手段の確保がされるものと考えます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 介護非認定者や学生等、補助が受けられない方々についての対策は考えのでしょうか、伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 補助が受けられない方につきましては、公共交通機関である現在のコミバスの利用をお願いするものでございます。このコミュニティバスにつきましては、さらなる利便性の向上、地域特性や利用特性に応じた運行改善やモニタリング調査結果等を踏まえて運行方法を協議会で検討し、今後とも最適な運行を目指して改善していきたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今もお答えいただきましたようなことから、これらいろいろな制限が多いコミュニティバスですが、公共交通を担うには制限がございます。特に人口の格差がある当市では非常に難しいと思います。その中でも、特に大藤・栄南・十四山地区は、現時点での65歳から70歳の団塊の世代が約1,700名ほどおられます。

さらに、ことし9月に開催されました高齢者交通安全決起大会の中でも運転免許証の返納を促進されておりましたが、返納後の受け皿となるコミュニティバスの問題の解消が難しいことからわかるように、近い将来、公共交通を検討しなければならない時期だと思います。5年・10年先の公共交通として、何か具体的なお考えはございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 本市のコミュニティバスを公共交通として弥富市地域公共交通活性化協議会におきまして検討しながら運行してまいるところでございますけれども、本年度は東部ルートの運行改善を検討するための基礎資料とするため、十四山地区に居住する住民の方々を対象にアンケート調査を実施させていただきます。

現在は、平成32年度までを計画期間とした弥富市地域公共交通網形成計画の目標達成のため

めに協議会において検討を重ねているところではありますが、その中において位置づけた事業を実施しながら、調査等をもとに、5年・10年先の公共交通としてのあり方を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

そこで私が考えますに、オンデマンド交通を提案したいと思います。実際、コミュニティバス導入の際に、委員会等で検討され、視察もされたと同っております。

当初、オンデマンド交通が取りざたされたのが約五、六年程度前だと思います。ICTを取り入れたシステムは日進月歩で、進歩の速さは目を見張るものがございます。多分に漏れずオンデマンド交通も同様、進化を遂げております。日本各地でオンデマンド交通を取り入れられている自治体がございます。

ただし、オンデマンド交通も万能ではなく、当市のように過疎地区と市街化とが共存する場合、難しいとされておりますが、コミュニティバスのよい面とオンデマンド交通の共存で、実際に導入されている自治体もあるとお聞きします。

最初の検討から歳月も過ぎておりますので再度検討していただき、実績のある自治体を参考に当市に合った取り組みをすれば、効果が期待されるのではないのでしょうか。市側のお考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 先ほど議員のおっしゃられるとおり、オンデマンド交通につきましては、取り巻く環境や地域など、さまざまな条件が加わり判断する必要があります。このデマンド運行につきましては、弥富市地域公共交通活性化協議会の中で平成24年度から25年度にかけて検討しておったところでございます。その中でアンケート調査等、事務局が先進自治体を訪ねて、現状や問題点、課題点をお聞きし、さらには弥富市の営業エリアとするタクシー業者様にも幾つかのケースでの事業見積もりを提出してもらい、検討いたしましたところでございます。

デマンド方式というのは、御存じかと思いますが、予約制のバス・タクシーの運行のようなもので、デマンド運行の車両を利用するためには、乗車するために事前の予約が必要となります。予約を忘れたり急に利用したいという場合には御利用いただくことができません。また、予約のない場合、運行をしない場合も発生いたしますが、運転手の確保や車両の確保は必要となるため、運行経費も考慮しなければなりません。

その時点での検討の結果といたしましては、現在運行のバスは、乗車人員のばらつきはありますが、利用も定着してきていると思われ、若干ではありますが、乗車人員は増加傾向にございますので、アンケート調査などの結果を踏まえながら、さらなる運行経費の効率化を

図りまして、きんちゃんバスの広報・周知等の利用促進を積極的に進め、現在の運行を継続することとしております。

○議長（武田正樹君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） ありがとうございます。

実際、一朝一夕にはできませんが、時間がないことも事実です。この問題には私も引き続き視察等を含め取り組んでまいります。交通難民になる可能性がある方々は本当に切実な思いでおられると思いますので、現状のコミュニティバスのサービス向上・改善と同時に並行して、次世代の公共交通の検討・整備に市民を巻き込んで取り組んでいただくことを強く要望いたします。

最後に、今回質問させていただきました2点は、本市の問題のキーワードになると思います。将来、子供から高齢者まで市民が健康で安心して住めるまちづくりをしていく上で、必ずクリアしなければならない問題だと考えます。今後、建設的な検討をよろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に大原功議員、お願いします。

○16番（大原 功君） 一般質問をさせていただきます。

きょうはできるだけゆっくと、今までと違うように1時間たっぷりあるようにして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この中傷ビラということで、弥富市の市民の皆さんの税を守るために、あるいは生命・財産、あるいは教育、あるいは安全対策、地震対策についても、そういうのを一般質問について通告してありますので、これについてさせていただきます。

傍聴者の方には、ここにチェックが打ってありますので、これを読んでいただくとよくわかりますので、質問をさせていただきます。

私が社教センターに平成28年11月27日日曜日、このときにおりましたときに、武田議長と平野副議長が、「大原さん、社教センターの公室に来ていただけませんか」というお願いでした。そのときに公室に行きましたら、公室の中には、武田議長、そして平野副議長、議会事務局長、それから前の議長である佐藤高清議員と日本共産党、三宮十五郎議員で、全部で6人でした。そのときに、日本共産党、三宮議員から、みずから選挙用車リース二重契約をいたしましたという発言がありました。この二重契約を認めましたときに、武田議長と平野副議長、佐藤高清前議長が証明をしていただけたと思います。

個人的に思いますけれども、共産党、三宮議員は、市民税32万1,000円をだまし取る刑法第246条に当たるのではないかと考えております。このときの三宮議員の自動車二重契約を認めた日には平成28年11月27日日曜日午前11時40分、日本共産党、三宮議員がみずから発

言した刑法第246条に対して、市側は被害届を出しますか出さないですか。これは市長に聞いても、市長は全協のときに、11月24日のときは、大原議員の一般質問に対しては答弁の持ち合わせがないというふうでありまして告知いたしておりますので、できたら総務部長。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 刑法の件でございますけれども、詐欺罪ではないかということでございますけれども、契約業者からリース期間中であっても公費負担請求ができるとの、これは三宮議員の理由書なんですけれども、それをうのみにして公費請求をしてしまったという認識していたこと、また過去の弥富市議会の一般選挙の選挙用運動自動車の公費負担についても全額を自主返納する旨の理由書を提出いただいております。9月議会でも市長が答弁申し上げましたが、リースの車両について重ねて公費請求することは一般的な常識から考えて適当ではないという判断をさせていただいたところでございます。速やかに返納もしていただいておりますので、それを詐欺罪として訴えていくようなことは市としては考えてございません。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） これが刑法の中の、先ほど言った刑法第246条に値する場合は、詐欺の時効というのは7年ですね。そして、今の詐欺になった罰則は10年の懲役またはとなっております。その中で、詐欺というふうに私は個人的に思っておりますから、詐欺の7年ということは、平成20年の10万7,000円をだまし取った公金、返金は市長が受け取ることができますかということですが、これは総務部長、公職選挙法の第199条の2項、ここに触れるのではないかと考えておりますが、この辺については、総務部長どうですか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 公職選挙法の第199条第2項につきましては、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者の寄附及びこれらの者の名義とする寄附を禁止した規定でございまして、寄附ではなくて自主返納ということで、うちのほうは承って返納していただきました。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 先ほど言ったように、市側が被害届を出されるのか出されんかということで、これは詐欺に匹敵するのではないかと私も愛知県警に問い合わせて聞きました。詐欺というのは、被害届がないと警察はそれに対して動くことはできないというふうでありました。これは、服部彰文市長が平成19年2月5日に、市民税は一円も使わないというテーマ、これについては私も同じ考えなんです。今ここで三宮議員に32万1,000円というのをだまし取られたというね。市長は納税者から税金を預かる人。その中で市長は少しエラーがあったんではないかというふうに思っていますけれども、総務部長、この辺はどうですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員に御答弁申し上げます。

私が全協の場において、三宮さん等にかかわることにつきまして意見を持ち合わせていないということにつきましては、少し誤解があるようでございます。この公職選挙法に基づく選挙費用につきましては、さきの9月議会でも、先ほど総務部長が話しましたように、しっかりと私の立場で発言をさせていただいておるわけでございます。今もその気持ちには変わりございません。

三宮議員におかれましては、過去、自動車会社とリース契約をしていただいていたにもかかわらず、選挙期間中におきましても我々の選挙公営費という形の中で請求された。これは二重請求に当たる。これは重大な過失である。そういった形の中で御答弁をさせていただいております。ただ、詐欺罪に当たるかどうかにつきましては、これはよくしんしゃくしていかなくやらないだろうと。自主的に返納されたということもございますので、その点のことにつきましては、詐欺罪で訴えるとかそういうことはないわけでございまして、重大な過失であるということにつきましては、あとは三宮議員がどのようにされるかということは、三宮議員の御判断だと思っております。そういうような形の中で、我々としてはしっかりとした答弁をさせていただいておるところでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長は答弁の持ち合わせがないというふうでありましたけれども、三宮議員は、先ほど言ったように、平成28年11月27日日曜日午前11時40分に、みずから二重契約をしたということを認めたわけですね。私は空想で言っておるわけでない。そのときには、議会事務局長、それから今の公室に来てくれというのは、武田議員と、それから平野議員。公室なんかでいかなだろうと言ったら、公室へお願いしますと。そこの中に行ったときには、武田議長、そして平野副議長、そして議会事務局長、それから前の議長である佐藤高清議員、そして三宮十五郎議員、この6人がおった中で、みずから二重契約を認めました。認めたら、当然はつきりした、私は市民税32万1,000円を日本共産党はだまし取ったというふうにしか個人的には思いません。

市側として、先ほど市長が言ったように、三宮議員の素行にして判断をするという意味でありますけれども、みずから認めておる人。そして、弥富市の市会議員は年間約650万、皆さんの税金が、これだけの金額を、個人的に言うとか詐欺行為の32万1,000円をだまし取った三宮議員に、なぜ市民税がこれだけの金額を払わなきゃいかん。

そして、ここには日本共産党側は、選挙の自動車の賃貸につきまして調査いたしましたところ、公費請求に誤りがありましたと書いてあります。ここに書いたときに、皆さんよく見てください。このときに、こういう市民をちょうらかすビラを回して、今回、先ほど言った

平成28年11月27日日曜日午前11時40分に、みずからしておるわけなんです。そして、こんな計算が間違ふことはまずありません。そのために私は、当時、弥富市の議会議長 大原功、監査委員から来ておるわけ。このときには三宮十五郎は監査です。これだけの何億という金額を監査する人間が、なぜ間違えるんですか。

そして、このリースについては、先回にも言いましたけれども、2年ごとに60万払うというリース会社、このリース会社ね。今の共同サービスという有限会社のサービス、ここには2年ごとに60万払うということは、少なくとも20年からちょうらかしておる。市民税をだまかしておる。このことについては、少なくとも4回から5回の契約をしておるわけね、2年ごとですから。8年半ぐらい。こういうことを平気でやるのが日本共産党、三宮十五郎。

大阪市では共産党議員が、これは朽原という市会議員ですね。この方が政務調査費220万をだまし取って住宅ローンに充てている。また、そこの中には、印刷物を7,000枚刷っておるのに、2万枚刷ったという報告をしておる。そして、この朽原という共産党議員は、その金を返済し、みずから辞職をしておるわけ。

三宮議員にも、こういうビラをどんどん出したり、あるいは一般質問の中にはこう書いてあります。これは平成15年です。このときに三宮議員は何を言っておるか。ここに当時の川瀬町長、このときには、公平で公正な一体的な税金を活用しますということが書いてある。全くうその一般質問を市民にちょうらかす。この文章を見ても皆さんよくわかると思います。

そして、その後には、平成16年には、三宮十五郎議員が質問しておるのは、財政の住民の暮らしを守る。何が守るもんだ。市民税をちょうらかして、だまし取って。

それから、これは平成18年、一般質問。これには、公正で一体的な税金を活用する行政改革をと書いてある。これは当時は川瀬町長ですよ。川瀬市長になるね、これは。18年だから。こういうことなんです。

だから今回、共産党がいかにこういうことをやるということ。今、生活保護者の方につきましても、かなりの方が苦しんでみえる。そして、生活保護者の方は約258人、そしてそこの中には母子家庭の方、父子家庭、合わせると251人ありますね。そして、今、弥富市の起債、これは1人当たり46万、平成26年。毎年大体2万円ずつぐらいは皆さんの税金がその分上乗せになります。だから、今は平成28年ですから、50万ぐらいの今の起債ができると思っています。

今、国の借金1,080兆円。国民1人当たりに換算すると約880万近く。それを合わせて、弥富市のものを合わせると950万近くなる。本当に市民の方が今、健康保険につきましても、保険料の滞納、この方でも4,800万ぐらいありますね。私が聞くと、病院に行きたくても、心苦しいから私よう行かんわという方がいます。どこに共産党に投票した人が、健やかに健康で暮らしておることが証明できるかというの。

こういうことを思えば、市長は、先ほど言ったように、平成19年2月5日に、市民の暮らし豊か、そして安全対策、あるいは教育・福祉というにも力を入れていただいております。私は川瀬当時の町長、いわゆる市長、このときに対しては、平島地域の区画整理は伊藤定昭組合長、そこの中には地主さんに応援をしていただいて、平島は今、弥富市の中でも一等地というぐらい、人口につきましても今3,300近くの住宅があります。約1万2,000人住んでいただく。ここで市長、1万2,000人ということは、弥富市の高齢者は約1万2,000人ですね。それに匹敵するのが、今、平島なんです。

その中で、皆さん方が本当にこの生活について、生活保護者の方につきましても、今までは会社があった。だけど、会社が景気が悪くなったからやめさせられた。あるいは、会社が潰れましたからやめさせられた。今までは生活保護を受けなくても大丈夫だった。全国に生活保護世帯数は約160万近くあります。こういうことを共産党は、なぜその今の、私が聞くと、生活保護の方にへばりついておるという話も聞きます。

またもう1つは、民商に入ると税金が安くなるという話も聞く。日本国憲法第30条によって、税金は所得のあるものは納税をしなきゃいかん義務がありますね。民商に入ったからといって税金が安くなるということはありません。話を聞くと、民商に入ったら税金が安くなるって入りました。だけど全然違っておった。

私はこの三十何年、町議と市議をやらせていただきました。そのときには、一番重大のは町村合併。十四山の村議は議会を解散してまで、大原さん頼みます。合併特別委員長、大原さん頼みますといって、十四山の村長、あるいはここに見える議員の方、この方が頼まれました。そのときに私は、現在の三重県桑名市の長島町でありますけれども、そこで金属バットに襲われたわけです。そのときには、その襲った人を抱きかかえてこうしたわけ。それだから目の前の15センチぐらいの顔ですよ。だけど、桑名警察署では、議長さん、犯人わかってない。新聞社も、それからテレビ局も来ました。大原さんわかっておるでしょうと。でも、私はわからないと言い切りました。これはなぜかという、私の家族に、私がもしそう言ったら、家族、あるいは私の友達、友人に被害を与えるといかんということを思い、今でも家内とか、そして家族には言っておりません。これは、この方が私は知っております。でも、いつかはこの方も私に済まんんだなあという気持ちが出てくると思う。恐らくこの方も、警察に捕まっておったほうが楽かもわからんと思うんじゃないかと思います。私の顔を見ながらすれば、かなりのその方は重圧感があると思っております。

これが今言われる弥富市を本当に守る議員が必要、そのために去年は18人の定数も、服部彰文市長が事業をやっていただくために、少しでも減らせば市民税が、2人減らせば1,300万ぐらいになります。それに事務、あるいは議会の広報、いろんなものを出す、そういうものをすれば2,000万以上の価値観があると思う。ここまでして自分は一生懸命やってきたの

に、そして市長のお手伝いをできる。それは市民の皆さんのお手伝いができる。そこまで一生懸命やってきました。

当時は弥富町にイオンができました。このときでも4,600近くの商工会員の反対がありました。遠いところは岐阜県、三重県、海部郡一帯。でも、これからの時代は、高齢者がふえて、乳母車で買い物できたり、あるいは自転車できるということを考えて、イオンの前は、イオン企業の社長に、2,000坪の道路部分を寄附しなさいと言ったのは私なんです。だから、皆さんイオンにお買い物に行くときは、イオンの前だけは広いんですよ。

このぐらい弥富市の将来を考えて町村合併もしてきた。ことし10年。そのときには、これは町村合併、このときには私どももここに町村合併誕生と書いてあります。

このぐらい一生懸命やってきて、そして議員が、日本共産党が、ここでこれぐらいの金額、32万1,000円をだまし取るということは、市長、先ほど言ったように、税の管理が甘かったんじゃないかと思う。市長、まだ待ってください。

それから、各市の首長なんかは、いわゆるそういう粗相があった。例えば保険料の取り過ぎ、固定資産税の取り過ぎ、あるいは住民税の取り過ぎ、こういうのでみずから自分の報酬を2%から5%減らしたということもあります。一体、市民から預かっておる税金はどのようにチェックをしておるんかと。先ほど言ったように、共産党が監査委員だったんですよ。監査委員でおって、二重契約がわからん。間違っていました。これが通りますか。こういうことを含めて、市側もこれは被害届を出すべきだと思います。こういうことを出さなかったら、市長は市民のための本当の首長かと、そういうふうになるわけ。

いわゆるミッション。ミッションは任務ですね。我々議会もそうですけれども、私はいつも思っているのは、議員の皆さんはそうだと思います。ハイブリッドは、議員はみんなどんなことでもするという、市民から聞いたらすぐ市側に申す、こういうのをハイブリッドといいますね。こういうことを考えれば市長、ファーストトラック、これによって、市長の権限によって被害届を出すべきではないかと思いますけれども、市長が答えれば市長だし、部長が答えれば部長でもいいです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のほうに御答弁申し上げます。

今回、選挙費用につきまして三宮議員の二重契約につきましては、御本人のほうも今までの全員協議会、あるいは私たちとのいろんな打ち合わせの中で、軽率であった、リース会社の話をうのみにしていたというようなことの中でお話があり、そしてそれは一般論で言えば、先ほども言いましたように、これは適当ではないという話を私どもとさせていただきました。そして、また重大な過失であろうというふうに思っております。

今、これは一般論でございますけれども、日本全国で議員であるとか、我々の立場もそう

でございますけれども、さまざまな活動費に対する歳費等の不正受給というようなことが騒がれておるところでございます。そうした形の中において、こういったことが、詐欺罪ではないんですけれども、そういった形の中でそれぞれがそういうような状況になったときには自主返納をされておるわけです。自主返納されておりまして、その場のことを繕っていただいておりますが、もう一步私が踏み込んでこの12月議会に御答弁申し上げるならば、この自主返納、あるいは二重契約ということに対して、議員の出处進退につきましては、御自分で御判断されるべきだというふうにも思います。

そういうような状況の中で、これ以上のことは私申し上げられませんが、一般的な日本のさまざまな不正受給、あるいは活動費における間違った請求というようなことにつきましては、多くはそのような形でされているのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、返納したからいいということではなくて、道義的な責任も含めて御自身がどのように御判断されるかということは、一つのこの問題に対する対処の仕方ではあろうというふうに思っておるところでございます。私の立場としては、これ以上のことは申し上げられません。

○議長（武田正樹君） 大原議員、質問の途中ですけど、会議を初めて1時間以上経過しておりますので、ここで暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願いいたします。再開は3時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時24分 休憩

午後3時41分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

まず最初に、大原議員にお願いがあります。通告の内容から余り逸脱せんように、気を付けて発言をお願い……。

○16番（大原 功君） そんなことねえがや、俺。通告どおりだがや、これ。市民の税金と書いてあるだろう。市民の暮らしも書いてあるでしょう。あんた何を勉強しておるの。

○議長（武田正樹君） くれぐれも簡潔明瞭で、よろしくお願いいたします。

○16番（大原 功君） もうちょっと議長だったら勉強せないかん。通告どおりって、あんた通告どおり書いてあるでしょう。読まないかんがね。市民の暮らし、市民の税と書いてあるでしょう。何を言っておるの、あなたは。

○議長（武田正樹君） それでは、再開します。

大原議員。

○16番（大原 功君） 今から再開か。

○議長（武田正樹君） 再開しました。

○16番（大原 功君） 市長、先ほど言われたけど、三宮議員の本人の考えということ。議会改革で本人はよう改革せんから、市長が税金を管理する人だから私が言っておるわけなの。三宮議員が自分の素行態度を管理すれば、こんな質問はしなくてもいいわけね。自分の管理ができないから言っておるわけ。

ここで聞きますけれども、刑法第230条の2、これについて総務部長、中身の条文を説明してください。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 刑法第230条につきましては、名誉毀損の条文でございます。その中には、第1項としましては、公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者につきましては、3年以下の懲役もしくは禁錮または50万以下の罰金ということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 刑法第230条の2ですよ。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 230条の2につきましては、230条の2、公共の利害に関する場合の特例ということで、公共の利害に関する事実に係りまして、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないというところがまず1項にございます。2項も読んだほうがよろしいですか。

2項につきましては、前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。3項目には、前条1項の行為、名誉を毀損した行為でございますけれども、公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないということでございます。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） そうでありますのでいいんですけども、私がなぜこの税金のことを言うということは、今、国民年金の滞納者は約3億3,580万円あります。1人当たりでは8万4,000円です。今、国のほうでは、国民年金を払えん方は資産、あるいは財産を没収するというふうに国は言っております。このくらい皆さんが本当に払いたくても払えない、大変なことなんです。こういうことを平気でやる、日本共産党の市民税をちょうらかす、だまし取る、みずから自分が二重契約をしておるということを認めておるわけだから……。

○議長（武田正樹君） 大原議員、発言内容についてくれぐれも気をつけてください。

○16番（大原 功君） 何。

○議長（武田正樹君） 発言内容についてくれぐれも気をつけてください。

○16番（大原 功君） 何を言っておるんだ、おまえ。ここに書いてあるがや、ちゃんと。

議長、あなたは、私は議長を何回か経験しておるわけ。弥富市の初代議長は私がやったの。あなたよりはよく、知恵はないけれども、勉強はしております。

次に、このビラの中に、ここにはチェックしてありますね。ここの中には、本人も謝礼を用意しましたが、受け取ってもらえなかったので署名捺印を書いていたきましたと書いてある。私は被告、三宮議員は原告なんです。そのときに、これは今から十二、三年前、蟹江署に刑事告発をされました。そして、当時のナカオ刑事が、五、六回かな、携帯をしながら番号を教えて、この日とこの日がどうですかというふうにお互いにアポをとりながらした。そして、検察庁にその後、出頭してくださいということでした。いわゆる地検、検察庁ね。ここの中に行きました。この6回の中で事実そのままを言いました。

そのときに、検察庁に2回目に行ったときは、大原さんは不起訴でした。不起訴だと言ったから、私は検察庁から10分ぐらい帰らなかった。なぜ被告にあつて検察庁に来ておるのに、なぜ不起訴なんだと。俺は不起訴なら帰らんよという話をしました。そしたら、その担当者が、上司と一遍上へ行って話ししますから待っておいてくださいと。そして、来られた。そのときに、大原さん、きょうだけは帰っていただいて、文章をこちらから出しますから、その文章がいいと思ったら捺印して帰ってください。その中に当時、北岡君だったかな、事務局長が。このときに、その不起訴のやつを書いてあるから、検察庁がくれた。それを事務局に渡してあるから、あるかないかわかりませんが。

それで、ここに書いてあるのは、大原が逆恨みをしておる。私が不起訴。逆に言うと、私が起訴をされれば逆恨みもあるんだけど、全くこういうでたらめを書いておる。誰が見ても、そうじゃありませんか。私が不起訴なんですよ。不起訴なら、普通なら三宮議員を怒らないかんわけね。その場で三宮十五郎、共産党が、なぜ控訴をしなかったか。これは三宮十五郎が生活保護者から10万円を受け取った。そして、ここに捺印、署名というのは、これは偽装されたというふうには検察庁はとったと思うんです。警察に告発したものが、なぜ署名捺印が必要なのか。何もお金を持ってこられたら、そんな署名なんか必要ない。こんなものは要りませんと言って、それで済むわけ。

あくまで最初から、だから私はこの女性、書かれて持ってみえた方、生活保護者の方で訴えられた方。この方は女性の方で、書いて言われた。この生活保護者の方が。10万円をお返ししますから、ここに判を押してください。そして、これで何もなかったことにしてくださいという方が女性の方なんです。だから、一番よく知ってみえるのが三宮十五郎君の奥さんだと私は思っております。

○議長（武田正樹君） 大原議員、質問をお願いいたします。

○16番（大原 功君） 質問はこれだがね。中身だかね、これが。あんた、議長、もうちょ

っと注意せないかんよ。これは最初から中傷ビラ、この問題、議会を揺るがしておるのは三宮十五郎じゃないのか。誰が見てもそうじゃないの。なぜ私が、デマだ、発言、証拠があるから言っておるわけね。議長だったら議長らしく、もうちょっと勉強せないかん。私が議長のとときには、4回から5回やりました。そのときには、局長に絶えず抑えていただいて、この発言が正しいのか正しくないということを全部、今の局長にもそうです。当時は局長は副市長もやっていた。このときにも副市長に、今は副市長ですけども、当時の局長、そのときは何遍もすり合わせすり合わせしながらやってきました。議長も、私に発言する以上は、もう少し勉強しながらしてしないと議長という役目がなくなってしまいます。

市民の一番知りたいのは真実なんです。こういう共産党のやり方が本当に正しいか。全くこのデマか。中には、ここの下のほうに、ここに書いてあります。議会改革。市民の税金をだまし取ったり、生活保護者から10万円を受け取るのが何が議会改革だ。こういうことを、議長としてよくわかるでしょう。あなた、これを持っておるの。この文章についてそうですよ。この下のほうにもあった、裏のほうを見ると、合併浄化槽の補助金を独走させるという。こんなことをやったら、今、市街化、下水というのはわかりますでしょう。市長、わかる。下水は都市下水。都市下水は市街化。集落は調整区域。そして、コミプラは団地。この3つに分かれておるね、市長。こういうふうに浄化槽の助成金をまた継続させる。こんなことをやったら、弥富市の下水は、もう一遍やり直したいという人がいっぱいおるんです。今、下水の滞納は約150件あります。今の滞納というか払えん方は、もう一遍、大原さん、浄化槽に戻したい。いやだめだよ。これはちゃんと市で条例で決まっているんですからだめです。あなたがよく勉強しながらしないから、こういうことになったの。

この当時、平島町でも下水をつくるときには、当時町長、川瀬、このときには平島から出たおった共産党、これが下水に対して大反対だった。だから、平島町からこんな共産党は要らないから、平島町はあえてやりましょうというので、その議員は次に出なかった。町の事業を邪魔するようなこと。一般会計でもそうです。ほとんどのものが共産党は反対なんです。本当に市民の暮らしが大事だといったら、議員の定数の削減のときでも反対したらいかんですよね。先ほど言ったように、年間2,000万近くの税金が動くわけなんです。そのときにどう言ったか、共産党は。市民の皆さんの安全や議会が機能を増す。

市になってから、先ほど言った選挙法の中の法令により弥富市が予算をつけたわけですね。違反ではないんです。だけど三宮議員だけは、二重契約をみずから認めたから言っておるの。市長が言われるように、議会改革ができないから、市民の方に、皆さんで大原功が言っておるのが正しいのか、あるいは三宮、日本共産党が言っておるのが正しいのか、これを結論づけるのは、大原功ではない。三宮十五郎でもない。市民の皆さんがそれぞれのマーカーをつけて、これが正しいのか。

今後、弥富市は、市長が一生懸命やってみえる市役所。こんなことに対しても、共産党がこういうずる賢い、市民税をちょうらかす、こういうことについて、市民の方が市役所をつくるということに賛成できるかと思う。市長にとっては大問題だと思う。私も先ほど言ったように、平成19年の選挙には、本会議でも言いました。服部彰文市長には行っていないよと、選挙は入れてないよと言っていましたね。覚えていますでしょう。俺は川瀬に世話になったから川瀬。だけど、次に服部彰文市長が候補者として立候補されれば、私は投票します。この10年間で平島にも日の出小学校をつくっていただいた。嫌なことを私がこれだけ言っても、市長は温厚的であり、市民の大事、あるいは今の地域の大事。それについては、あの中学校を平島から大藤に持ってきたときにも、平島町の人と言われました。大原さん、おまえさんはむちゃくちゃだわ。だけど、中学校を持っていったら、自転車通学をさせる。中学校3年生までは医療費を無料にさせる。そして今、鍋田のほうから旧の平島の中学校を来れば8キロあります。あそこへ持って行ってあげれば2キロ減ります。こういうのでやってきました。そのときには東京まで行った、予算をいただくために。ここでは公明党の炭竈ふく代議員と一緒に行きました。そのときには江崎鉄磨、国土交通省副大臣にお願いをしました。そして、元総理大臣、海部俊樹さんにもお願いをして、あれだけのものをつくったんですよ。

市民の暮らしというのは安全・安心。日の出橋をつくっていただいたときもそうです。吉川博に、先生、俺のところの前に橋をつくりゃあというのでつくったのが、あの日の出橋。市長、日の出橋の長さは知っていますか。日の出橋は88メートル。幅16メートル。資金は11億5,000万円。こういうのをきちっとして、お金が無駄にならないようチェックをしながらチェックをしながらやる。

市長が一生懸命市民のためにやっておっても、こういう共産党がおって650万年間払っておったら、市民は納税はしないはず。先ほど言ったように生活保護の方、あるいは今の国民年金の払えない方。今回、払わなかったら、来年度からは国のほうは財産を全部没収するというふうに言っております。市長も各市町村のところで、また議長会、あるいは議長会や市長会など行ってみえますけれども、聞いてみえるでしょう。これだけ皆さんが苦しい思いをして一生懸命税金を払っておる。

全く悪質ということを申し上げて、もうこれ以上言っても言いようがない。反省を本人がしておらんからね。だから、これで一般質問を、もう4時だから。武田君、そんな話をしておらんと、俺のことを聞いておらなあかんがや。私は何分までやれるんだ。

議長、おまえ自分でよくわからんか。

○議長（武田正樹君） 4時13分まで。

○16番（大原 功君） そんなら、まだ10分やれるな。

○議長（武田正樹君） 大原議員、くれぐれも市側のほうに質問のほうもお願いいたします。

○16番（大原 功君） 市側に質問したって、答弁の市長は、先ほど言ったように、平成28年11月24日、大原議員のこの一般質問には答弁の持ち合わせがないと言ったわね。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 誤解のないように何回も説明させていただくわけですが、私も、私は全員協議会の中で答弁の持ち合わせがないと申し上げたのは、この日本共産党というか、「民報やとみ」が発行されている記事の内容について、今から13年ほど前のことですが、この内容について、私は所属もしておりませんでしたし、またこの内容について正確に知るものでもないものですから、答弁の持ち合わせはないという形の中で発言をさせていただいた。

選挙費用の公費負担等については、これは9月議会でも、きょうもまた一步私は踏み込んで自分の意見を言わせていただいたところでございます。二重契約であるということは御本人も認めてみえる。また、自主返納されたということについては、市の考え方としては、速やかに返却されたということにつきましても、これは詐欺的な行為という形の中で訴えるというようなことはできないだろうというふうに判断したわけでございます。しかし、世間一般の議員であるとか、あるいは私どもの立場の中において、議会活動、あるいは理事者としての運営について不正な受給がある場合においては、出处進退は、政治家でございますので、みずからが判断をすべきだというようなことは思っておるわけでございます。それは三宮議員が、そのように御判断されればいいんじゃないかなあというふうに思っておりますので、意見を持ち合わせてないということにつきましても、誤解のないようにしていただきたい。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 市長、私が調べると、選挙の今の法令の中に、市の中では、静岡とかああいう大きい市なんかは、こういう街宣のリース、あるいはポスター、こういうのを廃止しておるところがようけあります。これは首長から、財政が厳しいから、議会のほうも自分で持っていただけませんかという提案をするのも、これから財政を豊かにする必要があります。年間比べると約500万近くのがポスター、あるいはリース代、ガソリン代、また運転手代というふうになっておりますので、こういうのを廃止するようなことも、議会改革をやれといって市長は言われるけれども、先ほど言ったように、議会改革で議長のように勉強しておらん人がおったら議会改革はできんですね。これは、よく議長も勉強をせないかん。私はあなたより学問は5倍、10倍より知らないです。でも、それは勉強しながらしてきちつとせな。

長い時間であるから、10分ぐらいまだありますけれども、市長もなかなか答弁するのは難しいと思うから、これからは市長、先ほど言ったように、今の大原議員の一般質問には持ち合わせがないと言うなら、反問権でやりましょうか。大原さん、どうだ。市長、どうだ。こ

れ反問権のところがありますよ。反問権でやれば、一般質問だって財政はどこにありますって市長が言えるわけな。おまえさんら何をやっておるんだと言うこともできるわけ。反問権がないから、こういう一般質問の通告制になるんですけれども、当然、通告制の中でも反問権をやれば、市長もますます学問を発揮されて、そして明治大学を出ていますから、政治に明らかという、詳しいということ。明治大学は明るく政治、大きく学ぶと書いてあります。だから、こういうことを含めて、市長も今後私どもを御指導いただきたいけれども、市長も私に本会議に御指導いただきたいと言いましたね。だから、こういうことを含めて、一般質問を終わります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 三宮議員より、議事進行に関してただいま発言を求められておりますので、会議規則第51条により、その発言を許可します。

○8番（三宮十五郎君） ただいま大原議員の一般質問の中には、著しく法の定めにも反する問題がございましたので、議長におかれまして、この発言について適切な対応をしていただくことを要請いたします。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） こういうときは、先ほど言ったように、議員の諮らないかん、発言を許すか許さんか。これでは動議と一緒になんだ。これは議長は、私が議長だったら、三宮議員の発言に対して議会の皆さんどうですかということを諮らないかん。あなたは、こういうのを勉強せないかん。

〔「議長」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員申しわけありません。大原議員にお話しします。先ほどから調べさせていただいたところによりますと、会議規則第51条、議事進行に関してのみ発言ができるということになっておりますので。

○16番（大原 功君） できるのはいいんですけども、議員に諮らないかんでしょう。この発言をさせていいですかと諮らないかんでしょう。

○議長（武田正樹君） 発言許可はできるみたいですので、よろしく願いいたします。議長権限でできるということですので、よろしくお願いします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり



平成28年12月 7 日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                        |         |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長             | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長      | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長       | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長    | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長       | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長   | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長       | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長  | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長                 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長              | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長                | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長             | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長              | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長                | 伊 藤 仁 史 |

|        |         |                |         |
|--------|---------|----------------|---------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所長 | 村 瀬 修   |
| 児童課長   | 大 木 弘 己 | 商工観光課長         | 大河内 博   |
| 土木課長   | 山 田 宏 淑 | 下水道課長          | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長         | 安 井 文 雄 |
| 図書館長   | 山 田 淳   |                |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 三 輪 眞 士 | 書 記 | 土 方 康 寛 |
|--------|---------|-----|---------|

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
|-------|------------|

|       |      |
|-------|------|
| 日程第 2 | 一般質問 |
|-------|------|

(追加日程)

|       |               |
|-------|---------------|
| 日程第 3 | 議員の辞職勧告決議について |
|-------|---------------|

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される朝日議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

朝日将貴議員、お願いします。

○1番（朝日将貴君） おはようございます。

質問に入る前に、昨日、佐藤議員からも質問がありましたが、11月24日に庁舎建てかえについての住民訴訟が市側の全面勝訴の判決を受けたことを、私も、そして私の話を伺う限りの市民の皆様も大変喜ばしく思っております。1期生として、これまでの議論にかかわっていない分、庁舎建設特別委員会におきましてしっかりと勉強しながら、市民皆様に議論をし尽くしたと言っていたけるよう、しっかりと議論を重ねてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず1点目ですが、J R・名鉄橋上化事業の進捗状況についてであります。

本年度予算にも、調査設計委託料4,700万円、駅前広場測量1,400万円の予算がついており、完成へと前進をしていると市民からの期待の大きい事業でもあります。

そこで、現在の状況と今後の計画内容を改めて伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） おはようございます。

朝日議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本年度、予算をお認めいただき、J R東海に自由通路及び橋上駅舎化に伴う基本調査、概略設計を委託する予定でしたが、弥富駅を共同利用している名鉄の合意が得られないため、現時点ではJ R東海と業務に係る協定が締結できておりません。

しかしながら、本年10月17日に名鉄敷地内への測量立ち入りについて承諾をいただくこと

ができました。これを受けて、市では本年度、名鉄敷地内の現況測量を実施するため、発注に向けてただいま準備をしているところでございます。

引き続き、名鉄及びＪＲとの協議を重ねまして、来年度早々にＪＲ東海と業務に係る協定が締結できるように努めてまいりたいと考えております。

なお、今後も弥富市と２社から成る鉄道事業者との合意形成に時間を要することも予想されますが、自由通路及び橋上駅の供用開始予定は平成33年春を目標としてまいりたいと考えておりますので、お願いします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 続きまして、駅前ロータリーの計画が入っているかなど、問題点や課題があれば伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現時点では概略設計ができておりませんので、具体的な問題や課題は今のところ不明でございます。

近鉄弥富駅北側の自動車や、自転車及び歩行者の錯綜解消は課題と認識してございますが、自由通路及び橋上駅舎化の次の段階で、県道弥富名古屋線及び弥富駅中央駅前広場の整備により、今後対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 続きまして、橋上化事業の総予算は幾らぐらいかかる見込みであるか。また、どのように支払いをしていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 自由通路及び橋上駅舎化の事業の総予算につきましては、これまで協議の中で、一般的な事例での算出でございますが、20億円前半という金額が出ておりますが、当地域は地盤がよくないこともございまして、概略設計の結果では、これを上回ってくることも予想されております。

次に、財源でございますが、自由通路部分につきましては都市計画決定をし、かつ道路法の道路として予定をしておりますので、国の交付金を活用し、市負担部分につきましては公共事業等債という借入れを予定しております。

交付金の対象とならない駅舎部分につきましては、鉄道事業者負担分を除き一般単独事業債という借入れを行い、また起債で充当できない部分につきましては、基金を活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○１番（朝日将貴君） 20億円以上かかる見込みであるということでもあります。

鉄道会社との話は、一筋縄ではいかない部分があるかとは思いますが、一步ずつ着実に前

進していただけるよう強く要望させていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

弥富市の豪雨対策についてであります。

9月の台風による豪雨で冠水被害が出ました。私もあらかじめ聞いていた場所を何カ所か現場を見て回りましたところ、車も通ると危ないなと思うほどの冠水が起こっておりまして。これは、解決の道を何とか見つけなければいけないなと感じたところであります。今回行われましたタウンミーティングでも、この件について多く御意見をいただいたところでもあります。

それではまず、9月20日だったと記憶しておりますが、台風16号による弥富市の被害状況を伺います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

このたびの台風16号の被害状況でございますが、一部道路が冠水した場所が12カ所ございます。中六隧道とか中六の銀座通り、または弥富駅の南側の付近、このようなところが12カ所冠水しました。

床下浸水とか床上浸水などの被害というようなことは報告を受けておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 過去にも大雨で冠水が何回も何回もあるという話も伺っております。

そういった冠水がある中で、排水溝のしゅんせつ工事は、市としてどのように取り組んでいるのか。先日のタウンミーティングで聞くところによると、土木課から排水溝の半分たまったらやるよという話も聞きました。住民は現に困っておるわけであります。急を要するところから優先度をつけて随時やっていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山田土木課長。

○土木課長（山田宏淑君） 御答弁申し上げます。

本年3月議会の一般質問においても、側溝のしゅんせつについて御質問をいただいております。

その御指摘を受けまして、本年5月に区長さん、区長補助員さん方に御協力をいただき、市内側溝の現状報告について、各行政区域内の側溝に土砂やごみが堆積し、排水不良になっている箇所についての現状報告を依頼させていただきました。御協力いただき、まことにありがとうございました。その際に、御報告いただく側溝の土砂堆積の目安を約半分以上とさせていただきます。

報告いただきました箇所については、市で現地精査を行った上で側溝の清掃や簡易的な改

修が必要な箇所について予算の範囲内で発注をいたしました。

報告の取りまとめ内容につきましては、27地区から延長7,319メートルあり、全ての報告箇所について市で現地精査を行い、土砂堆積の目安おおむね半分以上を対象とした延長1,408メートルについて、9月上旬から随時発注し、11月末に完了いたしました。

今後も、原則としてはある一定の基準を設けて実施していきたいと考えますが、今まで同様、部分的な土砂の堆積により雨水排水不良や安全管理上緊急を要すると判断される箇所については、随時現地調査し、早急に対応しますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、優先順位と施行時期につきましては、より事業効果の高い効率的・効果的及び計画的な事業の執行に努めるとともに、限られた財源で質の高い事業効果を図るための優先順位をつけて事業を実施してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、冠水等が頻繁に多発する地域につきましては、改めて現地調査を行い、基準によらず状況に応じて柔軟な対応を行って実施してまいります。次年度におきましても、財政面も含め改善等早急な対応を実施してまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、地域での清掃活動が継続している地区におきましては、土のう袋の支給を行っております。

今後ますます高齢化が進む中で、維持管理にウエートを置いて対応していく必要があるかとは思いますが、住民協力のもと道路等の維持管理に努めてまいりますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 続きまして、市長にお尋ねいたします。

この冠水は、毎回同じところが何回も何回も冠水するということでございます。大雨が降ったから当然同じところが冠水するということでは、住民は納得いかないという声が私のところにも届いております。ぜひ長期的な計画を立てて、そして優先順位をつけて、区長さんたちへの報告も含めて根本から解決していく必要があると思いますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

朝日議員に御答弁申し上げたいというふうに思っております。

朝日議員御承知のように、弥富市の自然環境は大変厳しいものがあるわけでございます。海拔ゼロメートル、マイナスというような状況の中で、一旦、内水面の水の場合においては、全て排水機でないと川だとか海のほうへ排水できないという大変厳しい状況にあることを、

まずは御理解をいただきたいというふうに思っております。

そうした形の中で、一番我々としては、根本的な問題としては、まず排水機のパワーアップをしていきたいということで、今まで従来の排水機が老朽化してきたというような状況もございますので、そういった形の中では、孫宝の排水機のパワーアップもさせていただきました。そしてまた、鍋田の排水機の改善もさせていただいて、今その機能が非常に大きくなってきている。そしてまた、ことしの春には、稲元の排水機も整備をさせていただいたというような状況で、海拔ゼロメーター、マイナスというような状況の中における、いわゆる排水機のパワーアップをしていかないとだめだということで、これも長期的な非常に大きな財源がかかる事業でございますけれども、順次やってきているところでございます。

そうした形の中で、今御指摘のように毎回そういったところで、市街地、あるいは市内のいろんなところで冠水がするではないかという形でございますけれども、こういったことに対しても、その都度対応してきたところでございます。

1つは、佐古木地区にございます竜頭公園、こちらにおきましても、道路に冠水した水を別のところへ排水していくというような状況の中で整備をさせていただきました。また、西弥生台のほうにつきましても、昨年、いわゆるポンプでくみ出していくというようなことも今やっておるところでございます。

いずれにいたしましても、弥富市のこういう状況の中で、1時間当たりの降水量が予報として出されるわけでございますけれども、40ミリを超えたら大変危険信号になるわけです。そしてまた、1日当たりの降水量が150ミリ、これが冠水が起こるかもしれない危険雨量であるということをまず御認識いただきたいというふうに思っております。そうした形の中で、ゲリラ豪雨であるとか、あるいは台風等の風水害等において、どれぐらいの雨がこの弥富に降るんだということを、予報等を含めてしっかりと我々としては予知していかなくやならない。それに応じて対応していくというような状況になろうかなあと思っております。

議員御指摘のような冠水場所においても、そのような形でやってきておりますけれども、平成29年度、来年度予算につきましては、鯛浦地区の上六、下六地区において、もう一度総合的に抜本的に見直しをしていきたいと思っております。

こういった形の中で、排水機的能力以外の冠水状態においても対応ができるような状況というのが我々としては考えていかなくやならない。それが住民の皆様の安心・安全につながるだろうというふうに思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

また、我々はそういうような状況の中においては、対策本部を設置してさまざまな形で、いずれにいたしましても冠水する場所が大体わかりますので、そういった形の中で土のうを運んで対応していただくとか、あるいは交通を整理するとかいう形の中で、事前に事故を防いでいくということに対しても、市民の皆様の御協力をいただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 市長から大変心強い市民に対する安心・安全の思いを聞きました。

1日の毎時にすると40ミリと、1日の降水量からすると150ミリを超えると危ないというところを再認識して、私も市民の皆様に伝えていくという働きかけをしていかなければいけないなと思います。

続きまして、豪雨対策のさらなる拡充といたしまして、市のホームページで現在の状況を随時わかりやすく載せてほしいという意見もございました。先ほど市長の御答弁の中にもありましたが、排水機能力と雨量との限界があるというお話ですが、その点も加味してここまて来ると危ないぞというところを市のホームページで随時載せていただけるとわかりやすいという意見がございしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをします。

本市のホームページ、暮らしの情報、防災の中にお役立ち情報がございます。その中に国土交通省中部整備局の木曽川に関する情報と愛知県の河川の防災情報がございます。

1つ目の木曽川関係でございしますが、木曽川のライブカメラ、水位、雨量、水質、出水速報が掲載されてございます。

もう一つの愛知県のほうでございしますが、日光川、筏川に関する情報として、水位、雨量、カメラ画像がございます。

本市の河川については、比較的小さいものが多く、これが細かくめぐらされているわけですが、これらは各土地改良区などの管理に委ねられているところでございます。その中で、事前にまとまった降雨が予想される場合は、電話にて直接連絡を取り合ってやりとりをしておるところでございます。

ホームページにライブ映像などをお出しするのは、ちょっと困難ではございますが、先ほどの外部リンクなどと、またあわせて気象庁の雨量の状況などを確認していただきまして、市民の皆様に早目の対応をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ゼロメートル地帯に生きる私たちの一番の課題が、この水との戦いであると思います。予算の都合もありますので、無理は言えないところもございますが、少しでも不安が解消されるよう私も努力していきますし、市のほうにも強くこれからも要望していきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地方創生事業であります。

3月議会でも、この地方創生を取り上げまして、観光産業を訴えさせていただきました。弥富といえば金魚、私たちの誇りでもあるこの産業を心から誇りに思い、何とかこの産業を未来へと希望が持てる、そういった形をつくりたいというのが私の原点であります。

それでは、お尋ねいたします。

そもそも地方創生とは何であるか、改めて市の見解を伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 地方創生とは何であるかということについてお答えを申し上げます。

地方創生とは、人口減少・超高齢化という日本が直面している現実に対応するため、各自治体がそれぞれの特徴を生かして自律的で持続的な社会を創生するために、国と一体となって取り組むことでございます。

従来、国から地方へ政策をおろして実施するものではなく、各自治体が自分たちで何が必要なのか、どうすれば活性化ができるのかをしっかりと考え企画し、それに対し、国が必要な財政的援助や人的支援をしてくれるという仕組みでございます。

人口減少が目前に迫る本市においても、深刻な事態が生じるおそれがございます。人口減少は、労働力人口の減少や消費市場の縮小につながりまして、経済規模を縮小させるため、この問題の解決に当たっては、負のスパイラル悪循環の連鎖、に歯どめをかけまして、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するための取り組みが重要でございます。

雇用を生み出し、人口減少に歯どめをかけるために、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本項目を掲げまして、各施策・事業の推進を行っているところでございます。

なお、各施策・事業の推進に当たりましては、一過性のものではなく、永続的な内容としてシステムづくりが必要でございますが、取り組みに当たりましては、官民協働、地域連携も視野に入れながら進めていくことが重要であると考えております。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も地方創生というものに取り組むに当たって、国への要望を地方が行っていくものだということで、まずその予算はどのようなところに補助金がありたりするのだろうか、わからないところもありまして、8月に内閣府の地方創生担当官を訪ねました。

その内容を少しだけ御紹介させていただきますと、予算額としては1,000億円を新規でつけたと。それで、補助率が2分の1であります。事業費ベースで考えると2,000億円だということですが、最長5年までは継続して同じ事業に補助金をとることができるという

ことでございました。ただし、一番のポイントとなりますのは、ハード面は対象外だと、ソフト面に対しての対象となるというところが上げられると思います。

そういったお金の面でも最長5年間の補助を2分の1というところでもございますが、継続して要請をできるように何かアイデアが必要なのではないかと思います。私が1つ提案をさせていただきたいと思っております。

お配りさせていただきました配付資料をごらんください。

弥富市地方創生と観光産業と地場産業の発展と題したパワーポイントで作成したものでございます。

最初に、結論から申し上げたいと思います。

後ろから3ページ目をごらんください。観光複合施設をつくと書いてあるページをごらんください。

民間主導型の観光施設を弥富インター付近でつくってはどうかと、弥富インターには2つのインターがございます。一つは湾岸線、もう一つは東名阪にございます。このどちらかにサービスエリアをつくって、そこに金魚アクアリウム、農家レストラン、道の駅や商工業者の店舗を並べる、お土産を買う施設、さらには駐車場などを高台として避難できる場所にする。可能であればこういったサービスエリアとして高速道路との連携がとればなおいいと思っております。

湾岸線においては、刈谷と長島にパーキングがある関係で少し難しいのかなと思う点もございますが、名古屋競馬場移転とともに、高速道路からも競馬場に入ることができるサービスエリアというのも一つのいいアイデアではないのかなと思います。

ですが、東名阪につきまして、東京方面からの下り線については、名二環にも一つもパーキングがありませんし、東名阪に入っても名古屋西から大山田までパーキングがございませんから、私としてはこちらのほうが現実的ではないかなというふうに考えております。

このような複合施設を、ここを少し強調させていただきますが、行政が出資するのではなく、民間出資で民間がもうかるような施設をつくっていければいいと考えております。

続いて目的についてですが、表から2ページ目をごらんください。

先ほども申し上げましたとおり、地場産業であります金魚の未来を見据えた産業を充実させること、これが一番でございます。

そして、地域活性化と農業の6次産業化、人口減少に少しでも歯どめをかけること、さらにこれも大事な点ですが、防災施設としての側面を持つことを目的としたいと思っております。

現在、弥富市が東名阪ののり面のほうで避難場所を策定すると計画をされていると思いますが、その計画を参考に防災施設の側面を持つということを盛り入れました。

続いて、次のページをごらんください。

参考となる観光施設の紹介として、私が今回のこの質問に至るまでに参考にさせていただいた施設を取り上げております。

刈谷と川島の2つのサービスエリアについては、御存じのとおり来場数のかなり多いサービスエリアとしてこの地域では有名であります。刈谷については、後ほど取り上げさせていただきますが、川島サービスエリアは、木曽三川公園事業として国交省の管轄事業ですので、岐阜県のほうがお金を出してつくった施設ではないというところでございます。

時之栖におきましては、服部市長の御紹介で、11月末に行われました金魚サミットでも水槽提供やシンポジウムで後藤館長に御登壇していただいたりと大変お世話になった静岡県は、御殿場市に拠点を置きます観光施設でございます。中でも、水中樂園と称される金魚を取り扱う水族館がございまして、短期間開催の予定を延長しまして通年でやられるほど、とても人気のある施設でございます。

今、金魚を見るという視点で、各地でさまざまな展示がなされております。どれもとても人気があるように感じまして、金魚の流通量日本一である弥富市には、このような金魚の水族館をつくることについては、本場の力を生かして十分可能であると思いますし、施設への金魚の取引料があればもうかるんじゃないかと考えていただいて、金魚の産業の充実と後継者の育成に弾みがつくことも考えられます。

最後に、黒牛の里ファームレストランと書いてありますが、こちらは半田市にある6次産業化の補助金で農水省の予算を主に使用されてつくられたステーキ屋さんでございます。もともとは静岡県のほうで牧場経営をされておったようですが、お店には肉屋さんも併設されて、大変人気のある農家レストランです。農家レストランにつきましては、農水省の平成29年度の予算概算要求書というものがございまして、そちらでも6次産業化についての項目がございました。今後も継続して予算がついていくであろうと伺っております。こうした6次産業化を進める意味でも、特に弥富市の農産物を使用したレストランを併設し、6次産業化の推進を進めていければいいなと思っております。

それでは、刈谷ハイウェイオアシスについてですが、3ページを飛ばしていただいて右下に小さく5と書いてあるページをごらんください。

まず、刈谷ハイウェイオアシスができた経緯ですが、旧道路公団より刈谷市に打診がございまして、平成6年に協議が開始されております。刈谷市としては、高速道路からのみの利用ではメリットが少ないと考えられて、一般道からも利用ができるハイウェイオアシスの整備を推進されました。

1ページめくっていただいて、従来の公共施設整備では限界があると考えられまして、平成9年に刈谷商工会議所との意見交換会を開催し、民設民営で運営できるかどうかを検討さ

れました。

私は、ある方から御紹介いただきまして、この刈谷商工会議所の役員のお一人に話を伺いましたので、少し御紹介したいと思いますが、時代背景として第三セクターが余り成功していなかった時代、近くはラグーナ蒲郡のようなところも余りはやらずにいたと。刈谷には、そのとき特段観光名所と言われるものが何もなく、パーキングにもガソリンスタンドもなく、ほとんど工場だらけのまちであったと。もうかる算段がつかないまま地域を何とか盛り上げたい、何とかしようという思いで立ち上がったわけですが、当時、湾岸線は利用率もとても低く、すごく不安でもございました。公園法というものがとても厳しい規制がありまして、しかし、東京のほうでは公園の中にテントが並んだりすることを目にされたようで、それを参考にしながら、できることを一つずつつくっていかれております。資金のほうも三菱東京UFJ、それから三井住友、それから碧信、それからJAの共同出資で約20億を集められたということでございます。注目すべきは、災害時の避難場所としての利用を考えて、自家発電、それからトイレの確保、そして炊事場の確保を取り入れるという設備を備えているところにもございます。

平日は、高速道路からの利用者と下道からの利用者の割合が6対4で、高速道路が6、下道からの利用が4、土・日はその逆になっております。周辺住民からとても愛される設備を運営していきたいとの方針で、下道からの利用者がとても多いというのが特徴であるとのお話でございました。

本当にさまざまな御苦勞をされまして、不安要素はあったけれども、地域のために何とかしたいという思いがとても伝わってまいりました。私のアイデアをその方に少しお話しいたしますと、それはやるべきだと、例えばナガシマリゾートと連携をして無料バスをどんどん走らせてつなげれば、なお一層成功するんじゃないかというようなアドバイスもいただきました。

次のページをごらんください。

そうしますと、ハイウェイオアシス内の主な施設と書かれておりますが、民設民営の施設がずらりと並んでいることがわかります。

さらに1枚はねていただきまして、次のページですね。

参考までに時代背景と利用者数の増加が記載されておりますが、こちらは後ほどごらんいただければと思います。

次のページ、災害対策についてというところでございますが、先ほども商工会議所の役員の方の話の中にもありまして、平成25年度に災害対策としてこの地域の皆さんの避難場所として利用されることを想定しまして、マンホールトイレ、それからかまどベンチ、そして電源の確保ということで太陽光発電による非常電源を備えております。そのほかにも、

地域住民が主催のイベントも数多く開催されておられまして、この地域の住民との連携が十分にとれておられる施設でございました。

以上が簡単に刈谷ハイウェイオアシスについての説明ですけれども、今回の質問に当たりまして大変参考になる施設でございました。

持続可能な観光施設にするためには、やはり人が集まる場所でなくてはならないということが前提にあると思います。人が集まるには、さまざまな条件があると思います。

その次のページをごらんください。

私がこれまでに活動してきた中で、たくさんの方々から聞いたお話をまとめますと、次の点が上げられるのではないかなと考えております。

1つは、大規模でなくても観光スポット、見る場所がありますよ。それから2つ目は、食事ができます。個人様でも、特に団体の皆様でもバスで多方面から来ていただくような食事ができる場所が必要ではないか。そして3つ目は、やはりお土産が買える施設があること。最後に、刈谷ハイウェイオアシスでもございました地域の住民との連携を図っていることが必要だと。この4つが必要であると考えております。

次のページをごらんいただいて、やはりそのためには、公共施設ではなく民間が出資したいと思えるような観光の複合施設が弥富市にも必要であると考えました。しかし、民間がこのような事業を主導することは、大変難しいと思います。

そこで、次のページをごらんください。

やはり、行政にサポートしていただかなくては成り立つものではございません。手続のサポート、計画・策定も民間を巻き込んだ戦略会議の開催など、弥富市を挙げて、それぞれがそれぞれの得意分野を出し合っていただかなくてはこういった事業は成功しないと思います。

最後のページになりますが、その成功は、やはり行政が強く本気を出すということを住民に伝えていただくことが最初の一步ではないかと私は考えます。

少し長くなりましたが、以上が私の提案でございます。

この提案に対して、市長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

観光施設と地方創生という形でどう結びつけられるかということにつきましては、いろんな成功事例を議員にお示しをいただきながら御紹介をいただいたわけですが、実は朝日議員は、まだその当時は市会議員ではなかったと思いますけれども、2年半ほど前にこのオアシス的な提案を県のほうからいただきまして、皆さんで御協議いただいたというか、御案内をさせていただいたいきさつがございます。

木曽川から名古屋までに、いわゆるハイウェイオアシスという形の中で、この4市2町1

村、海部地域の中での観光事業をそこから発信していこう、あるいはそれぞれの自治体を持っているメリットというものの、例えばお土産であったり、あるいは観光地であったりというようなところをそのオアシスから発信していこうということを御提案申し上げたわけでございます。これは一つの自治体でやることにおいては、余りにも大きなテーマという形では言わざるを得ないというふうに思っております。

そうした形の中で、県のほうから御案内をいただいたわけでございますが、これはしっかりと県議会議員の方も御承知であるわけでございます。私は、まずは県のほうでしっかりと御協議をいただき、そして構成自治体が、何が協力できるかというようなことを具体的に進めていかなきゃならないというふうに思っております。事実、こういうことはもう既に提案をされておるということを御紹介申し上げておきます。

その資料も私ども、あると思いますので、また時間があれば朝日議員にも御提供申し上げていきたいというふうに思っております。

それは、愛知県では担当副知事のほうも御理解をいただき、積極的に進めるべきだということのお話もいただいているところでございます。しかし、今少し頓挫しておりますので、また安藤県議会議員を含めてお話を持っていきたいというふうに思っております。

こういった形の中において大変重要になることが、やはりしっかりとしたその場所において継続的に雇用創出だとか、あるいは利益を生み出していないと、一時的なことになってしまうと、莫大な投資に対して民間も協力していただけません。そうした形の中で利益を出していく、あるいはその地域の活性化のためには、先ほども言いましたけれども、我々自治体がどう協力していくかということが大きなポイントになってくると思います。それが完成された暁においては、刈谷のハイウェイオアシスのようにすばらしい施設になっていくだろうというふうに思っております。

しかし、交通量の問題であるとか、あるいは道路交通網の問題であるとか、さまざまな要件がその施設においては重要になってくるわけでございますので、計画の段階でしっかりとやっていかないと、いわゆる砂上の楼閣というような形にもなりかねないというふうに思っておりますので、議員そういった形の中で成功例をいろいろと調べていただいておりますけれども、より細かな施策が必要ではないかなあというふうにも思っておりますので、今後、行政と一体的に進められればというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そのような提案が県からなされたということは、私も全く存じ上げませんでしたが、もしそういう計画が県から御案内であるということであれば、なお一層力を入れて安藤県議ともお話をさせていただきたいなと思いますので、引き続きの御協力をよろ

しくお願い申し上げます。

最後になりますが、これからのこうした地方創生の提案、私が今提案させてもらった以外の提案に対しても、各部署にまたがる案件であったりする場合に、地方創生担当課の方が各部署に御意見を取りまとめたりするのが非常に困難であるのかなあと思ったりしております。

その体制が現状整っておるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 体制についてでございますけれども、本市の地方創生に係る体制といたしましては、地方創生に特化した部門は現在ございませんが、各事業課ごとで取りまとめ課として秘書企画課が連携して取り組んでいるところが状況でございます。

地方創生に向けての各施策・事業につきましては、各事業課におきまして計画的に実施しておるところでございます。

また、弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や見直し、地方創生に係る補助金等の申請や実績報告の取りまとめにつきましては、私ども総務部の秘書企画課が担当をしておるところでございます。

地方創生の推進に当たりましては、弥富市総合戦略推進本部を中心に各事業課及び秘書企画課が連携いたしまして、総合戦略に係る各種数値目標を掲げておりますので、数値目標や重要業績評価指標、K P I でございますけれども、それと及び各事業の取り組み状況の検証につきましては、外部委員で組織する弥富市総合戦略推進会議において協議を行っていただく体制になっております。

地方創生に関する事業や提案が複数にまたがる場合につきましては、関係部署と連携いたしまして協議、計画、実施について取り組んでいくこととなります。調整役としての秘書企画課があるものとして認識しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 連携という言葉がございましたけれども、この連携を大切にしていたいてこれからも一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

人口減少は大きくはとまらないと思っております。子供がふえるにこしたことはございませんが、誰もがこの人口減少をとめる手だてを考えていると思います。しかし、現実はまだなかなかそれとは乖離され、服部市長がいつもおっしゃっておられます福祉を後退させないためにも、私たちは手を講じていかななくてはなりません。

その一環として、私の今回の提案が正解ではないと思いますが、議員にしかできないフットワークで、これからもこの課題に取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は1件ですが、視察から学ぶネウボラについて。

厚生労働省は、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンである健やか親子21において、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を基盤課題として位置づけ、フィンランドの妊娠・出産・子育てを継続して支援する仕組み、ネウボラという言葉が全国の母子保健関係者に注目を集め、支援の重要性が高まってきました。

10月24、25日と厚生文教委員会、富士宮市の福祉総合相談のワンストップ化と認知症の取り組みについて、習志野市へ習志野版ネウボラについての視察に行ってきました。

ネウボラについては、以前、炭竈議員からも質問があったと思いますが、今回、代表としてこのネウボラについての現在の弥富市の状況と、今後どう行政の方が取り組んでいくのかを質問させていただきたいと思います。

ネウボラとは、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援のことです。

習志野市では、昭和48年度から母子保健の最初のかかわりとなる妊娠届け出時に必ず保健師が妊婦やパートナーと面接し、全ての出生時の節目の時期に地区担当保健師が発育、発達、養育面を把握し、妊娠中から就学時まで切れ目ない母子健康支援を行ってきました。

妊娠届け時の妊婦と4歳未満の転入者に、保健師が面接しながら母子カルテを作成します。地区担当保健師が、発育、発達、養育面を中心とした妊娠期、赤ちゃんが生まれたとき、2カ月ごろの赤ちゃん、4カ月ごろの赤ちゃん、1歳6カ月時、3歳時、それぞれのプランの作成をします。そして、経過の把握・評価をし、産前から就学時まで切れ目のない支援を行っています。母子健康手帳交付時には、母子保護サービスについての説明、また妊娠期の健康について保健指導を行い、妊娠・出産・育児への不安の軽減を図ります。

また、子育て支援にかかわるワンストップ相談事業は、平成16年からスタートし、現在は相談事業を含む拠点、ヘルスステーションが市内5カ所に設置されています。

ネウボラという支援体制を必ず顔の見える支援でとのことから、見える化をすることにより、より安心して子育てができる制度をとっています。

現在、弥富市では高齢者の地域包括支援制度はありますが、子育てについての地域包括支援制度は確立していません。子育て支援事業として、弥富市の取り組みはどのようにされているのでしょうか。

まず、母子健康手帳はどのように渡しているのかをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

保健センターに妊娠届を提出されました妊婦さんやパートナーの方に、保健師等が直接、母子手帳と母と子のしおり、母子手帳はこういったものになります。母と子のしおりについ

てはこういったものになります。この2つを交付しております。

習志野市のように、このときが妊婦の方と保健師とのかかわりの始まりというふうになっております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私もこの母子健康手帳を久しぶりに手にしました。中身を見てみますと本当に懐かしいなあと思いながら見たんですけれども、この健康手帳というのが本当に妊娠時から6歳までのいろんな経過が記録できるようにできています。

それで、ここには余り詳しくは市の指導として載っていないのは、妊娠期の健康支援ですね。これは病院に行かれて、先生なんかがこれに記帳されるという妊娠の状態なんかはあるんですが、妊娠時の健康指導というのは記載はされていませんよね。この妊娠期の健康支援のほうはどのようにされていますか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 本市の妊娠期の相談支援体制といたしましては、先ほどの妊娠届け時に妊娠届に関するアンケートを実施いたします。アンケートの結果及び面接などにより、若年、鬱病、心の病のある方、それから妊娠期に不安のある方、その他支援の必要な方、こういった方に継続的に妊娠中から担当保健師がかかわり、支援をしております。

また、必要に応じ、児童課の家庭相談員とともに連携をとりながらかかわっている状況でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） その母子保健サービスは、いつどのように説明をされているんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 一般家庭には、年間の母子保健事業のチラシ、これは28年度のチラシでございますが、こういったものを3月の時点に各世帯に配付してございます。

個別には、妊娠届け時に母子手帳の活用方法、妊婦等健康診査、育児相談、離乳食講習会、栄養相談等の説明・案内を行っております。

それから、赤ちゃん訪問時には、予防接種、3・4カ月児健診、1歳6カ月児健診、こういった健診事業の説明・案内を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 妊娠されると、妊娠・出産・育児へといろんな不安が妊婦さんには出てくると思うんですが、そのときの不安の相談などはどのように対処しているのでしょうか。

か、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 孤立感や不安感、出産直後の健康面の悩みや育児不安について、まず妊娠期は妊娠届のアンケートや面談により、不安感や心の病のある方へは、継続的に妊娠中から地区担当保健師がかかわっております。出産後は、赤ちゃん訪問事業により、全ての出生児に対し地区割の保健師等が訪問を行い、すぐ担当保健師に連絡がとれるような体制づくりを目指しております。

ことし4月からは、養育支援訪問事業として、赤ちゃん訪問の実施結果に基づき、育児ストレス、産後鬱、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対し不安や孤立感を抱える家庭、さまざまな原因で養育支援が必要な家庭に研修を受けた訪問支援員、保健師、助産師、看護師、こういった方が支援員になりますが、支援・訪問を開始し、養育上の諸問題の解決・軽減を図っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁をさせていただきますけれども、今、赤ちゃんを育てるということに対して大変不安な方が非常に多いというふうにも聞いております。例えば、夫婦のみで世帯を持って赤ちゃんができ、その赤ちゃんをどこにも預けられないとか、あるいは仕事との兼ね合いで非常に困ってみえるとか、そんなようなことがあるわけでございますけれども、私どもとしては、子育てするなら弥富市へという形で、一つの看板政策という大きなかもしれませんけれども、そんなことに対しては力を入れていきたいということで、今、平成29年度、来年度予算に対して、この赤ちゃん訪問等で、もう少し外部の講師等も含めてしっかりとした赤ちゃん支援というか、子育て支援というものができないかということを検討させていただいております。来年、29年度から具体的にスタートをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 習志野市では、妊娠届を出したときから保健師さんがかかわってくるわけなんですけれども、そのときにいろんな妊娠期からのプランを立てていくわけなんです。母子カルテの作成から、妊娠期のプランから始まり、赤ちゃんが生まれたときのプラン、そして2カ月ごろの赤ちゃん、4カ月、10カ月、1歳6カ月とずうっとプランを立てていくわけなんです。

先ほどの母子手帳になるんですが、これを見ますと節目のチェックリストというのがちゃんとあるんですね。このプランは、ある意味これと同じことかなとも思いました。そういう支援が、これにちょっと違っているととても心配になるなという、そういうあれもあるんですけれども、今、子育てについて、市長のほうから来年度からさらに充実させるというお話

がありましたので、またいろいろと変化してくるのではないかなあとと思っています。

習志野市の特徴のある事業の一つとして、こんにち赤ちゃん事業ですね、これに対する母子健康推進員という方々の起用でした。この母子健康推進員とは、市長が委嘱する地域の先輩のお母さん方のことなんです。30名ほど見えるそうなんです、これは地域の先輩のお母さんが個別の訪問支援を行い、育児の悩み、相談事などをくみ上げ、担当保健師に連絡・連携をしているそうです。こんにち赤ちゃん事業では、新生児・産婦訪問をすることで出産をきっかけに地域とかかわる機会もでき、安心して相談できる相手を見つけることができます。

また、里帰り出産など一時的な転入・転出者に対しても、転出先自治体、転入先自治体と連携をして可能な限り対応しています。

赤ちゃんが誕生して40日以内に産後サポート、電話相談、新生児・産婦訪問があり、2カ月ごろには母子健康推進員の訪問があり、この時期で乳児家庭全戸訪問をします。その後、4カ月健康相談、10カ月児健康相談、1歳6カ月児の個別健康診断、そして3歳児と、ずっと続くわけなんです、1歳6カ月児と3歳児健康診査は集団健診ではなく、それぞれのかかりつけの病院で健康診査を受けるそうです。就学時健診、健康教育がありますが、地区担当保健師から全数を対象とした事業です。

習志野市では保健師のかかわりは多く、現在42名いらっしゃるそうですが、1人で受け持つ人数は100名ほどだそうです。毎年ニーズも多くなり、これから先、人材も数多く必要になっていくとのことでした。

弥富市では新生児・産婦訪問事業はどのようにしていますか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

出産後に妊婦の方から赤ちゃん訪問連絡票、こういった連絡票をいただきます。この連絡票をいただきました後に、当市の保健師が全ての出生児に対して、地区割をいたしました保健師が訪問をさせていただいております。このときに母子カルテというカルテを作成いたします。

この赤ちゃん訪問では、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員、質問の途中ですけど、1時間以上会議を始めてから経過しましたので、ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 続けさせていただきます。

質問ですが、新生児の健康診断、健康診査はどのように行われているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） お答えさせていただきます。

生後1カ月ごろと生後6から10カ月ごろ、この2回、乳児の体の状態を指定の医療機関で健診・診査を行っています。

また、保健センターでは、集団健診という形で3カ月から4カ月健診で成長・発達の状況を診たり、乳児期に起こりやすい病気・疾病、運動機能、視聴覚などの異常を早期に発見することや、健康管理、保健指導を行っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 弥富市では、保健師さんの人数はどのぐらいいて、その方たちの役割というものはどのようなものなのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 健康推進課に、母子保健事業、予防接種事業を行う保健指導グループに4名、がん検診事業、集団健診事業、健康増進事業を行う保健予防グループに3名、育児休業中の職員が1名、健康推進課としては計8名でございます。この8名で地区割をいたしまして、保健師が訪問をいたしております。

また、保険年金課には、特定健康診査、特定健康保健指導事業担当として2名在籍しております。合計10名の保健師が役所内に在籍しております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 保健師の資格は国家試験でもありまして、誰でもかわりができるというものでもありません。人材はとても大切ですし、本市においてもこの人材が有意義に活躍できる場所が必要ではないかと思うんですけれども、きっと課長さんはおわかりになると思うんですが、弥富市で年間どのくらいの新生児が誕生するんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 花井健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（花井明弘君） 直近の2年、26年、27年でお答えさせていただきます。

平成26年の新生児につきましては367人、27年については346人、これは住民基本台帳のほうからの資料でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

この数が多いのか少ないのか私にはちょっとわからないんですが、これは年々減っていく傾向にはあるんでしょうか。

もう一つ興味を持ったのは、親の健康づくり、これも子育てを乳児のことでいろいろ訪れた人に、その親と子、子供の健診に来る親に対して親の健康づくりにも市のほうが意識しているということだったんです。妊娠・出産を一つのきっかけとして、生まれてくる子供のために親の健康に対する考え方を改めさせる制度をとっているということなんですね。子供への害となる喫煙をやめさせる指導をしたり、生活習慣の改善のために指導したり、子供の歯科健診に合わせて親の歯科健診を促したり、きっかけに対するこのようなアプローチは弥富市としても見習っていくところがあるのではないかと思います。

今回の視察では、子育て支援にかかわるワンストップ総合相談事業ネウボラについて学んできました。弥富市の「子育てするなら弥富で」というキャッチフレーズをさらに充実・拡大し、きめ細やかな支援をすることにより、子供を産み育てる世代の増加になればという思いもあります。まだまだこの近隣地区では、このような取り組みはなされておられません。本市においても、このネウボラ弥富版というものをつくっていただいて、子育てするなら弥富という、妊娠から中学を卒業するまで、弥富市に合った、習志野市がいいからといってそのままそれをのみ込むんじゃなくて、弥富市版というものもつくっていただけるといいんじゃないかなあと思っているんですが、最後に、行政としてこのような取り組みに対してどのように考えていらっしゃるのか、また今後、弥富市としてもネウボラに対してそういう考えがあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

ネウボラは、フィンランド語でアドバイスの場所という意味がございまして、子育て支援を行う場所という意味でございます。妊娠から出産、子供が生まれた後も、基本的には6歳まで切れ目なくサポートを提供する総合的な支援サービスのことでございます。

一人一人を大切にし、血の通った政策を貧富の差にとらわれず全員に提供するという考えから来ており、我が市も学び、改善するところがたくさんございます。

本市では、妊娠期、出産直後、子育て期と各ステージを通じて切れ目のない支援が行えるよう、保健師等は専門知識習得のため各種研修へ積極的に参加し、専門性を生かした相談・支援を行い、母子保健を中心とするネットワーク、医療機関、療育機関等へつなげています。今後とも保健センターが拠点となり、ネウボラによる支援を参考にして、児童相談所、保健所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保育所、のびのび園、児童課等と

連携・ネットワークによる支援体制をさらに強化していく必要があると考えております。

先ほど課長のほうから答弁がございましたが、平成28年から療育支援訪問事業といいまして、保健師が訪問した際に、特に療育支援が必要な家庭に対しては、さらに私どもの研修を受けた保健師等が訪問して、保護者の育児等の能力を向上させるための支援事業をこの4月から始めさせていただいております。

また、市長からは、平成29年からは新たな子育て支援事業を始めていくというお話もございました。

そして、このことは3月議会の一般質問での市長からの答弁にございました、新庁舎の建設時に総合的な子育て支援窓口の設置、子育て世代包括支援センターの設置へとつながり、制度の確立を目指していくものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） このネウボラにつきましては、以前にも炭竈議員のほうから、妊娠・出産、そして育児、そして子育てと一貫した行政としての対応が必要ではないかということをお話をいただきました。

そのとき私も答弁をさせていただいたのは、切れ目のない施策を打っていかないといいなということと同時に、先ほど所管の担当部長のほうからも言いましたように、やはり縦割り行政ではなくて、いわゆる横割りというか連携をとれるような、そしてまた保護者の方、あるいは親御さんからすれば、子供のことについてはここの部署へ行けば総合的に理解できるというような部署をやはり設置していかないといかなあというふうにも考えております。

私のほうからも、民生部長が言いましたけれども、新しく新庁舎が建設された折においてはそのような窓口を設置していきたい、そして子育てということに対して行政の役割をしっかり果たしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市長から新庁舎が建設されるのを機にそのようなお考えがあるということをお聞きしまして、ありがとうございます。

本当に切れ目のない支援というのは、親御さんも子供もですけれども、今、いじめ問題、あと虐待、いろいろ子供に関する課題も多くなってきています。切れ目のないところで、そういうところが早期発見できる可能性もありますので、ぜひ新庁舎ができた折にはそのような体制がとれるように強く要望いたしまして、また市長さんにもよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。12番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きくは2点、まず動物に関連した環境、教育、防災について伺ってまいります。

初めての事案でもございますので、少々前ふりが長くなりますが、我慢して聞いてください。

2016年度の学校基本調査の速報値によれば、全国における専修学校を含む高校生以下の生徒・児童数は約1,531万5,000人。今や子供の総数よりもペットの総数のほうが多いと言われておりますが、そこで日本ペットフード協会の調査によりますと、平成27年度犬猫飼育実態調査では、各家庭でペットとして飼われている総数は、犬が991万7,000頭、猫が987万4,000頭であり、約2,000万頭となっております。まさに日本はペット大国と言えます。

しかし、そんな中で、1年間に自治体の保健所や動物愛護センター等に引き取られる犬や猫の数は年間およそ15万1,000頭に上ります。その引き取り数は年々減少はしておりますが、1年間に引き取られる犬は5万3,000頭、これは全体の35%、猫は9万8,000頭で65%となっております。

自治体に引き取られた犬や猫は、自治体等の努力により飼い主へ返還をされたり、新たな飼い主を探す取り組みが行われております。この取り組みにより、年間およそ5万頭の犬と猫が返還・譲渡されていて、その割合は年々増加をしております。

しかし、自治体等の返還・譲渡の取り組みも、予算や人員、体制、収容力などにも限界があり、引き取られた犬や猫の約7割のおよそ10万1,300頭がやむなく殺処分をされているのが現状であります。

さて、皆さんは「78円の命」という絵本があるのを御存じでしょうか。

豊橋市の谷山千華さん、現在は豊橋東高校の1年生なんですが、東田小学校6年生のときに書いた作文「78円の命」が絵本になり、再び全国で注目を浴びております。「78円の命」は、猫の殺処分にかかる費用がわずか1匹78円だと知った谷山さんが、命の価値が78円なのかと心を痛めたことを小学生ならではの素直な感性で書いた作品で、2012年の豊橋市内小学校話し方大会で最優秀賞を受賞いたしました。その一部を御紹介いたします。

「近所に捨て猫がいる。その猫は目がくりっとしていて、尻尾がくるっと曲がっている。真っ黒な猫だったので、魔女の宅急便からキキと勝手に名づけてかわいがった」との冒頭から、やがてそのキキは赤ちゃんを産みます。けれども、ある日突然、子猫の姿が見えなくなります。聞いてみますと、〇〇センターへ連れていったよと言われ、彼女はパソコンで調べてみると、そこには残酷なことがたくさん載っています。

本文に戻りますが、「飼い主から見捨てられた動物は、日付ごとにおりに入れられ、3日間の間飼い主を待ち続けるのだ。飼い主が見つからなかったときには死が待っている。10匹単位で小さな穴に押し込められ、二酸化炭素が送り込まれる。数分もがき苦しみ、死んだ後はごみのようにすぐ焼かれてしまうのだ。動物の処分、1匹につき78円」。

少し飛びますが、作文の最後の部分です。

「命を守るのは、私が考えるほど簡単なことではない。生き物を飼うということは、一つの命にきちんと責任を持つことだ。おもちゃのように捨ててはいけない。今も近所には捨て猫がいる。私は、かわいがっていいのかわいかずずっと悩んでいる」という内容であります。

その後、作品は豊橋市内小学校の道德の授業などで扱われるようになり、地元の情報紙や市民団体などが取り上げて多くの反響を呼んできました。2020年には、愛知県内全域の道德の授業で使う副教材に掲載されることも決定をしております。

こうした中で、東京在住のライターや写真家、デザイナーらの目にとまり、この作品を通して、命について考えるきっかけづくりをしないと、この作品の絵本化、ポスター化、リーフレット化するプロジェクト「78円プロジェクト」が発足をし、インターネットで資金を募り、製本化に至ったものです。

当時、製本化した本は、「78円の命」のとおり78円で発売をされておりまして、あっという間になくなってしまいまして、私が購入したのは再販版でございまして、これは780円いたします。市内の書店でも買えますので、ぜひ読んでいただきたいと思います。

平成25年9月より施行された改正動物愛護管理法では、動物の虐待を防止して命を大切にすること、愛護と、自分の飼っている動物が周囲に迷惑をかけないように飼養をすること、管理という2つの目的からつくられた法律であります。

特に今回、終生飼養の徹底は、今回の改正の中でも大きなポイントで、飼い主は最後まで責任を持って飼うことが明記をされました。犬や猫は、15年も20年も生きる動物であります。自分の寿命や健康状態、環境など、最後まで飼い切れるかを考えてから飼いなさいということとであります。

終生飼養の確保は、動物取扱業者にも求められます。ペットショップで売られている子犬や子猫が売れ残ったらどうなるのかは不明な部分もありましたが、今回、販売できない動物の譲渡先などを事前に届け出ることが義務づけられております。

また、行政は、飼い主や業者から動物の引き取りを求められればほとんど応じてきましたが、終生飼養に反する理由での引き取りは拒否できるようになりました。つまり、身勝手な処分や飼養放棄は許されなくなったわけであります。

また、平成25年11月には「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」も動き出しております。これは愛知県のホームページでも掲示をされております。

しかし、その一方で、行き場を失った命を引き取るビジネスが横行し、悪質な引き取り業者が劣悪な環境で飼育をしたり、遺棄をしたりする事件が絶え間ないのも事実であります。

弥富市におけるペット飼育頭数は、本年6月末現在で犬が2,735頭、猫は登録制でないため詳しい実数は読めませんが、市内獣医師さんにお尋ねをしたところ、3,000頭は超えるよ

うであります。犬猫に限りますが、これに全国の世帯当たり平均飼育頭数に当てはめると、4,000世帯から5,000世帯の御家庭で飼育をされていることになります。

子供たちが教育の場で命の大切さについて学んでいく中で、大人社会が真逆のことをしてはいけません。ペットの飼育については、ふんの放置など一部の飼育マナーを守らない飼い主がおられることで苦情を受けることがしばしばありますが、そういったマナーの啓発も含め、殺処分ゼロに向けて弥富市の認識と今後の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、飼育マナーにつきましては、市民の方から散歩時のふんなどの相談をいただいております。市の広報紙には、不定期ではございますが飼育マナーを掲載し、飼い主の方に対して啓発を行っております。また、区长、区长補助員様からの要望によりまして、ふんの持ち帰りを飼い主が行うよう看板もお渡しをしております。

殺処分ゼロの取り組みにつきましては、一番大切なことは収容される動物の数を減らすこととでございます。動物を飼うときは、最後まできちんと責任を持つ自覚と、人間のエゴのために殺処分されないよう動物たちのことを思う命の大切さを飼い主の方に理解していただけるように、獣医師会などの関係機関の協力を得て啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、動物愛護センターに収容される前には、捕獲情報をもとに登録台帳で類似しているかなどの確認や、警察、動物保護管理センターとの情報共有などによりまして、できる限り飼い主に戻るように対応をとっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 現に飼い主の方から、飼い犬がいなくなったということがネットに出たりもしますと、市のほうにも問い合わせがあつて、その際、市が保護したものにしましては、愛知県の愛護センターに一応移送されて、そちらのほうでホームページで、こういうワンちゃんなり猫ちゃんを預かっていますよという掲示もしております。そういう御案内もしていただいているということで、迷子犬、迷子猫などが飼い主のもとに戻る努力をしていただいているのを存じ上げております。

続けて質問させていただくんですが、最近、野良犬は見かけなくなりましたが、野良猫はしばしば見かけます。

現在、中核市を中心に野良猫問題を解決する方法として、地域の理解と協力を得て野良猫を管理する地域猫活動に対する不妊去勢手術費用補助金の交付事業を実施している自治体がふえております。

地域猫活動とは、特定の飼い主がいない野良猫に不妊去勢手術を行い、地域が決めたルールに従って餌のやり方やふんの始末などを地域で管理する活動をいいます。野良猫は年に2

回から3回子猫を産み、ネズミ算式にふえます。そうした猫の増加を抑制するとともに、発情期の鳴き声や尿スプレーによるおいなどの迷惑も軽減させることができます。地域猫の寿命は数年と言われておりますので、徐々に数が減っていくことになり、結果的に猫による被害の減少が期待できます。

また、飼い猫の責任の持てない繁殖を行わないよう不妊去勢手術費用の補助を行っている自治体もございます。殺処分ゼロを目指す上で、弥富市も近隣自治体と連携・協力をして検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、弥富市では、野良猫を含めた犬・猫に対する去勢・避妊等の手術費補助を行っておりません。全国的には、一部の自治体で補助をしており、愛知県内で見ますと15自治体が補助をしておりますが、近隣の市町村では、飛鳥村を除いて補助をしていない状況でございます。

地域猫活動を含めた犬・猫の問題は、考えていかなければならないものと認識をしておりますが、一番重要なことは無責任な飼い主を減らすことでございます。安易に飼って安易に捨てることがどんなにいけないことなのか、啓発に取り組んでまいります。

動物愛護は、何も動物のためだけではなく、動物に優しく、命を大切にする社会は、人間にとっても生きやすいはずでございます。そういう意味で、殺処分をするという悲しい運命の犬や猫がいなくなることを誰もが願っています。

処分をなくするためには、国の予算と法律改正が必要な事項から、運用・改善事項までさまざまな事項がまざっております。国・県、県内自治体の動向を踏まえながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長からそういう御答弁をいただいたんですけど、実際、野良猫というのはいるわけですね。市のほうにもそういう苦情が一部あるということもお聞きをしております。

本当に今、部長のおっしゃるように、飼い主がしっかりマナーさえ守ればそういう悲劇は起こらないわけですけど、残念ながらそういう現状であると。野良猫というのは、さっきも言いましたように、不妊しなければふえ続けていってしまうわけです。猫の居住範囲といいますのが、縄張りというんですかね、そんなに広くないもんですから、水際であれば各自治体に反映していくこともないんでしょうけど、やはり住みにくくなれば、猫も必死で生きておるわけですから移動していくわけですね。食べ物があるところ。こういう目に見えないところで被害が生じてしまうと、やはりそのときに、例えば決断をしたときに、数がふえてしまった後に決断したときに何か手を打たなければならないときは、かえってたくさんの

財政に負担がかかるということもございます。子供の目にとまるところで猫が車にひかれて死んでいるとか、餓死して死んでいるとか、そういうことが目につくような環境に置くということは、やはり我々大人社会に生きる者として、触れさせたくない部分じゃないでしょうか。

そういう意味で検討していただくということですので、近隣自治体の様子、愛知県でも特に豊橋なんかは、こういうこともありますから取り組んでいらっしゃいます。去年は神奈川県ですと殺処分はゼロだったという御報告もいただいております。やればできると思うんですね。ただ殺さないだけで、何もしないというわけにはいかないですけど、一番大事なことは、弥富市内でも4,000から5,000世帯のペットを飼育されている御家庭があるわけですから、繰り返し、先ほど民生部長が言われたように獣医師さんの協力も得ながら、しっかりそういうマナーを確認していただいて、モラルというものを上げていっていただきたいなと思います。

続けて質問させていただきます。

次に、動物飼育介在教育について伺ってまいります。

全てではありませんが、市内の小学校、保育所には飼育小屋があり、ウサギや小鳥など小動物が飼われております。これには目的があり、学習指導要領にもあるように、動物飼育を通じて命の大切さ、他者を思いやる心を育むためであります。

しかし、全国的に飼育状況を見ますと、学校によって方法が定まっておらず、むやみに繁殖をさせてしまったり、病気になっていても気づかず死なせてしまったりして、とても目的を達せられているとは言えません。

実際、動物を飼うというのは、先ほどもありましたが大変な苦勞を伴います。現場の先生方も日々の激務に追われ、十分な知識も得ないままに飼育に携わっているのが現状です。そういった現状を打開するため、専門医である獣医師の方々が立ち上がり、学校施設を訪問し適切な飼育指導をしたり、病気がないか診察をしたりして、本来の目的達成のために奮闘をしてくださっております。

獣医師の先生方の活動に、動物ふれあい授業があります。これは現在、県下の学校から依頼を受け、小学校の1年生、2年生を対象にウサギなど小動物との触れ合いを通じ、命の大切さ、他者を思いやる心を学ぶというものであります。

6年ほど前になりますが、依頼のある学校だけで行っていた動物ふれあい授業ですが、当時の教育長、教育部長に桜小学校での実際の授業を見学していただき、高い評価をいただきました。その後、市からも全小学校に紹介をしていただき、現在は弥富市でも海部獣医師会の協力のもと、毎年数校の市内小学校で動物ふれあい授業として行っております。

質問ですが、これまでの実施を通し、学校、また市としてどのように認識をしておられる

のか、そして今後の展開について伺います。

○議長（武田正樹君） 水谷学校教育課長。

○学校教育課長（水谷みどり君） 動物飼育介在教室につきましては、現在、小学校でウサギを初めとしたさまざまな生き物を飼育しており、こうした生き物とかかわる体験を通して生命の誕生や死などを経験し、命のとうとさを実感しております。

具体的には、弥生小学校、桜小学校、栄南小学校、日の出小学校、十四山東部小学校では、先ほど議員からもお話がありましたように、愛知県獣医師会の先生方を講師にお招きして、学校で飼っている動物の飼育の仕方や生態、体のつくりなどを学び、実際に触れ合って動物の体温、温かさを感じたり、聴診器を使って心音、鼓動を感じ、動物の命を体感する動物ふれあい教室を実施しております。

市としましては、小動物に触れ合い、さまざまな生き物の飼育に直接かかわることは、動物など自分より弱い立場にいるものに対しての思いやりや命を大切にする態度を養い、生命に対する尊敬の念を持たせ、自分の周りの自然環境に対しても配慮できる人間を育てるとともに、豊かな心を育むことにつながる教育であると認識しております。今後とも動物飼育等を通した心の教育を推進してまいりたいと考えております。

ただし、動物との触れ合いということについては、動物アレルギーの問題もあります。日常の授業では取り入れることは難しい現状でもあることから、小学校低学年では、校外授業で動物園や水族館に出かけて、生き物を意識した学習の場として取り組んでいる状況でもございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） そのアレルギーの問題に関しましては、獣医師の先生方も十分に考慮しておりまして、においであるとか、例えば毛であるとか、そういったいろんなアレルギーに対しての対処もしていただいておりますのでね。ただ、子供がかわいそうなのは、子供はさわりたいわけですよ。やっぱり見るよりさわる。さわるより、本当に近ければ近いほど生き物に対して、また命に対しての親近感といいますか、本当にさわっても痛くないかなあとか、こういう抱き方をしてもいいかなあとか、本当に課長おっしゃった他者を思いやるという思いが育まれるすばらしい授業ですので、課長は見られましたですか。参加していますか。

○学校教育課長（水谷みどり君） これからです。

○12番（堀岡敏喜君） これからですか。ぜひお願いいたします。

市としてもしっかりと続けていっていただけるということですので、格差というんじゃないですけども、そういうことが起こらないように、先生方の御都合もあるでしょうけれども、何せ主体は子供さんですので、大人が苦勞してできるのであれば、ぜひやっていただき

たいと思います。

続けて質問させていただきます。

次に、防災について伺います。

先月6日、地震・津波を想定した県を挙げての総合防災訓練が行われました。自衛隊、消防、警察、医療機関、ボランティア団体など、関係団体が発災直後からの体制や連携の確認、救命救護、初期復旧の実技など大規模な訓練でありました。

市民参加の分野では、土のうの作成と積み上げ、実際の火を消す初期消火、孤立した集合住宅からヘリによる負傷者の搬送、社教センターアリーナを避難所とした避難所運営など、実際に直面するであろうことを想定した意義ある訓練であったと思います。

本題に入る前に、その社教センターでの避難所訓練に参加された方々から、至急に改善が必要ではないかと御意見を伺い、日常も有用であると思いますので、まず伺います。

地震の後、電気がとまり、エレベーター等は使えないことから、外階段から車椅子、また負傷者を数人で搬送する訓練を行ったそうです。なければならないで対応しなければなりません、スロープがあればもっとスムーズに行えたということでもあります。

実際、私の地元の防災訓練では、担架による搬送訓練を行いますが、大人1人を素人が4人で運ぶのは結構大変です。まして、車椅子のように重量があるものを階段で搬送するのは、なおさら危険です。これは運んでいる人もけがするという危険もございます。避難所に訪れるのはお一人やお二人ではないでしょうし、また医療機器を携えられている方や、ベッドで寝たきりという方もいらっしゃるかもしれません。日常的にも、1人ずつしか乗れないエレベーターを使わずとも、スロープがあれば付き添いの方と上れます。

また、社教センターのアリーナは収容人数も多いことから、これからも弥富市で行われるスポーツの大会、文化イベントなどに使用されることと思います。その際には、入場や機材の搬入などにも大変便利であります。

防災訓練という共助から、必要とされる事前の公助として要望が出されております。公共施設の利便性向上、バリアフリー化推進の観点からも、アリーナにつながるスロープの設置をぜひ検討していただきたいと思います。市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 安井生涯学習課長。

○生涯学習課長（安井文雄君） まず初めに、本年11月6日に行いました愛知県・弥富市津波・地震防災訓練に多くの関係機関、市民の皆様に参加いただきました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

この訓練では、社教センターで避難所開設訓練が実施され、桜・日の出学区の方を中心とした皆様に有意義な訓練をしていただいたところであります。

一次避難所になっております社教センターのアリーナに避難していただくに際し、車椅子、

負傷者の方の搬送のため、スロープが必要ではないかという御提案でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法及び愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に基づきまして、スロープにつきましては、傾斜を12分の1以下とする。それから、有効幅は120センチ以上とする。車椅子を考慮する場合には150センチ以上を設けなさい。踊り場は150センチ以上とするなど、さまざまな基準があります。

現在の社教センターの現状を考えますと、北側、南側は水路、筏川に挟まれております。また、西側には県の埋蔵文化財センター、それから東側には市民プール、イベントなどで使われますはなの木広場があります。社教センターのアリーナの床は、地上6メートルの高さとなっており、県の基準をクリアするには長さ80メートル近くのスロープが必要となり、現状では非常に困難な状況となっております。

したがって、今後も防災訓練やコミュニティ活動を通じまして、市民のつながりや活力・共助の精神にあふれる地域づくりに努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 当初の段階でも、かなり厳しい、難しい状況であるということは伺っております。北側ですかね、県の土地、また国の所管する土地もあって、なかなか自由がきかないということもありますけれども、事は人の命にかかわる問題でもございますので、どうしたらできるのかという観点で検討していただきたい、そのように思います。

実際にスロープがないと、でも避難所は2階なわけですし、今、生涯学習課長がおっしゃったように6メートル高さがあって、かなり階段も長くて急勾配なんですよ。これを本当に人で搬送していくということになると、御自分の命からがらで避難所に来ている状況で、本当にその手助けができるのか。そういったコミュニケーションのつけ方というものもふだんの訓練から、今おっしゃったように共助でやればいいんですけれども、事前のもので、こうしてもらったほうがもっとスムーズにいくだろうし、あそこに行けば助かるということも、例えば車椅子の方であるとか、医療機器を携えなければならない人であるとか、そういう例えば希望といいますか、そのためにあそこに行くんだという一つの目標にもなります。ですので、かなり困難なことであるとは思いますが、ぜひとも設置に向けて研究して、関係機関にも問い合わせいただきたい、そのように思います。

○議長（武田正樹君） それでは、質問の途中ですけれども、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

堀岡敏喜議員、お願いします。

○12番（堀岡敏喜君） それでは、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

動物に関連する質問でございます。

先ほどは質問の中で防災訓練に関しての市民からの要望を伝えさせていただきました。まずは本題のほうに入らせていただきます。

さて、その避難所運営の訓練に先駆けまして、参加地域に避難所運営マニュアルが配付されたと聞いております。これは危機管理課からお預かりした避難所運営のマニュアル、かなり大がかりなものであります。マニュアルの中には、過去の災害において混乱する避難所運営で大きな課題の一つとなりました被災ペットに関連した記述が初めて記載をされました。過去の災害を教訓に地域住民に課題を投げかける意味でも画期的な取り組みだと思えます。ここは済みません、飛ばします。

今後、このマニュアルを軸に地域で訓練を重ね、さらに煮詰めていっていただき、生きたマニュアルになることを期待したいと思います。そのためにも市におきましては、地域住民に対し、さらに防災意識、自助意識向上と、地域で課題を共有し、日常でのコミュニティの強化に向け、啓発に力を注いでいただきたいと思います。ペットを飼われている世帯にとって、今回のマニュアルは災害時の対応を考えることで地域防災について取り組むきっかけになると思います。

本年3月議会におきまして、有識者の講演よりもその人にとって身近なことのほうが防災への取り組みのきっかけになり得るとの、防災おばあちゃんと呼ばれる南部美千代先生の言葉を紹介させていただきました。冒頭に申し上げましたとおり、弥富市内には犬または猫などのペットを飼われている世帯は4,000から5,000世帯いるわけですから、そういった方々に高い確率で伝わる方法として、市内の動物病院から一声をかけていただきながら、災害時の動物対応マニュアル、またはリーフなどを直接渡せば、無駄なく価値的に伝わるのではないのでしょうか。市内の獣医師さんの中には、実際に被災地に行かれ、現地で対応する中で事前の備えや発災後の対処など知識をお持ちの方もおられます。犬や猫だけでなく、その他の動物に対してもアドバイスをもらえれば、個人としての防災意識はぐっと高まります。

市は災害に備え、民間企業や団体等と災害協定、または応援協定を締結されておりますが、殺処分ゼロへの取り組み、動物ふれあい事業、先ほど申し上げました防災啓発の取り組みなどを考えれば、専門家である獣医師会との協定も締結しておくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

獣医師の方のお力は、議員おっしゃられますように、殺処分ゼロの取り組みや災害時における飼い主が不明となったペットなどでの対応の協力、また日ごろからペットの対応についての知識などを直接飼い主さんに話せることなどは、災害時にとても役立つものでございます。動物、ペットの専門家である獣医師会との協定は大変意味あるものだと思っております。今後検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 部長がおっしゃったとおりでございますので、せっかくこういういいものができ上がって、今後ホームページに掲載をされるということですが、載せましたよということではなくて、各自治体、防災会等も活動をされておりますので、この中身を見ますとさまざま、ペットだけではなくて病床の方、要配慮者の方、赤ちゃんに対する対応とか、またさまざまな事情で今回今までの災害で課題になった女性への取り組みのことであるとか、いろんなことが課題として上がってしまっていて、すごい考えさせられるマニュアルになっております。ぜひこういったことを、ただホームページに載せるだけじゃなくて、いかに市民に伝わるかを考えていただいて啓発につなげていただきたいと思います。

市長、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 災害時における一時避難のあり方につきましては、いろいろと5年8カ月前の東日本大震災以来、それぞれの自治体が取り組む大きな課題であるわけでございます。

そんな中でペットをどうするかということにつきましても、ペットを飼ってみえる方にとっては本当に家族同様でもあろうと思っておるところでございます。我々としてはまだそこまでの細部についてしっかりとしたマニュアルを作成しておりませんけれども、やはり先進市町というか、今までのそういった形の中において定めてみえるところにつきまして、しっかりとこれを見習うというか、検証させていただきたいと思っておりますけれども、原則はやはり人とペットが同居することはまず難しいだろうと思っております。ペットを別のところに我々が確保するような形をお願いをしていかなきゃならないと思っておるところでございます。そんなことで、今後検討していきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長が言われるとおりですね。災害時に被災地のほうに赴かれた獣医さんのお話によりますと、やっぱり災害を事前に考えるペット世帯は、特に犬などを飼われている方、放し飼いでリードだけで隔離することはできないんです。やっぱり災害のことを考えれば、それなりのゲージを用意しておくことも必要ですし、そういったことも市から

シャワーみたいに言ったって伝わらない。やっぱり獣医師さんの専門家から犬のストレスを少しでも軽減させると、そういうことにもつながります。

ペットに対しての防災意識を高めるということは、次の質問で2025年問題についての認知症のことにも触れるんですけども、いわゆる単身世帯の方がペットを飼育されているということもあります。そういう地域の連携という意味でも獣医師さんの方にも課題を共有していくという上で、やはり連携体制をとっておいていただきたい、このように思います。

それでは、大きな2点目に入らせていただきます。

ちょっと早口で進めさせていただきます。

それでは2点目の質問、2025年問題における認知症対策、地域の見守り体制の強化と啓発のあり方について伺ってまいります。

2025年まであと9年、2025年問題として問題視をされクローズアップをされてきましたが、いよいよ現実味を帯びてまいりました。毎年200万人程度だった出生数が第2次世界大戦後の1947年から49年、昭和でいいますと22年から24年では年間約270万人まで一気に上昇をしました。このベビーブーム期に生まれた世代は団塊の世代と呼ばれ、約800万人と人口も多く、消費文化や都市化などの経験をした戦後を象徴する世代であります。この団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年、それが2025年であります。日本は2008年の1億2,808万人をピークに人口減少社会に転換をし、さらに急速な高齢化が問題でありました。しかし、2025年以降は15歳から64歳の現役人口も減少するため、日本人の5人に1人近く、2,179万人、18.1%が75歳以上という超高齢社会が到来をいたします。

2013年現在、生涯医療費は75歳から79歳にピークを迎え、要介護になる可能性は75歳から上昇していることから、2025年ごろには医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、医療と介護などの負担と給付が大きく変わり、健全な社会保障財政の運営に影響が出ると言われてまいりました。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとも指摘をされております。

2025年には団塊の世代が75歳以上となるため、2015年に11.8%だった75歳以上の人口の割合は、2025年には18.1%に上昇をいたします。また、長寿化の影響で2055年には75歳以上の人口は2,400万人超で高どまりをします。現役世代（15歳から64歳）が減少するため、2060年には4人に1人が75歳以上という超高齢社会となります。このため1965年には現役世代9.1人で65歳以上1人を支えていたのが、2012年には2.4人、2050年には1.2人で支えることになります。

また、高齢になれば疾病などにかかるリスクも高まります。厚労省の生涯医療費の推移を見ますと、75歳から79歳でピークを迎えると先ほども申し上げました。また、75歳以降には

生涯の医療費の約半分がかかるということがその統計からわかっております。

介護はどうでしょうか。要介護（要支援）になるリスクは75歳から、先ほども申し上げましたとおり急上昇をし、85歳から89歳では半数が要介護の認定を受けておられます。また、認知症高齢者も2025年には600万人になると推計をされております。しかも、75歳以上のひとり暮らしの高齢者数は男女ともふえ続けます。2025年には290万人、特に女性では4人に1人がひとり暮らしの状態であります。

給付とバランスについて、社会保障と税の一体改革の推計では、2012年度と2025年度の給付費を対国内総生産で見ますと、年金は11.2%から9.9%に下落をします。一方、医療は7.3%から8.9%へ上昇、介護は1.8%から3.2%へほぼ倍増する見込みであります。介護、医療の負担と給付が大きな問題であるということがわかります。

このため高齢者の保険料負担を見ても、後期高齢者医療は月5,400円から6,500円と上昇します。また、介護では月約5,000円から8,200円になります。介護保険料は月5,000円が負担の限界とも言われ、深刻な問題であります。高齢世代だけでなく、現役世代の負担も重くなります。そこで、消費税率の引き上げのほか、高所得の高齢者への社会保障や税の負担増を進めています。しかし、増税と給付削減は若年世代ほど負担が重くなり、高齢者になったときには給付が十分ではないという結果にもなりかねません。

2025年問題は単年で終わる話ではありません。団塊の世代が65歳以上になる2015年、昨年でございますが、4人に1人が75歳以上の超高齢社会が到来する2025年、それぞれの節目になる年に向け、社会保障をどのようにするのか。給付を削減し、負担だけを求めるのでは解決はいたしません。大きな問題です。

国においても、人口減少に応じて地域での生活を支えるために、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活ができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保をされる地域包括ケアシステムの構築を推進しております。

また、地域の福祉のニーズに対応した多世代交流、多機能型福祉の小さな拠点の整備も進めております。

また、全ての人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、福祉サービスや人材に関する連携などの検討も始めております。このような2025年問題を弥富市では、幸があふれ、生き生きとした幸齢社会にするのか。私たちには待ったなしの取り組みが突きつけられております。

質問ですが、2025年まであと9年、市としてどのように認識しておられるのか。また、地域包括ケアシステムの構築はどのような形で推進をされているのか、伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富市の高齢化率でございますけれども、本年4月1日現在23.9%でございました。団塊の世代が後期高齢を迎える2025年が高齢化のピークと言われておりますが、本市の第6期介護保険事業計画では25.6%と予想しております。

急激な高齢化に伴い、介護サービスの必要性が高まっていることから、その対策として地域包括ケアシステムの構築が最も重要だと思っております。地域包括ケアシステムの目的は、高齢者が在宅を基本とし、できる限り住みなれた地域で生活の継続を支援することであり、要介護者の増加を踏まえたサービス全体量の拡充や、医療、介護、保険、福祉の連携でございます。

本市では、社会福祉士、保健師、介護職員、行政など多職種で構成する地域ケア会議を開催して、地域の課題を解決するため情報交換や事例検討会を重ねてまいりました。平成18年度からは地域包括支援センターを中心に新たに要介護認定を受けられた方や障害者手帳の交付を受けられた方、またひとり暮らし高齢者の方などの情報を共有し、お一人お一人の支援の方法を検討してまいりました。今後は在宅医療の分野において、海部医師会等との連携強化に取り組む必要があると考えております。

次に、地域包括ケアシステムの構築はどのように推進されているかという御質問でございますけれども、その事業の一つとして、昨年12月より電子連絡帳システムを導入いたしました。この電子連絡帳でございますけれども、住みなれたまちでいつまでも自分らしい生活が続けられるように、病院、薬局、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が連携いたしまして、医療、介護の面から支援する体制を構築するための情報通信技術でございます。この電子連絡帳システムを活用することによって、医療、介護の切れ目のないサービスと早期診断、早期対応が可能になると考えております。

また、本市では今年度より新しい総合事業をスタートいたしました。この総合事業も2025年対策だと認識しております。総合事業の中核は、自立支援に資する新しい住民の支え合いの仕組みづくりでありまして、訪問型、通所型ともB型のサービスをいかに取り組むかが課題と言われております。幸い本市においては3年前にささえあいセンターを設立いたしまして、順調に運営しておりますし、また昨年度から取り組んでおりますふれあいサロン事業も軌道に乗りつつあります。これらの取り組みこそが地域包括ケアシステムや総合事業の柱となるものと考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 我々自治体が介護の施策の中において、地域包括ケアシステムということはもちろんやっていかなきゃならないわけでございますけれども、これだけ介護の給付額が今ふえてきている。我々としては今、全体の給付額は25億を超えたと思いますね、介護にかかるお金が。そのうちで我々が負担していかなきゃならないのは12.5%ということで、

3億ほど介護給付額の中において自治体として拠出させていただいている。

御存じのように、介護の財源というのは半分が被保険者、40歳以上の人で皆さんで助け合っていてこうという形で半分、あとの半分が国費という形の中で国が25、そして県が12.5、私どもが12.5というような構成になっておるわけです。3党合意の社会保障税一体改革で、消費税の増税分をそれに充てていくということが本当にきちんとされたならば、我々の地域包括ケアシステムと国の政策がきちっと連動していかないとどうしようもないんですよ。31年10月に消費税が10%になる。今現在8%から2%、1%としては2.6兆円ぐらいの金額になるんですね。このお金を本当に医療、介護、福祉、社会保障・税一体改革で決めたことをしっかりとやっていただきたいんです。そうでないと、地域包括ケアシステムといっても、それは一つの制度として我々自治体の役割としてもやっていかなきゃならないわけですけども、これだけ高齢化社会の中において、医療であるとか介護でというようなことがお金がかかる時代でございますので、国の施策をしっかりと我々としても要望していきたいということでございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 何か僕に言われているような気がして応えたいんですけれども、地方にかかる負担というのが国政に大きく関係してくることは重々わかっておりますし、国のことについて私が答えるわけにもいきませんけれども、しっかり弥富市に行政にかかわる一人として発信をしてまいりたいと、このように思います。

今回質問の中身といいますのは、財政的ないろんな自治体が抱える負担がございますけれども、その前にまず市民としっかりこういう時代なんだと、これからこういう形で進んでいくんだということをいかに共有していくかということが一番大事なんじゃないかなと。前回の質問でも発達障がいのことについて御質問させていただいたんですけど、原稿を見ませんけれども、結局当事者だけにかかわる問題ではなくて、やっぱりそれにまつわる御家族、地域の方々とか、またその方々が普通に社会で暮らす中で環境におる方全てがそのことについて知っていないと、せっかくの制度や施策も作用しない、そのように思います。そういった観点で以下質問をしてまいります。時間がありませんので早口でいきます。

これまでも何度か質問をさせていただきましたが、現在既に問題となっている子育てと介護のダブルケアなど、諸課横断的な問題を抱える世帯がふえております。先ほど鈴木みどり議員が子育て支援ということで、ワンストップ事業というところで御質問されたと思います。市としても、子育ては弥富市の暮らす中での大きな魅力であるから、そこはしっかり力を入れていく旨の御答弁がございましたが、同時に先ほども申し上げました高齢化社会が訪れる中で、それを同時に抱えている世帯がふえてくるというのが社会としてあります。今後は高齢者や障がい者、子供など、対象者にかかわらず相談支援等を包括的に行う仕組みが必要と

なってます。前民生部長のときに、庁舎を新築の際には包括支援事業として一つの課で、一つの窓口であることが理想だということで、庁舎の建築とあわせてその構築を人材確保も含めて進めていくというような答弁をいただいたと思いますが、現在においてもその見解は変わっておりませんか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木みどり議員の御質問にもお答えしたわけですが、よく市民の皆様、住民の皆様から言われるのは、行政は縦割り社会だということを、いかに連携がとれる横割りのというか、そういったような形の連携というのは必要になってくると思います。一つの部署だけでは物事が解決できないというような時代になってまいりましたので、しっかり考えていきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 市長の御答弁が全てだと思いますので、これからしっかり人材確保と現状を確認しながら進めていっていただきたいと、次の質問に移らせていただきます。

本年、弥富市では健康都市宣言が採択をされましたが、これは増大し続ける、先ほどもありましたけれども、医療費や介護費などの社会保障の抑制というようなネガティブな発想ではなく、むしろ市民一人一人が健康を心がけることで、本人自身が人生を楽しみ、結果的に社会保障費の抑制につながったとするポジティブな取り組みだと認識しております。

しかし、そのためには市民全体で課題を共有して、改善のための最善策であると認識をしていくことが大切です。9月議会で、先ほども申し上げましたことなんですけれども、発達障がいへの支援について質問させていただきましたけれども、法律や条例、制度、施策は対象となる当事者だけの問題ではないです。地域社会で課題を共有していくこと、そして総合的に理解をすることで最大に効果を発揮することができるのだと思います。

先行きの不安な事象だけを見るのではなく、こうしたら乗り切れる、これで対応していこうとの気概で挑んでいきたいと思います。先ほどの防災に例えて言うなら、要配慮者への対応はさまざまな福祉における課題を共有できるきっかけとなります。その中でも、認知症対策、地域見守りあんしん事業では、地域住民と課題を共有することがまず大切とのことから、認知症と何かを伝える人材、キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の継続的な開催、そして産官学民との連携体制ができております。小学校高学年から……。

ごめんなさい。原稿を1枚飛ばしていましたね、済みません。

さまざまな福祉における課題の共有ができるきっかけとなりますと。このようなことをいかに周知していくかということをお聞きしたかったんですけど、まとめて最後に質問させていただきます。

市は2025年問題も含めまして、これは大きな課題なんですけど、それが一つのベースにな

っているのが認知症への対策であります。市としましても国のオレンジプランに基づいて取り組んでおりますが、先ほど周知、共有という課題で上げれば、認知症サポーター養成がそれに当たるのではないかと考えております。まず、弥富市における認知症サポーターの養成の現状と課題について、今後の展開について伺いたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らしていけるように温かく見守り、支援する応援者のことでございます。

ただし、認知症サポーターになったからといって、何かをしなければならない、どこかに参加しなければならないといった活動の義務はございません。例えば、徘徊しているお年寄りを見つけたら声をかけたり、警察に連絡したりする。毎日同じものを買いに来る方がいたらそれとなく声をかけるなど、日々の生活の中で自分のできる範囲内でボランティアとして認知症の人や家族を支援していくことでございます。

この認知症サポーターの現状でございますが、今年度は養成講座を11回開催しております、これまで延べ2,549人の方に受講していただいております。今年度の予定といたしましては、市役所職員を対象に講座を開催し、平成29年度は市内各中学校での開催を予定しております。企業や民間事業所にもお願いをしているところでございますが、勤務体制、勤務時間等の調整もあり、進んでいないのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 原稿を飛ばしてしまっただけでありますが、今の現状をお聞きして、この10月に厚生文教委員会で認知症対策の先進的な取り組みをされております静岡県の富士宮市で視察研修を受けてまいりました。富士宮市では認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しており、平成17年から認知症対策をあらゆる角度から取り組んでおられます。

先ほどの原稿につながるわけでございますが、その中でも認知症対策、地域見守りあんしん事業では、地域住民と課題を共有することがまず大切とのことから、認知症とは何かを伝える人材キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の継続的な開催、そして産官学民、先ほど中学校でやっていただけたということでしたが、小学校の高学年から中学校、高校での養成講座の開催を初めスーパーやコンビニなど商工サービス業、今取り組んでいらっしゃると言っておられましたですけれども、企業や店舗など高齢者が立ち寄り可能性のあるところにも積極的に受講を促し、まさにまち全体で周知に取り組んでおられます。受講を終えた店舗や企業にはオレンジリング、皆さんやっていますか、課長はさすがやっている、オレンジリングとともに認知症サポーター店や、また車などには認知症サポータード

ライバーなどのステッカーを張ってもらい、まさに地域で見守る体制がとられております。これはなぜこんなことをしているのか。養成講座の一つの目的としまして、認知症というのはどういうものなんだと知ること大事なんですけど、これはこれから我々も、僕もあと8年もたてば還暦を迎えるんですけれども、誰でもなり得る病気なんだということで、まず偏見を取ることから始めることが大切だと思います。認知症対策のオレンジプランの中には早期発見で早期治療に向かえば進行を抑えることができるということがわかっておるわけですから、そのためにはやっぱり周知をすることが一番大事だということで、養成講座の継続的な開催をされていると。それを受けた、それを意識していくという意味で、例えばオレンジリングがあるわけです。そして、これはオレンジキャラバンが全国で統一して出しているステッカーなんです。認知症サポーターがいますとね。これで皆さんで地域で共有をしていく。ただ、これはキャラバンメイトの統一のもので、僕、特別に今回つくってまいりました。きんちゃんが右手にオレンジリングをしていますね。これ簡単につくれます。こういったもので、やっぱり特別なものじゃないんだ、盛り上げていくことがまず大事であります。

富士宮市では地域包括ケアシステムの構築の一部として早くから取り組まれてきたわけですが、それらの施策を必要とするのは弥富市でも同じだと思います。地域見守り体制の構築に向け、市がどのように取り組んでいかれるのか。以前に質問したときに、例えば新聞業者であるとか、また巡回に来る電気とか光熱関係の業者であるとか、もちろん警察、消防もそうなんですけれども、お買い物に行かれる、そういうところであるとか、まちじゅうが見守っているよ、知っているよ、そんなことは。だから、安心してまちに出歩けたらいいよね、そういう取り組みなんです。

前回に九州の大牟田市の例を挙げまして、認知症の確保する訓練をされたときに、たまたま小学校5年生の子が行方不明になったと。それが認知症で培った連携が生きて、その子が1時間後には発見されたという事例もございます。だから、別に認知症サポーター養成講座をしていくことで、地域の連携を強めていくということは認知症だけではなくて、まちのコミュニティ自身が強くなるんだ。防災でも僕は生活文化にまで取り入れてやっていくべきだということをずっと言い続けておるわけなんですけど、どういうきっかけづくりをしていくかというところに周知、啓発の重きを置いていただきたいと思うんですが、課長、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 半田介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（半田安利君） まず、見守りでございますけれども、地域の見守りや安否確認については、現在、民生委員さんを中心をお願いしているところでございます。事業所では中部電力や地元の新聞販売店、配食サービス事業所、また警察とも連携しております。

今後も一人でも多くの方に見守りの意識を高めていただけるよう各事業所への働きかけと、先ほどお話しさせていただきました認知症サポーター養成講座を開催いたしまして、サポーターの拡大に努めたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 課長からそういう力強い御意見をいただいたんですけど、先ほども言いましたけれども、役所が進めていることじゃないですか。やっぱり僕も5年ぐらい前からずっとつけていますよ。これ3本目です。切れて、色が違ってね。これ会ったときに言われるんですよ、何やと。巨人ファンと言われるんですけど、僕はタイガースファンですよ。言いながら、話題になるじゃないですか。これ認知症サポーターで、こうこうこうで、ああそうなのと。前にも名古屋駅である老夫婦に声をかけられたということをお話させてもらいましたが、その方はたまたま御主人は普通の方なんです。だけど、記憶が突然飛んでしまうという認知症の一つの症状が出ておられて、奥さんがトイレに行かれるから見ていてくれと。何もなかったんですけど、そのときのために使うんですよ。1回だけですけど。だけど、役に立ってよかったなということでそれ以来ずっとつけています、家におるとき以外は。

ですので、皆さんでつけていく。まちじゅうあふれたら外していいんですよ、当たり前になってしまったから。それまでは、今、課長がおっしゃったつけていく、進めていくということのを力強くおっしゃったわけですから、ぜひ進めていく側として、まちで勢いに乗れば市役所がどうのこうのやらんでも町なかで広がっていくと思うんで、これを当たり前にしていくというところにぜひ熱意を持って、最後市長に御答弁いただきたいと思うんですが、これから高齢化を進んでいく上で皆さんで共有しておかなきゃならない課題ってたくさんあるんじゃないですかね。健康都市宣言もそうですけど、課題を共有しないといろんな制度ができたって役にも立たないです。ただ、単に当事者だけが使うというようなものになってしまいかねないです。本当の市長が目指される健康都市宣言につなげていくためには、皆さんでやっぱり健康のほうがいいよね、そういった形で共有をしていけるまちづくりをしていただくようお願いをしないと、最後に市長に御見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもが10月15日に健康都市宣言を発表させていただいたというのは、大きく理由は2つあります。

いつまでも健康で長生きしていただきたい、いわゆる健康長寿を伸ばしていただきたいということがあるわけですね。しかし、人間は年を追えばさまざまな病状というか、そういったものが出ることは事実だというふうに思います。これが今現在、弥富市では1人で生活される方が1,600名を超えるような状況でございます。そうした形の中で、そういう方たちがある意味では認知症だとか違う形で病気になられたときに、どう私どもとしてはお世話をし

ていくかということは大変大きな問題であるわけです。そうした形の中で、健康宣言という形の中で、そちらのほうの側面も市全体で、あるいは行政で、あるいは市民の皆さん、あるいは議会のほうで御協力をいただいて、そちらのほうもしっかりと対応していきたいというふうに思っております。人に優しい健やかなまちづくりというのは大きな施策の柱でございますので、皆さんの御協力をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 堀岡議員、まとめてください。

○12番（堀岡敏喜君） 最後、まとめます。

子育てするなら弥富、また老いても健康で健やかに安心して暮らせるまち弥富、これは本当に両輪だと思いますので、私たちもその構築のためにしっかり尽くしてまいりたいと、このように思います。終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 私は通告に基づきまして、大きくは2点にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず最初は、水道料金の引き下げのチャンスを生かそうという質問でございます。

この問題につきましては、服部市長が平成22年に企業長に就任をされて、その任期中に住民の皆さんから企業長宛てと企業団議会宛てに値下げの請願が出されまして、いろいろ御検討いただいて、そしてちょうど海部南部水道企業団もいろんな改革を進めてきておりましたこともありまして、家庭用の値下げをしようという合意ができて、協議に入ったところで、近く中部電力が全面的な設備更新のために5年間休業に入るということで、せっかく始められた事業計画、財政計画の改善も緒についたばかりであったこともありまして、今値下げをしてもまたすぐ値上げしなければならないような状態になってはまずいということで見送られた経緯がございます。そして、今回6年ぶりにまた企業長に就任をされたわけですが、いよいよその大きな原因になりました中部電力が29年度からは試験操業、30年度から全面的に操業が行われるということでございまして、一番大きな課題でありました問題が一つ解決できる、こういう状況になってきたことの中で、実は中部電力の事業再開というのは海部南部水道にとっては非常に大きなメリットがあることがわかっております。

と申しますのは、愛知県と県下の関係市町や団体との間で決めている県水を買っているところと愛知県の県営水道との間で、その自治体の当該年度から4年前にさかのぼって、4年前からの3年間の間、だからおとしからその前というような感じになると思うんですが、その3年間の最高限度の1日当たりの水道の最大使用量を下回って基本料金の契約を引き下げることができないというルールがありまして、実は平成26年度、27年度につきましては、1日の基本料金の契約水量が3万6,800トンでございますが、実際に26年度の最大に使ったときは2,627トン、その契約よりも少ない。1日当たりですから相当の量ですよ。27年度

も2,751トン少ない。日量1,000トンについて、契約料金は消費税抜きで年間1,536万円でございますから、今のような状態ですと全く使わない水量の契約に対して年間4,000万円程度負担をしている。しかもそれは最大水量ですから、実際の平均使用水量から見ますと、26年度が1日2万9,636トン、そして27年度が2万9,577トンでございますから、実際に基本料金で契約して、しかも1日当たり1,000トン単位で年間で1,536万円負担をしているものと比べますと、平均では80%しか水を使っていない。ここが非常に、特に中電のような大口がやめられたりすると、がくんと大きな負担になりまして、市長が就任される直前の平成21年度にも実はその差が2,600トンあったというようなことで大変苦勞してまいりましたが、中部電力が操業を始めると使用水量が大幅に上がりますから、こういう差が大幅に縮小されるということになりまして、2,000トン縮小されれば3,000万円を超える節約ができるわけです。非常に大きい。そこへ中部電力が使うことによりまして、また使用料収入が入って収益が上がるという問題がありますので、このチャンスを十分生かすということ。

それから、この間も企業長としても市長としても随分御尽力させていただいておりまして、私たちも機会あるごとに県との関係を改めるようにということで、いろんな機会に言ってまいりましたが、地盤沈下防止対策で100%使っているところには優遇するという仕組みがありますが、これが有効に機能していない状態もありまして、よそよりも安いはずが、実際にはこの数年間は愛知県から水を買っておる平均単価に比べて私たちのほうが高いという状態がずっと続いております。こういう問題も解消されるということを考えますと、私は海部南部水道企業団の水道料金の改善のためのまたとないチャンスが到来しているというふうに思いますが、市長、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部水道企業団を今企業長という形の中で担当しておりますので、海部南部水道のいわゆる議会のほうでこの問題につきましても、いろいろと議論をさせていただいているところでございます。

また、三宮議員は終始一貫、水道に対しての議員としてのライフワークを持っていたいというところに対して、心から敬意を表するわけでございますけれども、承認基本水量、いわゆる県のほうから、私どもの上水道、下水道は全て県から水を買うんですね。他の自治体で、例えば地下水をくみ上げて、それをブレンドして供給していくというようなところじゃなくて、これは過去の歴史の中で地盤沈下を起こすさまざまな理由という形の中で、今、海部南部水道は県水100%、県のほうから水を買って、それを各家庭に給水しているというような状況で、過去3年間の最大水量を下回るわけにいかないという形の中で契約をさせられる、させられるという言葉は悪いかもしれませんが、契約をしていくわけですね。

だけど、日々の各家庭で使っていただく、あるいは工場等で使っていただくということが

基本水量よりも随分下回ってきている。これは節約の問題であるとか、今、水道の水を飲むということじゃなくてボトルで買って飲む時代であるとか、あるいはお茶にしてもお茶を沸かして云々じゃなくて、既にあるお茶を飲んでいただくというような時代になってきておるものですから、水の実際の使用量というのは大変低くなってきておるんですね。そういった形の中で、中電の西火力の工事におきまして、愛知県は企業長のほうが水道については管轄しているわけですがけれども、私も企業長という立場の中で、実際との乖離があるから、この辺のところについては最大の承認基本水量を減らしていただきたいという形で、27年、28年というような状況で、ことしも500立米減量をさせていただいたところでございます。

そうした形の中で今現在進んでいるわけですが、これが平成29年で一部操業され、平成30年3月からは本格的な西火力の発電が開始されるということで、前の状態の使用水量が約20万立米、20万立米ぐらいは西火力のほうで使われるだろうというふうに思っております。これらのことを加算しながら、我々としては県のほうの承認基本水量という形の中で契約をしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

そうした形の中で、とりあえず当面としては来年の29年については3万5,900立米という形の中で契約させていただきました。しかし、平成27年の実績が出ておりますけれども、3万4,000立米という形の中で、その差が約1,700ぐらいありますかね。1,700立米ぐらいは平成29年度比で30年に対して出てくるだろうということで、余力があるかなというふうに思っております。

しかし、これを金額のほうで換算していくと約3,000万ほどというふうに我々としては試算をしているわけですがけれども、この3,000万が浮いたからというか、そういったような基本水量との契約で出てきたからといって、すぐ値下げというような問題にはまいらないというふうに思っております。そういった形の中で、さまざまな角度から私と企業長と副企業長、飛島村さん、あるいは愛西市さんと一緒になって議会のほうで議論をしていかなきゃならないというふうに思っております。いずれにしても、操業に関していろんな問題が再度出てくることは事実でございますので、しっかりと精査をしていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今、市長おっしゃられたような社会情勢がありますし、それから企業でもごっそりと今まで大口で使っていたところが工業用水に切りかえたり、別の水源を確保したりということが起こっておりまして、時代が変わってきているということが背景にあります。

もう一つは、私どもの地域が全量愛知県水に水源を、井戸水のとくと比べるとびっくりするぐらい高くなっておりますが、これは愛知県から、今、海部南部水道が皆さんの家庭に送る水を買う1トンの料金が大体七十数円というぐらいですね。地下水を使うと10円か20円で

済むようなものが、そういうものを買って、また買っていただくということで、大変高いものになります。とりわけ地盤沈下防止対策は県の事業でありますし、この地域も伊勢湾台風以降、1メートルから1メートル50沈下した中で、当時の関係町村がこれ以上地盤沈下を続けるわけにはいかないということで、県の地盤沈下規制等とも相まって、全量、相当高くなることを見越しても、なおかつ県営水道を水を使うということを決めたわけではありますが、この負担は今の仕組みの中ではますます大きくなっていくばかりでございますので、地盤沈下防止対策というのは県にとっても、あるいは関係市町村にとっても一日も放置できない事業でございますので、そこに協力することに対して県としても一定の支援をさらに強めていただいて、実際に他の地下水を使っている団体に比べて優遇されるという仕組みが実際に機能できるように、ぜひあわせて御尽力いただいてこの差を埋める、今申し上げましたように平均水量に対して大体日量で今7,000トンぐらい実際に使わない水の基本料金を払う仕組みになっておりますので、1日1,000トン当たりで1,536万円ですか、そういう水量を考えますと、この差をなるべく埋めるということは、この地域住民に対する愛知県と、それから関係市町村の責任ということからも、やはり一定の支援をしていく。そして、その差額を埋めていただくということに積極的な努力をしていただくことをまず強く求めて、次の質問に移ります。

もう一つは、この間、特に市長がさきに就任されたときも水道料金の値下げ問題が日程に上ったのは、それ以前に比べて海部南部水道がいろんな意味でこの地域での市町村だとか、あるいは一部事務組合に比べて市町村の責任というか、経営の中に、当時は市町村長が企業長になっていた、あるいは愛西や弥富が合併した後は、今は両市の市長と、それから飛島の村長さんが企業長に交代でなるわけではありますが、以前は企業長のときだけが経営者で、そうでないときは一議員と同じという扱いになっておりまして、随分市長も最初のころには何か違和感を感じられたと思いますが、それは平成10年ごろにほかの一部事務組合、海部地域の環境事務組合だとかも基本的に市町村長が企業長になり、あるいは組合長になり、そしてそれ以外の首長の皆さんは副代表というか、水道で言えば副企業長という仕組みになっていたのが、海部南部水道は20年度からですね、そういうふうに変ったのは。そして、その中で私もびっくりしたんですが、海部南部水道につきましては平成初期に庁舎の用地取得と建設が行われ、平成7年から大規模な石綿管更新事業が行われる。そして、平成17年からは立田配水場、弥富配水場、そして先ごろの佐屋配水場という心臓部分の電気機械設備の大規模更新があるというような形で、大型の設備投資が連続してやられて、そして相当の借金もこの時期にしておりましたが、これが平成20年度ぐらいからほかの一部事務組合と同じように市町村長がイニシアチブをとることと、それから既にこの地域の各関係町村でやられておりましたような業務の改善を行うということで、平成21年度末に比べて27年度の決算時では現

金預金などが、比較ですから当時の会計の仕組みと少し会計の仕組みが変わっておりますが、同じ方法で計算してみますと、現金預金が20%増の2億2,200万円、長期債務残高、要するに起債残高ですね、40%減って13億9,800万円になっているとか、それからこの間の大型事業のための長期債務の発行計画は74%も削減されて8億9,100万円。だから、新たに発行予定でありました借金が削減されたとか、固定資産の評価額につきましては、この時期というのは石綿管更新事業なんかは耐用年数があるやつを削っていくわけですから、大幅に除却による損害が出ますよね。

それから、もう一つは入札制度の改善によって、例えば佐屋配水場の電気機械設備は服部市長が手がけられたわけでありましたが、弥富などでやっている方法と同じ方法を取りまして予算の半分で済ませておりますから、新たに取得するものは安い価格で取得するから評価は下がりますよね。本来なら除却で大幅に減り、新たにつくるものについて安くなっておりますから評価が下がっても当たり前ですが、それでもなおかつこの間に固定資産の評価額では1億3,500万円、合わせて26億円を超えるような財政の節約ができておりまして、ところが海部南部水道企業団はここで何をやったかという、こうした皆さんの指摘や市長や、あるいは弥富からは当時既に議員をおやめになられましたが、中山さんとか監査委員になられておりましたが、こういう方たちが出てきて、弥富から出てきた議員の多くの皆さんも積極的に改善を指示してきた。あるいは市長を初めとして、いろんな職員の皆さんも努力してきた中で、こういう改善がされたわけであります。

この改善の成果は借金を減らすことが中心、あるいは借入れを減らすということが中心にやられます。しかし、買った土地は永久、それから庁舎は耐用年数が形の上では50年60年ですが、実際には強化していけば100年も使えるものであります。あるいは鋼管なんかは耐用年数は一応40年と言われておりますが、実際には70年100年と使えるということを企業団の職員も認めているわけですね。そうすると、こういうことを考えると、実はこんな形で上げた成果というのはこれで今までの大規模投資をしたときの借金を返す、新しい借金をなるべくしないというふうに全部使っていいわけじゃなくて、やっぱり利用者に還元するという、ここの仕組み、世代間の負担の公平というか、耐用年数に沿った使い方をしていくというような考え方で運営されていないことが今の財政計画を非常に窮屈なものにしておりますので、これをやっぱり還元していく。

そして、愛知県下で一番高いと言われ続けてきた水道料金を値下げしていく上で言うと、先ほど言われました外的条件が今までに比べていい方向に好転することとあわせて、そして内部でのこの間の企業長をされております市長を初めとして、多くの関係者の皆さんが努力をしてつくり出してきた成果をやはり世代間の負担の公平という形にすることによりまして、財政運営を計画的にする。前に市長も企業長として、来年の3月にはそういう企業団

の事業計画、財政計画とあわせて10%程度の値下げの試案も含めて、当然さつき市長おっしゃられた副企業長や議会の皆さんの同意がなければできないことでありますが、そういうことを申されますが、やっぱりその土台のところにこの間の改善の成果をきちんと評価をして、そういう中期計画、長期計画の中に、事業計画の中に生かしていくということを積極的に展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは中電の西火力が平成30年から操業が開始されるということにおいて、県との基本水量の契約の見直しということもあるわけでございますけれども、実際の基本水量、契約する水量が年々下回ってきているわけございまして、過去3年からの実績で最大の数値を下回らない形で平成30年度は契約していこうと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそこから出てくる金額が約3,000万ほどかなと試算はしております。あくまでも試算でございます。

そういった形のもの、一方、今新たに御質問いただいたのは、海部南部水道企業団として財務体質が随分好転してきているんじゃないかというお話でございます。今、私も手元に資料としていただきました26億4,500万円の改善策がということでございますけれども、これは一度また企業団のほうと精査をしていかなきゃならない。これは三宮さんからの提出資料でございますので、一度精査をさせていただきたいと思っております。このままの数字ではないんじゃないかなという気もいたしますので、よろしく願いいたします。

しかしながら、26億の財務体質の改善がされたといっても、私どもといたしましての運転資金は現在11億5,000万ほどという形の中でございます。この運転資金の中で、さまざまな事業を展開していかなきゃならない。また、起債を発行しながら、借金をして返済をしていくということがあるわけでございます。

そうした形の中で、ここ当面大きなプロジェクトが抱えてきておるわけでございます。1つは立田大橋の水管橋の更新工事、これが2億かかるんですね。それから、第一筏川大橋の水管橋移設工事、これも2億3,000万かかります。それから、立田配水場の配水池の更新工事が、これは何と4億の規模で工事がかかるわけでございます。こうした形の中で、いろんな形で老朽化している、新たに更新事業をやっていかなきゃならないということについては、財務体質の改善をすると同時に、こういった投資をしていかなきゃならない。それが我々としての安定した水の供給になっていかなきゃならないと思っておりますので、一概にそういうことだから値下げに結びつくということではないということも御理解をいただきたいと思っております。

また、入札制度につきましても競争入札を基本といたしまして、随分改善はさせてきていただきました。また、電子入札というようなことも採用しながら、これからもしっかりと整

備をしていきたいと思っております。

また、石綿管の更新事業につきましては、これは既に終わりましたけれども、国とか県のほうから多くの補助金をいただいていたものですから、それぞれの構成自治体、弥富、飛島、愛西というような状況の中では一般会計から繰り入れしなきゃいかんだろうという形の中で、石綿管の更新事業に対して他会計負担金という形の中で、それぞれの自治体から一般会計から繰り入れたといういきさつでございますので、あくまでも企業団の経営というのは、いわゆる企業会計という形の中でやっていかなきゃいかん。水の売買という状況の中での企業会計を基本としておりますので、これからそれぞれの自治体の負担という責任だということをおっしゃいますけれども、これはやはりそれぞれの企業団としての企業会計で収支を合わせていかなきゃならないということでございますので、これから一般会計から繰り入れるということは当分考えていないわけでございます。そうしたことを考えると、現状としてはすぐ、平成29年、30年から値下げをする状況にはないということをお話しさせていただきなきゃならないと思っております。しかしながら、これも企業長の単独ではできないものですから、また副企業長である飛島さん、あるいは愛西の市長ともよく話をさせていただきながら、現状どうしていくかという議員各位の御意見に対して、我々はしっかりと来年の3月までに答えを出していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 今私が申し上げたのは、要するに建物は実質的には50年か、あるいは60年の償却期間で見えていますが、実際には100年近く使っていけるものだと思いますし、それからもう一つは、今、鋼管だとか、あるいはポリエチレン管にしましても非常に質のいいものになっておりまして、40年という耐用年数をはるかに超えて使える施設を入れてありますよね。ところが、この計算というのは実際には税法上の減価償却の計算で減価償却費を経費として見ていくわけでありまして、そういう仕組みの中では当然今みたいな形で、しかも海部南部水道が平成22年から27年までの間に行いました建設工事は38億円ですが、この間電気機械設備の更新などが服部市長が企業長のときに手がけられたわけでありまして、予算の半額で終わらせる。要するに市場価格による見直しと入札制度の見直しによって、実際に半額で終わらせたとか、あるいは水道管におきましては30億5,400万円の施設工事に対して11.3%の競争入札による削減で3億4,600万で、7億800万円の節約が行われていますよね。

以前の11年度から16年度までにつきましては、44億円のそういう建設投資が行われておりますが、この中で入札による節約は39億4,200万円の水道管布設工事で1.4%、わずか5,600万円だったんですね。それから、17年から20年度までの間に行われました建設投資は、電気機械設備工事が多かったこともありまして50億円の建設投資が行われておりますが、予定価格20億6,200万円の水道管設備工事では、3.2%の節約で8,200万円。予定価格10億5,200万円

の弥富と立田配水場の電気機械設備更新事業は、わずか予定価格に対して0.8%の1,200万円しか節約されていない。あわせて40億円を超える事業で、入札制度によって節約されたのは9,400万円ですね。こういう状態が問題になって、20年度から一般競争入札などの制度をつくって、今言ったような改善が市長が参画された時期から企業団の運営を市町村長が基本的に責任を負うという体制にした中でできてきたことですね。

この時期に弥富市なんかで実際に、当時の弥富町から弥富市に変わってくる中でいいますと、例えば弥富中学校の新築工事が平成18年から20年度にかけて行われましたが、これは白鳥小学校がバブル期の真っ最中に建設されたんですが、1平方メートル当たりの建設単価は36万1,000円だったのが、弥富中学校は25万円というような改善がずうっとほかの市町でやられてきている中で、海部南部水道はこの時期ほとんど改善もされん。このときにきちんとやられておれば、かなりの余力ができておったということが一つありますが、それとあわせて、今この間にこういう大型事業をやって、その借金がどんどん返さなきゃいかん時期に、市長は今現金が少ないから大変だというお話をされたんですが、要するに耐用年数よりも実際の償却費がうんと短く認められております。計算上は絶対赤字になっていないんですが、少々赤字になっても、例えば40年使えるのが60年使えれば5割違ってきますよね。そういうことを見越すと、要するに60年使えるものは60年間かけてそれを返していく。50年使えるものは50年かけて返していくというふうにみんなで使っていくということを考えれば、ちょっと今のあるだけ返していくというやり方は、やはり私は海部南部水道企業団については考えていただきたいと思いますし、新しい会計の仕組みになった中で形の上では市町村から補助金をもらったり、国から補助金を出していただいたり、あるいは水道は、新たにないところにつくるときは設置者の負担ですね。こういうものを合わせたやつを、簿外にしておったやつを今繰り入れしておりますので、現金収入を伴わない資産ですからね。資産収入はあるけど現金はないという状態と、減価償却費は現金支出が伴いませんで、経費としては出ていくんですが、お金は実際に出ていかないという仕組みを考えると、この2つの関係をうまく組み合わせることなども含めまして、健全経営で資金計画をもっと安定したものにすることは十分できますので、ひとつその点についても十分御検討いただく。そして、市長にごらんいただいております資料も海部南部水道企業団として十分御検討いただいて、やっぱり世代間の負担の公平と、それから長期に使う施設を管理する場合の行財政運営のあり方について、ひとつしっかり御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 水道の環境、あるいは背景ということにつきましてお話をさせていただきました。

御承知のように、人口減少社会に突入しております。あるいはそういった形の中で節約、

あるいは料金の収入は非常に減少傾向になってきている。あるいは西火力の運用再開ということについては、プラスの要因ではありますけれども、増収の要因ではありますけれども、私どもといたしましては大変厳しい状況の中ではございますが、現行料金を少しでも維持していくということに、まずはポイントを置かなきゃならないと思っております。

自然災害等、いろんなことが心配されるわけでございます。一たび自然災害等が起きた場合においては、その企業団の負担というのは非常に大きくなるわけでございます。そういったことを含めてしっかりと利益計上をしていかなきゃならない。そうした形の中での健全経営をしていかなきゃならないということは言うまでもないんじゃないかなと思っております。いずれにいたしましても、さまざまな角度からまた企業団としては考えていきながら、水道料金のあり方については検討を加えていきたいと思っておりますけれども、先ほども言いましたように現行料金を少しでも長く維持できるようなことがまずはポイントだろうと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、質問の途中ですけれども暫時休憩します。再開は2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

三宮議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） くだくなりますので、この要請で最後にいたしますが、水道問題につきましては先ほど申し上げましたような海部南部水道企業団の改革の成果は確かに服部企業長や企業団の職員の皆さんの努力に負うところも多かったわけでありましたが、しかしより本質的には、やっぱり平成19年度当時からのさまざまな海部南部水道企業団に対する市民からの指摘や、それを受けての議会の中での取り組みや、そういうものを通じて作り出されたものでありますし、先ほど申し上げましたように、特に平成17年から20年までの4年間で50億円もの設備投資を行っているような時期でも、ほとんど入札制度の改善による節約はされなかったわけでありましたが、22年度以降の服部市長が企業長に就任されたときからですが、19年当時からのいろんな努力によって改善をしていく機運ができて、その中の努力でされたものでありまして、その多くは私は住民の皆さんの運動や、そういう努力が南部水道企業団を動かして実現したものでありますので、やはりここはきちんと住民の要求や運動の成果によって得た成果は返していく。

それから、やっぱりそういう長期に使う建物や施設を運営していくときには、とにかく利

益が上がれば、あるいは余裕が出れば借金を返すということだけではなくて、市長、これから中・長期の計画を示していくということでございます。その中で資産や利益、それから負債ですね。バランスをとって、ひとつしっかりと見ていただいて、愛知県で一番高いと言われるような状況を一日も早く打開するために、市長も機会あるごとに気にかけていただいておりますが、積極的な役割を果たしていただくことを強く要請いたしまして、次の質問に移ります。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員に御答弁申し上げます。

きょうは県との県水の基本承認水量という契約が全体の実績が下がってきているものから、これをどんどんどんどん下がった状態の中において契約はしていきたいというふうに思っております。しかし、中電が平成30年から操業を開始するわけでございます。これが20万立米という形の中での使用量になると思いますけれども、これらのプラス要因はあるにしても、何とか基本水量契約を下げることによって実態との差を埋めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、愛西市、弥富市、そして飛島村という2市1村の組合の構成企業団でございます。受益面積が非常に広いんですよ。例えば、都市化されたところのコンパクトなシェイプだったら、そういったようなことに対する工事の問題等においても我々のような工事費は要らないと思います。そうした形の中で、さまざまな更新事業をやっていかなきゃならないということにつきましても、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、自然災害等はいつ発生するかもわかりませんが、そういうような状況の中においてもしっかりと利益を確保する。ある程度の利益を確保することにおいて、健全経営をやっていかなきゃならないということを再度三宮議員にも御理解をいただきたいということで答弁とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 健全経営がいかんと私は言っておるわけじゃない。やっぱりこういう長期に使う施設が基本のところにつきましては、事業計画や財政計画を中・長期的にはつきりさせて、すごい投資をやっていますよね、この間の南部水道は。だけど、もう一方で言うとおびつくりするぐらい節約がされておりまして、一般事業だと恐ろしいぐらい税金を払わなきゃいかんような状態になっておりますが、海部南部水道企業団につきましてはこういう公共団体でありますから税金の負担はないわけでありまして、ここの辺はきちんと見ていただくことを強く要望して次の質問に移ります。

9月の集中豪雨でございますが、この地域の排水機的能力を上回るような雨であったか、ほぼ等しい雨であったというふうに考えられますが、一方で、市がこういうものに対して事

前に市内にあります水門、樋門だとか、そういうものをしっかり調整して備えるということがされておりますが、今回の豪雨でそういう対応処置がほぼきちんとされたのか。あるいはこの間降った雨は大体時間的にはどの程度の降り方を、日量と合わせて、時間的に非常に強く降った時期と合わせて大体どんな状況だったか、まず全体を御報告ください。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

本年9月20日の台風16号の雨につきましては、午前9時ごろに降り出しまして、午後1時ごろから強くなり、午後4時半ごろから午後5時半ごろには1時間に60ミリを超える強い雨量を記録しました。これは排水路や排水機的能力を超えていたと考えております。

事前の対策といたしましては、朝から弥富土地改良区の役員さんや佐古木の土木委員さんに連絡をとりまして、水門は全て開放状態にさせていただきました。また、弥富北部地域の排水のかなめとなります孫宝排水機はほとんど雨の降っていなかった午前9時ごろから排水機の運転を開始いたしまして、予備排水によりあらかじめ水位を下げる等、対応をとっております。

短時間の雨の冠水してしまうようなケースは、ゲリラ豪雨とも呼ばれるような急激な雨でございまして、水門の操作が間に合わなかったり、障害物等で流水がスムーズにはけなかったり、そんなようなこともございますが、できる限りの対策は事前にとってございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 9月の台風のときの雨量につきましては、最大のときが1時間当たり60ミリということでございます。きょうも朝日さんの答弁でさせていただきましたけれども、弥富というのはさまざまな河川の一番下流域にありまして、上からどんどんどん水が流れてくる。海拔ゼロメーターというような状況の中で、全て弥富に集まってくると言っても過言ではないぐらいの各日光川、それぞれの支川、あるいは木曽川の支川という形の中で、一番下流にあるわけです。自然勾配で水が落ちません。そういった形の中で、排水機が全てでございまして。

そういった形で、それぞれの排水機場の更新事業をさせていただきましてパワーアップさせていただいておるんですけれども、弥富市といたしましては、私どもの一つの危険雨量というのは1時間当たり40ミリです。そして1日当たり150ミリ、これが一つのガイドラインだろうと思っております。これは名古屋気象台のほうと連携もとりながら、それぐらいの雨量の予測ということがされるわけでございますので、しっかりとその辺の雨量の予測をしながら対策を講じていきたいと思っております。予備排水はもちろんのことでございます。事前に排水をしていって、空っけつにしていこうというようなことは当然でございます。以上で

ございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） だんだん少なくなっておりますが、以前には樋門をあけなきゃいかんのをあけずにおってという浸水もよく目立ったんですが、今回十分されて、なおかつこういう状態。しかも、雨量で言う時間当たり60ミリというような雨が降って、その時点でかなり12カ所ほど冠水したというふうに先ほどの答弁の中でもございましたが、この能力を超えるものについては、排水機だとか、排水場だとか、相当の費用を伴うものでありますので、これは国や県の支援もお願いしながらできる方法でということになると思いますが、同時に今私たちに強く求められているのは、今回は12カ所でかなり広がったんですが、そうでない、割り方こんな大雨にならなくても浸水するところが何カ所かありますよね、弥富の場合。やっぱりその解決というのは、雨水対策の問題で市の独自の課題としては中心課題の一つだというふうに思いますが、その点はいかがですか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 中小の排水路はあふれる可能性がございます。市といたしましても重要な課題だと認識しておりますので、素早い対応ができるように土地改良区にある水門の電動化対策や排水路の現況をいま一度調査したいと考えておりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先ほどの中でも名前が出たところの一つですが、佐古木の竜頭周辺につきましては、ここは前からよく問題になったところでございますが、少なくとも道路に降った雨を早く排水するということで、かなりの費用をかけて鮫ヶ地のほうに落とす設備をつくったわけですが、今回近所の皆さんのお話だと、あそこから水が噴き出してきてどんどん増水していったというふうに言われておりますが、そのことについては掌握されておりますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもは竜頭のところに従来から危惧をしておりまして、道路に冠水した水を別のルートで宝川のほうへ排水していきたいという設備をさせていただきました。要するに宝川の水位が高いと排水ができないわけですね。そういう状況が今回起きたというふうに思っております。

排水機で排水するわけですが、その排水機が追いつかないというような状況の中で、逆流というところと少しその辺のことをしっかりと調べなきゃいかんわけですが、向こうが高かったら当然そうですね。そういうような状況が一部起きたんではないかなというふうに思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 水は当然高いほうから低いほうへ流れますので、下流の水位が高くなれば、せっかくつくった設備がまた逆に逆流する要因になってくるわけですが、結局あの一画というのは、県道と、それから堤防に挟まれた地域ですので、しかも浸水するところは、やっぱり弥富町時代につくった都市計画の詳細図から入れてみましても、大体低いところはマイナス1メートル90ですね、路面で。国道1号線のほうは0.6だとかというようなレベルです。県道のほうはもうちょっと高い、国道よりは低いわけではありますが、そういうところですので、しかもこの雨水は4丁目のほうからずっと流れてきて、今の竜頭公園1丁目のほうも含めて1号線を超えて北へ行く、相当広い面積を対応していますよね。

すり鉢の底みたいになっておるところですから、いつもつくということで問題になるわけですが、せめて道路に乗った水は出そうという相当の費用をかけてやったわけではありますが、以前にここでは道路のかさ上げをするという計画もあったり、あるいは伊藤正信さんあたりが市側とどういうふうにお話をしておったかということは十分聞いておりませんが、やっぱりここは排水機をつける以外に基本的な解決の方法はないんじゃないかというようなこともいろんな形での議論がされておったと思うんですが、今のようなことが続くならこの対策については、多分宝川の水位が高かったから逆流してきたと思うんですが、こういうことになると、せっかくよかれと思ってつくったのがかえって皆さんの御心配を大きくする要因になっても困りますので、一度きちんと調査していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁させていただきますけれども、いわゆる川における水の逆流を防ぐためにはピュアがついておりまして、その位置が宝川の位置と竜頭の間にどれくらいのところで間隔であるかというのは私一つの問題だと思っているんですよ。これが長ければ、やはり逆流を防ぐことがなかなか難しいと。近くに逆流を防ぐような板が、鉄製の板でございましてけれども、それがあれば逆流を防げるんじゃないかなと思っておりますので、この辺も含めてしっかりと検討していきたいと思っております。

道路のかさ上げをするということに対しては、やはりそれぞれの居住の民家の方には大変お困りだろうと思っておりますので、それはなかなかできないなど。家との間に段差ができてしまいますので、とてもそれは無理だなとは思っております。いずれにいたしましても、またしっかりと検討しなきゃならないと思います。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 随分以前の弥富町時代の区画整理でつくられたところで、1丁目竜頭周辺ですね。結局田んぼがあるということで、稲作をやっておる間は側溝が用排水路兼用になっているんですね。常時水がある。しかも一番低いところですから、結局1戸だけじゃ

ないと思うんですが、その水が床下へ流れ込んだりして修繕したところもあるとか、相当側溝も傷んできておりますし、いろんな問題を抱えておりますので、今、市長さんもされると言ったんですが、ここの問題が、そして常時長期に水があるということは、あそこ夏場に行きますと水があるときは道路から水が噴き出しますからね、ぼこぼこ。やっぱりそういう状態だと地盤も非常に悪くなって、地震なんかだと道路が陥没したり、あるいは周辺の家には傷みも出ることも考えられますので、一度あの周辺につきましてはいろんな問題を抱えておるとお思いますので、やっぱりきちんと調査をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 先ほど市長も申し上げましたように、いま一度周辺の排水路の状況を精査しまして、冠水の解消につながる方法を検討してまいりたいと、模索してまいりたいとお思いますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） それでは、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 次に、加藤克之議員、お願いします。

○3番（加藤克之君） 通告に従いまして、2点にかかわり質問をさせていただきます。

冬の澄んだ夜空にはオリオン座の星々が美しく輝いている日々が続いている今日であります。その中で、冬至を迎える日々もあと15日と迎えることになりました。夜の長い期間を迎える季節は変化が起こりやすく、この数日間必ずといっていいほど交通事故のお話がテレビ放映や新聞掲載が続いております。

さて、市内におかれましても、県道104号新政成弥富線の工事は順調に、安全にと工事を整備されている状況が見受けられます。

さて、この道路はいつ開通でしょうか、お伺いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 御答弁申し上げます。

一般県道新政成弥富線（六條工区）につきましては、現在、工事が鋭意行われておりますが、市といたしましても平成29年3月末に供用開始できるように県に働きかけをしているところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） では、各地区、こちらの周辺におかれまして、鍋平、大山地区の今後の説明会や、また連絡、報告はいつごろとお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） まだ開通の具体的な日にちが決まってございません。ですので、具体的な開通日が決まった時点で地元への回覧や現地の案内看板等でお知らせをしたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 開通予定は、まだ3月末ごろだということでございます。しかしながら、早い対策、早い心がけ、そういうものというのは大事な部分じゃないかなと思います。そういう意味で、各鍋平、大山地区におかれましては、通学路、そういう状況もなっております。

現在、生活していく中では、必ずといっていいほど車、また大型車、さまざまな車の状況がございます。小型の車でも少しずつ規模が大きくなり、道路の幅も減少という状況も見受けられる部分もあるわけでございます。そういう意味で、交通量がふえてまいりますと、そのように対策をしていかなければならないというわけでございます。特に、どのような道でも新しい道を造成すると、また整備をするということになりますと、人の目、また車のスピード、いろいろな状況が考えられるものがあるわけでございます。その中で、鍋平、大山地区におかれましては通学路になっているわけでございます。そういう意味で、交通安全対策をいかにしていくかも大事な状況だと思う次第でございます。

その中で、我が弥富市におかれましては、このきんちゃんの反射材があるわけでございます。この反射材をせめて弥富市内の大事な子供さん、そういう方たちにも身につけていただけるように働きかけることも大事じゃなかろうかと。そしてまた、大事な地場産業の一つのモチーフとなっているきんちゃんでございます。きんちゃんがあなたを見守りますよ、そういうこともいいかなと思います。そういう意味で、こうやって市の観光課に販売促進を促す意味では、キャラクターもしっかりと子供さんも身につけ、若い御夫婦も身につけ、わかっていただけるようなPR方法も大事じゃないかなと思います。

そこで、通学路でございますので、この反射材をぜひとも弥富市内の子供さん、小学校、中学校、高校含めながら、配付と、また御理解と、よき御答弁をいただきたいなと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず初めに、小・中学生に対しての交通安全の取り組みといたしまして、登下校時においてはスクールガードや保護者の方に見守りをお願いしております。また、通学路には看板の設置やカラー舗装でドライバーに注意を促しておりますし、市で策定いたしました通学路交通安全プログラムに基づき、危険箇所の点検を実施するとともに改善を図っております。

学校においては、毎年蟹江警察署交通課へ依頼し、交通安全教室を実施して、交通安全と交通災害防止に関する能力、態度の育成に努め、交通社会の一員としての責任と自覚を高め

るよう取り組んでいるところです。

児童・生徒が夜間に交通事故に遭わないようにするためには、反射材用品やＬＥＤライト等を活用することが効果的であります。ドライバーのいち早い歩行者発見には交通事故を防ぐ第一歩であり、一方、歩行者もドライバーに早く発見される装備をつけるのが賢い身の守り方であることから、市では小学生に配付しております通学用ヘルメットに反射材が入っております。また、お示しいただいたきんちゃんグッズの一つであります反射シールであります。そういったものを靴や自転車につけていただいて利活用していただければと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○３番（加藤克之君） ちなみに平成26年、警察署が調べた結果では、通学路における小学生の死傷者数、これによりますと、自宅から50メートル以内に出た子供さんが10.4%、また100メートル以内では12.8%、一番多いのが50メートル自宅から出たところで37%です。また、1キロ離れたところでは24.2%、2キロ離れたところでは11.3%。やはり自宅からすぐに道路が皆あるわけでございますけど、特にこれからの道路を整備していく上では交通量がふえてくる状況も鑑みられます。その中でも子供さんたちに、先ほど教育部長も言ってもらいましたけど、ヘルメットにもついていると。なかなか認識することも難しい状況もございます。さらにパワーアップをしていただいて、夕暮れどきですから、今は県の警察官の方々も県民運動もやっております。12月1日から12月10日まで、4時の点灯という推進の合い言葉で早目の車ライトを促進しております。そういう意味では、小学校の皆さん、中学校もライト、あとはヘルメットばかりついている状況もあるわけでございます。もう一つ踏まえた形で、反射材のほんの少しのお気持ちを市から提供していただければ幸いかなと思う次第でございます。

次に、地域の周辺に伴いまして、それぞれあちらの104号におかれましては状況がございます。まずは東側道路には交差点付近で騒音、また振動が大きい状況でございます。対策的なものを考えておられるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 振動、騒音につきましては、今回の道路改良ということで県道昇格を視野に入れて、路盤等の改修等もしていただいております。その関係で交通量は確かにふえると思いますが、その反面、しっかりした道路というようなことで、振動、騒音も軽減されるんじゃないかな、そんなようなことを思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○３番（加藤克之君） また、北側には地元の墓がありまして、そのまま真っ直ぐ抜けてしまいますと、今迂回路になっている状況でございます。そして、ちょっと細い橋がございます

んで、せめてその橋のところでも、今までたくさん現状では通り抜ける方もおられます。大きい車は当然困難、難しい、行けないという状況でございます。しかしながら、軽自動車、また自転車、歩行者と、その橋は必ず渡れる状況でございます。せめてその前でも、一つとまれという状況も書いていただいて対応できればなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 現在、工事のために迂回路になっているところの交差点でございますが、現場のほうを確認させていただきまして、公安委員会等も協議のほうをしていきたいと思えます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 続いて南側の道路でございますけど、これが一番大きい状況かなと思います、この質問の中で。

南側の道路は交通量がふえている状況に当然なってくると思いますんで、今もそうですが、こちらはスクールゾーンやシルバーゾーン、またはゾーン30を初めとする生活道路でございます。そういう意味では通学路でもございますし、幼児、子供、それから高齢者の方々、その方たちの歩行も安全確保とすることはどこの道路でも大事でございますが、この道路は常に皆さん方が通っている状況でもございます。朝も、また夜も、昼間も盛んに通る状況でございます。ですから、こちらの安全対策及び車両の運転者の注意の喚起をしていただくことも大事じゃなかろうかなと思います。そういう意味で何がしか対策、例えばシルバーゾーン、スクールゾーン、ゾーン30、さまざまところで大きな取り扱いがなされておりますので、そういう対策を考慮していただければどうかなと思います。どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 南北方向の道路は、1号線の鍋平交差点から六条新田の交差点だと思いますけれども、この間の1,700メートルの区間におきまして東側の歩車道ブロックにおおむね20メートル間隔で縁石びようを設置をしております。これは夜間等にドライバーに対して注意喚起を促すとともに、視点の誘導効果が期待できると考えております。

また、その道路の西側の歩道のない箇所につきましても、計画的に順次路肩に視線誘導標を設置し、交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 非常によい対策だと思います。どうぞそれを進めていただきたと思う次第でございます。

西側の道路の直進に自動車がたくさん導入される状況でございます。生活道路を考えますと、また南北への自転車や徒歩のほう、新しく道路が整備されますと、南北へ渡る状況が一切今のところない状況でございます、開通されますと。ですから、やはり歩行者の方、自転

車の方、せめて開通した状況の中で横断歩道等を少し渡れる部分をどこかに設置をしなければ、南北へには渡ることができません。やはりあちらのほうにはJ Aさんもありますので、どうかそういうところも一つ、今迂回をしているので県のほうに話を、現場はやはり一番私たちが知っているわけですので、そういう意味でそういう状況をしっかりと整えるということが一番大事なかなと思いますので、どうか開通する前ですから、いま一度現場も再度見ていただければありがたいかなと思います。今、通行どめ状況になっていますけど地図上ではしっかりと見ることができますので、そういうところで歩行者優先、また自転車、徒歩の方、散歩の方と、さまざまな状況で人が動きますので、どうか対策をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） この県道の開通後の南北方向の横断につきまして御質問いただいております。

まず、交通量がふえるということで南北方向の横断がなかなかしづらいというようなことも発生してまいります。それで、通学路の観点からも、日の出保育所付近から西部小学校の北側の交差点、この部分約1,200メートルございますが、各地区の交差点、主要なところでございますが、押しボタン式の信号機、歩行者用の信号機ができないかというようなことを11月上旬に服部市長が蟹江警察署長と面会をさせていただいて、信号機が設置できないかというような要望も行っているところでございまして、交差点対策については引き続きいろいろな方面から調査検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 当然押しボタンでも、また信号機でもと。特に押しボタンは有効でもございますので、少し渡れる状況をつくり上げることが大事だと思います。

さて、開通に伴いまして、当然セブンイレブン六條、それからまた平島に入り込んでおります。その中でも県のほうでは何キロ規制かというのは決まっておられるのでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

速度規制につきましては、まだ県公安委員会から私どもも聞いていない状況でございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） しっかりと現場の状況を確認しながら、公安委員会と御相談をさせていただいて、何キロで行くのかと。非常に重要な最初の一步でございますので、しっかりと考えていただいて、また地域の声もお話を聞いてあげて、説明会等でもやはり一段と地域の声

が大事でございますので、そういう取りかかりをしていただければ一番いいかなと思います。なかなか一度決めると、次には物事というのは難しい状況となってきますので、どうか慎重審議の上で速度規制を考えていただければなと思います。

そうしますと、平島にも入り込んでくる状況が、道路、また車と、多くの大型車も出てくるわけでございます。そういう意味で、その中で一つ交差点はあるわけでございますけど、次に向かっていきますとサークルKの交差点しかございません。その手前では大事なひので保育所の部分の横断歩道がございます。また、きんちゃんバスの駐車場もございます。そういう意味で、あちらの状況を考えますと、ひので保育所、また当平島地区におかれましては人口密度が多い状況でございます。そして、ひので公園もございます。多くの人々が行き交う状況となるわけでございます。やはり市民の動きが活発化する上では当然交わるわけでございます。そういう意味では、その中でぜひともひので保育所の前の横断歩道も押しボタン、また欲を言えば信号機ということは、当平島の両区長、また大原議員と私とともども切に願う状況でございます。ぜひともそのような趣と希望と、そしてまた実行というような形で取り組んでいただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） お答えをさせていただきます。

先ほどの歩行者用の信号機でございますが、このひので保育所の横断歩道の箇所にも要望している1カ所でございます。それで、今、公安委員会のほうへ押しボタンの信号機は要望をしてございますが、まず夜間の横断の安全を確保したいと思いますので、道路照明をその横断歩道のところへ設置していきたいと、そのように考えております。

先ほどのこの路線の交通規制なども含めまして、今後とも関係機関、蟹江警察署や道路管理者になります愛知県とよく相談して、交通安全対策に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 部長の言うとおり、あと残りも開通でも3カ月と20日余りとなりますので、どうかそういう意味で早急にやはり市民の安心・安全という言葉をしっかり受けている私らでございますので、そういうような取り計らいをしっかりといただければよろしいかと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

次に移らせていただきます。

我がまちは市制10周年となりまして、さまざまな多くのいろいろな行事、事業が円滑に相進んでいます。たくさんの笑顔と幸せとうれしさと躍動を感じている状況でございます。その中でもとてもすばらしい子供たちの姿と、一生懸命に楽しく真剣にと励んでいる姿には感動いたします。

ことし3月、中学校と小学校へと卒業式に出席をさせていただきました。各校長先生が卒業生の生徒にこの言葉を何度もおっしゃっておられました。それは耳に残っております。皆さんもよく使う言葉でございます。未来という言葉でございます。校長先生は卒業生に対し、すごくすごく大切に大切に大事に接している学校生活をともに過ごしてきたんだと感じました。君たちには未来がある、未来は君たちを待っている、未来はあすから始まる、未来に向かっていきなさい、そういうお話を聞き、未来の生徒、また卒業生の今後の活躍、エネルギーな活動を目の中に入れる情景を思い浮かべながらお話をされていたかなと、臆測ですが申し上げる次第でございます。

我ら市内におかれます子供たちは、なぎなたを中心に小学校、中学校、高校、大学と、大変誇り高きすばらしい成績を重ねておられます。これもひとえに家庭教育の充実の源だと思っております。また、マリンバの演奏をされる方もおられますし、そしてまた弥富北中学校のダンスと、多くの子供たちが遊戯にと励んでいる姿、そして全国でも優秀な成績を上げておられます。そういう意味で、私らの市にとりまして大事な大事な子供さんでございます。スポーツや文化や芸術に励んでいる子供たちのすばらしき一強一躍をまた皆様方に、市民のもと、子供の活動、そしてまた育成、健全さを考えれば活用できるような場所が与えられれば幸いかなと思います。例えば小学校、中学校同時にとか、また高校、大学へと、専門学校生、短期大学生と、そういうような2パターンに分かれながら、そういうような心持ちを取り組んでみたらどうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 本市においては、スポーツや文化芸術などさまざまな活動において、青少年に限らず多くの市民がそれぞれの分野で活躍されていることは十分承知いたしております。

未来を担う子供たちの活躍を発表できる日をとの御質問でございますが、現在、市内の小中学生から高校生までの発表の場として毎年開催しております青少年健全育成推進大会において、持ち回りで学校活動などの発表をしていただいております。内容は、各学校の特色のある部活動や地域活動などであります。

また、市のイベントである春祭りでは、全国大会に出場された空手やなぎなたの選手の方たちの演技などの披露もしていただく場を提供しております。

そして、全国大会などの出場者の方においては激励金の交付や広報紙への掲載、施設への懸垂幕の掲示など、広く市民へのPR活動も行っているところです。

健康フェスタにおいても、愛知黎明高校、海翔高校にはブースを出していただくなどして参加をお願いしていますし、ほかにも成人式において新成人を中心とした実行委員会を組織し、企画運営に携わる機会を設けるなどしています。

このようにさまざまな活躍の場を設けておりますが、今後も青少年が次代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供、地域活動において活躍できる人材の育成や非行防止活動、自立支援について、家庭、学校、地域、行政が一体となった取り組みを推進してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 答弁の内容、よくわかります。その中でも市制10周年を迎えましたんで、さらなるプラスアルファ、そしてまた新たな心身ともに子供の強さと、また度胸と、そして健全育成、才能発揮と、そういうものを含めながら、ふるさと愛も大事じゃなかろうかと思います。どうか愛着のある子供の皆さん方とともに、住み続けてもらえる、また住み続けてもらいたいまちである私らのいやさかの弥富と、また笑顔の弥富と導いていただきますようお願いを申し上げ、御質問をおさめます。

○議長（武田正樹君） 次に、江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） 2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、弥富市の成年後見制度の支援についてを質問いたします。

団塊の世代が全て後期高齢者の仲間入りをする2025年は、医療や介護の需要がますます増加することが見込まれています。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者の増加は男女ともに顕著であり、昭和55年には男性約19万人、女性約69万人、高齢者人口に占める割合は、男性4.3%、女性11.2%でありましたが、平成17年には男性約105万人、女性約281万人、高齢者人口に占める割合は、男性9.7%、女性19%と女性の占める比率は極めて高くなっています。しかしながら、今後もひとり暮らし高齢者は増加を続け、特に男性でひとり暮らし高齢者の割合が大きく伸びていくことが見込まれます。なお、ひとり暮らし高齢者の割合が増加する要因としては、未婚率や離婚率の上昇、配偶者との死別後でも子供と同居しない方の増加などが上げられます。

さて、本市のひとり暮らし高齢者は現在何名いて、2025年には何名に増加すると見込まれていますか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 御答弁申し上げます。

弥富市におけるひとり暮らしの高齢者ですが、平成28年4月1日現在で1,664人でございます。また、2025年度の推計値は明確には示されておりませんが、弥富市人口ビジョンをもとに独自に推計しますと約2,180名になると見込んでおります。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 市内のひとり暮らしの高齢者は、平成28年4月1日現在で1,664名とのことで、今後もますます増加していくことが予想されます。

このような方が認知症のため判断力が不十分になった場合、成年後見制度の活用が必要となります。ひとり暮らしの高齢者の方で成年後見手続が必要な方がいらっしゃるにもかかわらず、その方に身寄りがなかったり、経済的な理由から手続がとれない方にかわって市長が申立人となって本人を守る市長申し立てという制度がございます。市長申し立てとは、通常の成年後見の申し立ては原則親族が行いますが、身寄りがいないなどの理由から特に必要があるときと認められた場合において、市長が申し立てをすることができることとなっています。

この市長申し立てに関してお聞きします。平成11年の成年後見制度改正後、市長申し立て件数はどれだけございますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

本市では、平成20年4月に身寄りのない認知症の高齢者などが親族がいなかったため保護が受けられないという事態を防ぐことを目的に弥富市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定しまして、現在この要綱に基づいて対応しておるところでございます。

件数につきましては、平成26年度が1件、平成28年度が2件で、合計3件となっております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市においては市長申し立ての場合の流れはどのように進めているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 市長による申し立て事務でございますが、まず相談支援、事業所の相談員、これは障がい者の相談支援事業所でございます。また、地域包括支援センター、その他介護支援専門員等から相談があった場合に、その方を支援する関係者が集まり、本人の心身や日常生活の状況を把握した上で成年後見制度の必要性、特に判断能力になりますが、それと市長の申し立ての必要性、これは御親族がいるかどうかについて検討を行います。

次に、2親等内の親族がいるかどうかを調べまして、市長以外に申立者がいないことを確認いたします。このときに戸籍で親族がいることが確認できた場合は、その親族の意向を確認いたします。この親族と音信不通の状況であるとか、親族からの虐待や無視などが疑われている場合は申し立ての必要性がありと判断しまして、その方が既に成年後見がされていないことを確認するために東京法務局のほうで登記されていないことの証明書をとります。その後は主治医に診断書の作成をお願いしまして、書類が整い次第、市が委託しております弁護士を通して名古屋家庭裁判所に申し立てを行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） それでは、弥富市では社会福祉協議会の場所を使用させていただき、弁護士による専門相談を月に1回の頻度で行っているとお聞きします。こちらの専門相談の利用件数はどれだけあり、また相談後はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

成年後見制度に関する弁護士相談を平成26年度から市の社会福祉協議会へ委託しております。毎月第1水曜日の午後1時から午後4時までの3時間ですが、総合福祉センターで行っております。なお、この相談につきましては予約制で実施しております。

平成27年度の相談件数は15件でございました。今年度につきましては、10月末で7件でございます。

主な相談内容としましては、後見の申し立て方法や財産管理についての相談が大半でございました。その後、相談後の状況につきましては個人情報の関係もあり、成年後見の申し立て状況につきましては市のほうでは把握しておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） この制度全般に関するさまざまな疑問を持ち、相談したいと思っている方は多くいらっしゃると思いますが、情報が行き届いていないのが現状だと思います。相談事業所の相談員さんや民生委員の方からもそのようなお話をお聞きしますし、どこかに相談窓口があればいいなというお声も耳にします。相談センターのようなものの設置など、成年後見制度全般に関して相談しやすい仕組みが必要ではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 御指摘の件でございますが、平成27年度からこちらのほうも市の社会福祉協議会へ成年後見制度の普及啓発講演というのを委託しまして、制度の普及に努めておるところでございます。

平成27年度は市民の皆様にまずわかりやすく伝えることを目標に、講談師の方を招きまして、日常生活でのお話を交えた後見制度の講演を開催しました。こちらのほうには120名を超える方の御参加をいただきました。その際にも月に1度の弁護士による専門相談のPRをさせていただきました。また、市の毎月の広報紙の最終ページの行事カレンダーにも定期的に掲載して普及に努めております。今年度の講演会につきましては、来年2月か3月に開催する予定で準備を進めております。

成年後見制度が必要となる方は、在宅介護サービスや障がい福祉サービスなどの事業所と密接に関係をしておりますので、市内の事業所の方が集まる機会や市民が多数集まるイベント等、例えば健康祭りとか敬老会などを通して、今後成年後見制度の周知に努めてまいりたい

いと考えております。

また、相談しやすい仕組みにつきましては、現在、海部南部障害者自立支援協議会におきまして、県内の先進市等で設置しております成年後見センターや権利擁護センターの機能を持ちました基幹相談支援センターの設置について研究しているところでございます。この中で課題としましては、相談件数等のニーズや相談に対応できる人員の確保、運営経費等の問題が上がっているところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 弥富市の人口規模でどこまでできるのかと難しい部分もあるかと思いますが、県内の先進地の相談支援センターの研究を引き続きよろしく願いいたします。

次に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また基本方針、その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置することなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。政府においては、今後この法律に基づき成年後見制度利用促進基本計画を定め、関係府省が連携して、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきますが、国の基本計画策定後は市町村も計画策定を行うこととなっております。本市ではどのように対応されていく予定でしょうか。また、これからもさらに必要となる成年後見制度の活用促進を図るため、本市はどのように取り組んでいくのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） 平成12年（西暦2000年）4月にスタートしました我が国の成年後見制度でございますが、その利用者数につきましては2000年から今までで約19万人ほどと、当初想定されていたより少ない状況でございます。このような状況を踏まえまして、平成28年4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が成立しました。

この法律の基本理念といたしましては、大きく分けて3つございます。1つ目は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視であります。ノーマライゼーションというのは、全ての人が社会の一員でひとしく人間として普通の生活を送れるよう、ともに暮らし、ともに生きる社会こそが普通であるという福祉の理念でございます。2つ目としましては、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進であります。3つ目は、成年後見制度の利用に関する体制の整備であります。

また、この法律の第23条におきまして、市町村は国が策定する成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度利用促進のための基本的な計画を定め、成年後見等の実施機関の設立の支援等の措置を講ずるよう努め、基本的な事項を調査、審議させるための合議制

の機関を設置するように努めるものとされております。これは努力義務とはなっておりますが、今後さらなる高齢化社会になり、ひとり暮らしの高齢者が増加していくことが想定されています。今、市のほうですぐにできることとしましては、地域の相談機関である市社会福祉協議会や地域包括支援センターとこれまで以上に連携を図っていくことが大変重要であると考えております。

また、将来的には後見になっていただける方の人材の育成等も必要になってくるものと思われると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 連携のほうを進めていただくよう、よろしくお願いします。

また、こちらのことを内閣府のほうに確認いたしますと、国の基本計画策定に先立って地方自治体が先進的、積極的な取り組みを行うことを妨げるものではない。また、国の基本計画策定後、市町村においても計画策定を行うこととなりますが、策定に後ろ向きな自治体については指導や公表などもあり得ると考えているとのことでしたので、準備のほうもよろしくお願いいたします。

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といいます。WHOや国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を高齢化社会、14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会といいます。

日本が初めて高齢化社会となったのは1970年です。そのわずか24年後の1994年には高齢社会、そしてついに2007年に高齢化率が21%を超え、超高齢社会に進みました。高齢化社会から高齢社会へ進むのにかった時間が、日本が24年なのに対し、ドイツが42年、フランスは114年といいますから、どれだけ日本の高齢化のスピードが速いのがわかります。

高齢化のスピードが速いということは、判断能力が不十分な方も速いスピードでふえていくことが推測されます。そのようなとき支援していくことは当然に必要であります。弥富市の成年後見制度の支援が充実し、高齢者の方が少しでも安心できる住みやすい弥富市になるようお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、6月定例会の佐藤議員の一般質問でも一部取り上げられましたが、市民活動への市民の理解、関心に向けての質問をいたします。

社会を取り巻く環境は大きく変化しています。少子・高齢化、高度情報化などから地域の課題や行政に対するニーズも大きく変化してきました。

また、地方分権が進められ、今まで国や県が行っていたものを市がより地域の実情に合った形で運営することが期待されています。

しかし、行政の公平、平等を原則とする画一的なサービスだけでは、これらの変化全てに対応していくことは難しくなっています。地域に目を向ければ、地域自治組織やNPO、ボ

ランティア団体の活動が活発化しており、市民と行政が協働し、ともに地域を支えていくことが必要です。

また、自由で柔軟な発想を持つ市民の力に大きな期待が寄せられています。そのためにはより多くの市民の皆さんが自発的に活動し、市民が主役となるまちづくりを進めていくことが求められています。

弥富市においては、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、地域の団体などが行う自主的な公共性、公益性のある地域活動に対して補助金を交付し、皆さんの地域づくりを支援する目的として、弥富市地域づくり補助金を設けていただいております。弥富市地域づくり補助金を受けている団体の活動は、市が有益だと認めている活動だと考えられますが、これはどのように審査をし、またその活動をどのように市民に知らせているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） お答え申し上げます。

本市では、少子・高齢化社会の到来や地方分権社会に対応した市政運営を図るために、また第1次弥富市総合計画で目指す市民と行政との協働のまちづくりを推進し、情報、意識の共有、市民参画、NPOなどの育成、支援を一層発展させるために地域づくりの担い手である団体等が地域において自主的に、かつ主体的な行う公益的なコミュニティ活動事業に対しまして、その経費の一部を補助しております。平成28年度におきましては、64団体から補助金申請をいただいております。交付決定し、活動されているところでございます。

審査につきましては、申請時に補助金交付申請書、団体の組織の運営に関する規約及び会員名簿、当該年度の事業計画書及び収支予算書をもとに事業の目的、事業の実施方法、事業の効果、事業費の内容などを聞き取りした上で交付決定をしております。

また、最終的な実績報告時におきましては、補助事業実績報告書、事業費に係る領収書、活動状況のわかる資料や写真などをもとに事業の効果などを聞き取った上で補助金の交付額を確定いたしまして、補助金を交付しております。

周知方法でございますけれども、各団体により実施された事業の活動状況につきましては、現在公表には至っていない状況でございますけれども、今後は実績の報告会等の実施を行い、その結果を市のホームページにて掲載し、広く市民の皆様にご覧いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 確認ですが、聞き取りとか実績報告を受けるのは市の担当者ということでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 秘書企画課の担当が行っております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ここで、一宮市では市民が選ぶ市民活動支援制度というものを設けております。市民活動団体に支援金を交付することにより財政的支援の拡充を図るとともに、市民が直接意思表示をすることで市民活動への理解や関心を高め、より多くの市民参加と、より積極的かつ継続的な市民活動を目的とした制度です。各団体の紹介やPRを載せた冊子を配付し、市民がその冊子を参考にし投票して、1票獲得するごとに幾らというように支援金を配分するという支援方法です。

このような制度を参考にし、より開かれた市民活動、より身近に感じる市民活動へとなるとありますが、参考になされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員おっしゃるように、一宮市さんでは多くの市民に市民活動を知ってもらい、みずからも参加しようという意識を高めたい、市民活動団体にも活動内容を広くPRする機会を与えたいという考えのもとに、一宮市が選ぶ市民活動に対する支援に関する条例を制定されておりまして、助成金制度にかわる新たな支援制度として市民が選ぶ市民活動支援制度が創設されております。

この制度を拝見いたしますと、年齢18歳以上の市民が1人当たりの支援額を持ち、市民活動団体が実施する支援対象事業に対し投票を行い、その投票結果により各団体への支援金額が決定するというものでございます。市民活動団体に支援金を交付することによりまして財政的支援の拡充を図るとともに、市民が直接意思表示をすることで市民の市民活動に対する理解及び関心を高めることにつながっていくものであると考えます。このように市民活動の活性化及びその活動の促進を図り、もって元気で活力のあるまちづくりを推進することを目的としておりますので、本市における地域づくりや地域の活性化に向けての取り組みを推進する上でも大変参考になる制度だと考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ランニングコストの面とかを見ると、必ずしも一宮の方式がベストだとは思いませんが、参考にさせていただければと思います。

市民が外に出て活躍することが本市の活性化にもつながると思います。今後、元気な高齢者の方もふえていきます。まだまだ元気だとおっしゃっている高齢者の声も聞きますし、旦那が定年になったらやることが何もなく困っちゃうわとおっしゃっている奥様の声も聞きます。元気な高齢者に対してということであれば、先ほど言っていたようなホームページだけでは物足りなさも感じます。ボランティア活動、市民活動をしたいと思っている方が情報を入手できるような体制づくりも大切かと思います。市民活動や市民団体のイベントなどで重要なツールの一つにチラシが活用されると思います。

先日、岐阜市の市民交流スペース、メディアコスモスを訪問したのですが、そこでは市民活動を支援する工夫がたくさんなされていました。その一つとして、メディアコスモスにはチラシの作成ができるスペースがあり、市民団体の方がよく利用されているとも伺いましたし、市民交流スペースにもそこで作成したチラシが100くらいずらっと並んでおりました。

また、先ほども話に出てきました一宮市でも、駅前のiビルの中に市民活動支援センターという場所があり、市民活動の情報集積所になっているのですが、情報誌やチラシを作成できる作業所というスペースが確保されています。ここも先日訪問したのですが、毎日3団体ほどがこの作業所を利用されているそうです。本市でも社教センターでコピーはできると伺っておりますが、作業所のようなスペースを検討なされないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 議員御説明の、岐阜市にありますみんなの森ぎふメディアコスモスでございますけれども、こちらにつきましてはきずなの拠点ということで、いろいろなセンター、プラザが中に入っているわけでございますけれども、こちらに関しましては特に交流センター内にはつくるスタジオというのがあるそうで、印刷機や作業テーブル設置がされておりまして、主に市内で市民活動を行う団体等のミーティングや資料づくり、活動のための各種準備作業の場として活用されておるようでございます。コピー機や大量のポスター印刷なども可能な大型カラー印刷機も設置されており、市民活動の拠点として活用されておるということでございます。近隣でも、あま市におきまして市民活動の拠点として利用できるあま市市民活動センター、あまテラスという名前だそうでございますけれども、そちらも設置されておるようでございます。

このような施設につきましては、本市においても市民と行政との協働のまちづくりを推進する上でも大変有効なものであると思っておりますけれども、まずは市民のニーズ調査、また施設、スペース的なものや、その管理運営体制などについて各方面から深く調査する必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 高齢者がふえる中で、介護、福祉に係る費用はふえていく中、これからは市民と協働していく行政サービスが求められてきます。市民力の活用も求められていくと思います。市、市民、財政のトリプルウィンとなるような仕組みを私も研究していきたいと思っておりますし、お願いを申し上げまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

ここで暫時休憩します。議案配付ですので、再開は45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時36分 休憩

午後 3 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩を閉じ、再開します。

ただいま大原議員ほか11名から発議第 8 号が提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認め、日程を追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 3 発議第 8 号 議員の辞職勧告決議について

○議長（武田正樹君） これより発議第 8 号を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、三宮議員の退場を求めます。

〔8 番 三宮十五郎君 退場〕

○議長（武田正樹君） 本案は議員提案でありますので、提出者である大原議員に提案理由の説明を求めます。

○16 番（大原 功君） 発議第 8 号、三宮十五郎君の議員の辞職勧告決議について、提案理由の説明を申し上げます。

発議第 8 号は、過去の弥富市議会議員の一般選挙における選挙公営費運用過失は、二元代表制による弥富市の責務から大きく逸脱しておりますので、この責任は重大であることから議員の辞職勧告決議案を提出するものであります。

以上、皆さん方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7 番（那須英二君） 大原議員、提案者に対して質疑を数点させていただきます。

今回の選挙公営費問題の発端、本年 5 月10日付で提出されたところの選挙公営に係る住民監査請求でございますけれども、その監査結果が 7 月 8 日に弥富市の監査委員から公表されております。そこで、それにかかわって質問させていただきますが、まず第 1 点目です。監査請求人は市に対し過大請求と思料される候補者の過大支払い分の返還を求めることを弥富市長に勧告するよう請求しております。監査委員は市長に返還請求を勧告したのか、また市

長は候補者に対して返還請求をしたのか、お尋ねいたします。

○16番（大原 功君） 三宮十五郎君は、事業者と二重契約、こういうことであり、本人自体が二重契約を認める。これについては、佐藤高清前議長、それから副議長の平野君、それから今の議長の武田君がおりまして、事務局の局長がおりました。

そういうので証明がきちっとでき、そしてまたきのうの新聞を見ると、何か業者に言われたからやりましたというふうに新聞に書いてありましたけれども、本人の認めた理由が、他人の事業者に当てつけること自体が大体反省をしておらんということでもありますので、これが今の説明であります。よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ちょっと質問したとことと内容が異なっているかなと思いましたので、多分まだこの辺はなかなか提案者が理解されていないのかなと思うところがございます。

第2の質問をさせていただきますが、三宮議員の問題とは、選挙用自動車のレンタル料金についてでございます。監査委員の監査公表によりますと、既に賃貸借の契約をしている政治活動用自動車を選挙運動用自動車の公費負担として重ねて請求したことが判明したため、業者等から市に対し支払いを受けた金額を返還する旨の申し出があり、市に返還されたということでございます。したがって、市に損害は生じていないことが認められたと監査のほうでは公表しております。すなわち、三宮議員には確かに過失はございましたけれども、市と市民の皆さんには損害を与えていないと理解することができます。

提案者のほうは、この監査公表は間違いだとお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。再度繰り返したほうがいいかな。監査公表の記述は間違いなのかどうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 別に監査請求がどうかこうかとありません。これは5月10日、監査請求があって、そこの中で選挙の中でこれは不適切ということであって、そして監査委員にその報告をされ、そしてそれを市側は受け取ったということであって、みずから市民税をだまし取ったということが一番大事なことであって、あなたが言う質問ということに対しては、日本共産党はもっと襟を正して、そして市民に生活の安心・安全をするような、そういう日本共産党でないといけない。

私は個人的に思うんですけども、弥富市の三宮十五郎共産党と大阪の辞職した朽原府会議員とよく似た体制であって、全国で共産党の黨員というか、議員が隠れてまだおるんじゃないかなというふうに思っておりますので、これが答弁であります。よろしく願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 監査公表が間違いかどうかを聞いたんですが、監査のほうでは市に損害は生じていないということがはっきりと言われております。また、大阪のほうの話と今回

のケースはちょっと切り分けて考えていただきたいなと思います。

そして、もう一つ質問です。第3の点でございますが、この辞職勧告決議案には選挙公営費の過失とございます。過失というのはどういうことかと調べてみると、注意を欠いて結果の発生を予見しないこと。注意を欠いたために、この点では至らざることがあったと思います。しかし、私は故意でこうした三宮議員が行ったわけではないと思っております。三宮議員の人物像を見ても、これは誰しもが認めるかなと思っております。

そこで、再度質問させていただきます。三宮議員に対する議員辞職勧告決議案の提案者に、この監査結果ですね。市に損害が生じていないということはありますので、この監査委員長、提案者のほうは否定されているのでしょうか。また、どのような理由をもって大きく逸脱していると言われるのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 大原議員。

○16番（大原 功君） あなたは町議のときから出ていないからわかりませんが、町議のときには、平成16年、監査委員の経験もあり、数字はよく知ってみえる。きょうの一般質問についても水道の数字、あるいは今の事業についても詳しくよく知ってみえる方であり、こういう中で数字を間違えることはあり得ん。これは当然だまし取った、そういうふうに思っております。

それから、今の報告されたのは、監査請求があったから選管がチェックをして、これはいわゆる不適切、こういうように監査委員長に報告された。監査委員長とか選管が返すとか返さないということはできません。だから、本人がみずから認めた。これは刑法第230条の2であると思えますけれども、証明ができるということであるので、あなたも議員をやっておったら、市民のために働いておるのか、そうでしょう。市民の暮らしをよくするためだったら、みずから自分が辞職することが大事なことであります。共産党も皆さんの手足となって働いていただくのが当然でありますけれども、今の状況では日本の共産党は恐ろしい共産党ではないかというふうに個人的に思っております。弥富市の有権者を初め全国の有権者の方に二度とこういう共産党を入れないほうが私はいいというふうに個人的に思っておりますので、これが答弁です。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 質問と趣旨の違うところから、また共産党への関係のないところまで今お話をされておりますけれども、この問題は、今回の公費問題に対しての三宮議員の過失によるこういう決議案ということに対しての問題でございますので、そこはやはり切り離していただきたいなと思っております。

あと、大原議員、そうやっておっしゃりますけれども、公費問題に関連させてありもしないような解決した事件ですとか、例えば生活保護から謝礼をもらったというような話はしな

いでいただきたいなと思っておりますし、この質問とは関係ないものですから、そういうことは私は触れませんけれども、そういうことを強くお願いしたいと思います。

あと、最後の質問にさせていただきますけれども、提案者にいろいろ御答弁をいただきましたけれども、どれをとっても正確な回答には至っていないかなと思いますし、これを聞いて市民の皆さんがそうだと納得できるものではないと、また理解できるものでもないと思いましたので、質疑のほうはこれにて終了させていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 討論のほうを行わせていただきます。

本決議案に反対する討論でございますけれども、今、提案者の方に質疑をさせていただきました。提案者の答弁を言っていただきましたけれども、理解できるような答弁はいただけませんでした。

まず、本決議案に反対する第1の理由、三宮議員に過失は確かにあったと思いますけれども、住民監査請求に対する監査委員の監査結果は市に損害は生じていないことが認められたと書いており、監査請求を棄却していることであります。

第2点、三宮議員は決議案が指摘する過失を自分から認めて、反省して、8月の民報やとみの紙上で弥富市市議会議員選挙の選挙用自動車の誤った公費請求を取り下げ、皆さんにおわびしますと述べております。そのことから、市議会の責務から大きく逸脱しているとは私は到底考えることができません。そして、三宮議員の人格を見ても到底故意に行うような人ではないということは、多分皆さん自身がよくわかっているかなと思っております。

第3に、選挙公営費問題とあわせて、いろいろな過去の経緯も話されましたけれども、ここは切り離していただきたいのと、三宮議員が当時から謝礼金をもらったとか言っているのは事実無根だということを言っていきたいと。そして、これも三宮議員がそんなことをするわけがないということは皆さんも御承知のとおりだと思いますし、議員の皆さんも、市民の皆さんも、そして市側の皆さんだって、それはわかっているかなと思っています。

こうした提案者の目的に関しては、どうしても日本共産党をおとしめるような意図が見え隠れしているんじゃないかというようなことまで受け取られるところでございます。日本共産党は相談者から謝礼をとることは一切させていただいておりません。これは相談された方

はよく御存じかなと思っております。

また、三宮議員に至っては、長きにわたって議員を務め、市政・市民のため粉骨砕身、それこそ身を粉にして働いてまいりました。それは市民の皆さんも認めるところだと思っておりますし、市政に携わった当局側の皆さんも確信しているところだと思っています。よって、残り任期も市民のために働いてもらったほうが、より弥富市にとって有益と考えております。弥富市にいないてはならない存在だと思いますので、以上、三宮議員に対する辞職勧告決議に反対する理由を述べさせていただきましたが、議会人である皆さんの良心に従った正しい選択をされることを強く求めて討論としたいと思います。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（武田正樹君） 堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 12番 堀岡敏喜でございます。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず討論させていただく前に、今回このような決断を下さざるを得なくなったことについて、私自身は本当に残念に思います。去る弥富市議会の選挙におきましては、公費に係る請求、また収支報告にかかわるさまざまな書類の作成責任は候補者にあります。全て公費に関して、業者との契約、また請求に関しては候補者の目を通して行うものであります。そこに瑕疵があったことは事実であると思います。これが9月議会に発覚をして、議会の中でもさまざま議論をされておりましたけれども、このことについていつまでもいつまでも続くということが議会にとってプラスになるのかと、そういう思いで、今回は三宮議員に御自身の進退については御自身の問題として切り離すために、今回の議員辞職の勧告決議に私は賛成をいたしました。

本当にこういう結果になって残念ですけれども、今後このことについて議会で混乱を招かないように、この件はここで終止符を打つと、そういう意味で賛成討論とさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

〔6番 鈴木みどり君 退場〕

○議長（武田正樹君） 発議第8号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（武田正樹君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

三宮議員の入場を求めます。

鈴木議員にも入場を認めます。

〔8番 三宮十五郎君 入場〕

〔6番 鈴木みどり君 入場〕

○議長（武田正樹君） ただいま三宮議員の辞職勧告決議案の件は可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時07分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎

平成28年12月 8 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼
福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長 | 八 木 春 美 | 総務部次長兼
総 務 課 長 | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼
財 政 課 長 | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼
十四山支所長 | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼
健康推進課長 | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼
介護高齢課長 | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼
農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼
都市計画課長 | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 山 守 修 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設
準 備 室 長 | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長 | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長 | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長 | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長 | 伊 藤 仁 史 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 村 瀬 修 |
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 商工観光課長 | 大河内 博 |
| 土 木 課 長 | 山 田 宏 淑 | 下 水 道 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長 | 安 井 文 雄 |
| 図 書 館 長 | 山 田 淳 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三 輪 眞 士 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- (追加日程)
- 日程第 9 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第14 議案第72号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第73号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第3 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第5 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第6 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）

日程第8 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第60号から日程第8、議案第66号まで、以上7件を一括議題とします。

本案7件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、本案7件はお手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

本日、服部市長より議案第67号から議案第73号まで7件が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第73号まで7件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第9 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につ

いて

日程第10 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第71号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第72号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第73号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第9、議案第67号から日程第15、議案第73号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆様、おはようございます。

本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、予算関係議案3件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第67号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第72号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第73号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みにあわせて予算を整理するもので

あります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 議案及び補正予算は、総務部長に説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） それでは、議案を説明させていただきます。

議案第67号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての御説明でございます。

4枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を37万2,000円に、2号給の給料月額を42万ちょうどに、それぞれ改め上げることとした。

2. 特定任期付職員の期末手当については、支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

3. 特定任期付職員の期末手当について、2による引き上げ後の支給割合を100分の162.5に引き下げることとした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3については平成29年4月1日から施行し、1については平成28年10月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとした。

次に、議案第68号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 議会議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。

2. 議会議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については平成29年4月1日から施行し、1については平成28年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第69号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

１．特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の175に引き上げることとした。

２．特別職の職員で常勤のものの期末手当について、６月期の支給割合を100分の155に引き上げ、１による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとした。

３．この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、２については平成29年４月１日から施行し、１については平成28年12月１日から施行することとした。

次に、議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

15枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

１．給料表の給料月額を平均0.2%引き上げることとし、初任給は民間との差があることを踏まえ1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定とし、その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定することとした。

２．一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の90に引き上げることとした。

３．一般職の職員の勤勉手当について、６月期の支給割合を100分の85に引き上げ、２による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の85に引き下げることとした。

４．扶養手当について、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円に引き下げることとし、それにより生ずる原資を用いまして、子に係る手当を１万円に引き上げることとした。なお、部長級の職員については、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円に引き下げることとした。

５．その他、必要な規定の整備を行うこととした。

６．この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、３及び４については平成29年４月１日から施行し、１については平成28年４月１日から適用し、２については同年12月１日から適用することとした。

７．４の扶養手当の額の改定は、段階的に実施することとした。

引き続きまして、補正予算の御説明を申し上げます。

議案第71号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第５号）につきましては、本年８月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みにあわせまして予算を整理した結果、歳入・歳出それぞれ1,746万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を150億722万2,000円とするものであります。

次に、議案第72号平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につき

ましても、議案第71号と同様の理由から歳入・歳出それぞれ110万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億689万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましても、先ほどの議案と同様の理由から歳入・歳出それぞれ327万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億9,972万8,000円とするものであります。

また、国の第2次補正予算に係る経済対策といたしまして、追加交付されました交付金に関する事業費1億8,000万円を繰り越すため、繰越明許費を設定するものであります。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行



平成28年12月15日  
午後 2 時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 2 番 | 江 崎 貴 大 |
| 3 番 | 加 藤 克 之 | 4 番 | 高 橋 八重典 |
| 5 番 | 永 井 利 明 | 6 番 | 鈴 木 みどり |
| 7 番 | 那 須 英 二 | 8 番 | 三 宮 十五郎 |
| 9 番 | 早 川 公 二 | 10番 | 平 野 広 行 |
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 三 浦 義 光 | 12番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                     |         |                        |         |
|---------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                 | 服 部 彰 文 | 副 市 長                  | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長               | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                | 山 口 精 宏 |
| 民 生 部 長 兼<br>福祉事務所長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                | 橋 村 正 則 |
| 教 育 部 長             | 八 木 春 美 | 総務部次長兼<br>総 務 課 長      | 立 松 則 明 |
| 総務部次長兼<br>財 政 課 長   | 渡 辺 秀 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長       | 松 川 保 博 |
| 民生部次長兼<br>健康推進課長    | 花 井 明 弘 | 民生部次長兼<br>介護高齢課長       | 半 田 安 利 |
| 開発部次長兼<br>農 政 課 長   | 安 井 耕 史 | 開発部次長兼<br>都市計画課長       | 大 野 勝 貴 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長   | 山 守 修   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長   | 平 野 宗 治 |
| 庁 舎 建 設<br>準 備 室 長  | 伊 藤 重 行 | 秘書企画課長                 | 佐 藤 雅 人 |
| 危機管理課長              | 羽 飼 和 彦 | 税 務 課 長                | 山 下 正 巳 |
| 収 納 課 長             | 鈴 木 浩 二 | 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長 | 横 山 和 久 |
| 保険年金課長              | 佐 藤 栄 一 | 環 境 課 長                | 伊 藤 仁 史 |

|        |         |                 |         |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 福祉課長   | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 村 瀬 修   |
| 児童課長   | 大 木 弘 己 | 商工観光課長          | 大河内 博   |
| 土木課長   | 山 田 宏 淑 | 下水道課長           | 小笠原 己喜雄 |
| 学校教育課長 | 水 谷 みどり | 生涯学習課長          | 安 井 文 雄 |
| 図書館長   | 山 田 淳   |                 |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三 輪 眞 士 書 記 土 方 康 寛

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第71号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第72号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第73号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (追加提案)
- 日程第16 発議第9号 保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書の提出について
- 日程第17 発議第10号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

- 日程第18 発議第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議第12号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第13号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 日程第21 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時08分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第60号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 3 議案第61号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第62号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 5 議案第63号 弥富市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第 6 議案第64号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第65号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 8 議案第66号 平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第71号 平成28年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第14 議案第72号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第15 議案第73号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第 2、議案第60号から日程第15、議案第73号まで以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各委員長より求めます。

まず、炭竈総務建設経済委員長、お願いします。

○総務建設経済委員長（炭竈ふく代君） 総務建設経済委員会に付託されました案件は、議案第60号弥富市税条例等の一部改正について初め11件です。

本委員会は、去る12月9日に、委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第60号弥富市税条例等の一部改正についてから議案第64号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで以上3件を一括審査いたしました。

議案第60号では、委員より固定資産税の特例措置として、新たに導入されたわがまち特例方式には具体的にはどういった施設が想定されるかとの質問に対し、市側より、津波対策のための防潮堤、護岸、強壁、津波避難施設などを初め、再生可能エネルギー電気調達のための太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスといった発電設備などや、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備した公園、広場、緑化施設、通路などが想定されますとの答弁がありました。

また、議案第63号では、委員から農業委員11名、農地利用最適化推進委員7名は、具体的にはどういった方からの推薦を想定されているのかとの質問に対して、市側より、地域の農業者としては地域の支部長を、地域の農業者の方が組織する団体としては農協、農業共済組合、土地改良区からの推薦を想定しておりますとの答弁があり、さらに農業委員の構成に認定農業者は何名か、また市外の方も対象になるかとの質問に対して、市側より、認定農業者は国の指導で過半数以上とあるため、6名以上です。今回の改正で、市外の方でも市内で耕作されている方で農業事情に詳しい方であれば対象となりますが、できるだけ市内の方が望ましいと考えておりますとの答弁があり、さらに市長より、最終的に任命していく立場において国からの指導はあるものの、農業振興地域としての特殊な状況や農地の利用といった役割を十分に踏まえながら任命していく必要があるとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）について審査を行いました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、委員より、水路改修など土地改良区の補助事業は来年度以降も続くと考えられるが、防災・減災の観点からぜひ継続して行ってほしいと考えるが、市の見解はとの質問に対して、市長より、市の負担は事業によって10%、13%、31.5%であるが、それが将来何年か続いていくと大変な金額になる。地元負担も含めた負担の軽減をもっと国や県に要望していく必要があるとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第67号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてか

ら議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正についてまで以上4件を一括審査いたしました。質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第71号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第73号平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）まで以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、委員より、議案第73号の公共下水道事業特別関係補正予算の中の繰越明許費として計上されている事業は、既に着手されている事業かとの質問に対して、市側より、今回計上する事業は4月当初予算の中で要望したものが内示によってカットされたもので、今後執行予定の事業であり、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費として計上するものですとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、総務建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（鈴木みどり君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め4件です。

本委員会は、去る12月12日に、委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず初めに、議案第61号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第62号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定についての2件を一括審査しました。

議案第61号では、委員より、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の総所得金額に含めることとしたとあるが、具体的にどういったものが想定されるかとの質問があり、市側より、国内居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定対象事業所得に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得がこれに当たります。従来のは従来どおりのままで、今回の改正では、外国の居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正され、来年1月1日より施行されることになったものですとの答弁がありました。

以上のような質疑がなされましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続きまして、議案第65号平成28年度弥富市一般会計補正予算（第4号）及び議案第66号平成28年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）の2件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑に入り、栄南・白鳥の小学校の修繕等工事請負費の防火シャッターとはどういったものかとの質問があり、市側より、火災時にシャッター閉鎖中、物などを挟まないように感知する装置がシャッターの底についたものですとの答弁がありま

した。

また、こういったシャッターは既に小学校に備えつけられているものかとの質問に、市側より、既に全小学校に備えつけられている既存のシャッターについて、消防法等の規定を満たすため感知機能つきシャッターに取り換え修繕するものですとの答弁がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案14件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

堀岡議員から、発議第9号から発議第13号まで5議案が提出されました。

この際、日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号から発議第13号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第9号 保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書の提出について

日程第17 発議第10号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出について

日程第18 発議第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出について

日程第19 発議第12号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出について

日程第20 発議第13号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

○議長（武田正樹君） この際、日程第16、発議第9号から日程第20、発議第13号まで以上5

件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○12番（堀岡敏喜君） 発議第9号から発議第13号まで5件の意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第9号保育士等の賃金と配置基準の改善を求める意見書の提出につきましては、保育士不足を解消するため、保育士等が働き続けることができるよう、賃金と配置基準を抜本的に改善することを国に対し要望するものであります。

次に、発議第10号「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書の提出につきましては、超高齢社会を迎える中で、介護現場で働く全ての労働者の処遇改善や、介護施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げることを国費で費用を賄うことを、国、愛知県に対して要望するものであります。

次に、発議第11号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書の提出につきましては、安全・安心の医療と介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員と夜勤改善を図る対策を、国、愛知県に対して要望するものであります。

次に、発議第12号地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書の提出につきましては、国は都道府県が策定をする地域医療構想が地域の実情に応じた内容となるよう、推定方式の抜本的な見直しを行うことを、国に対し要望するものであります。

次に、発議第13号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出につきましては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における観点から、地方議会議員の厚生年金加入のために法整備を国に対し、要望するものであります。

以上、この意見書5件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 討論なしと認め、これより採決いたします。

発議第9号から発議第13号まで、以上5件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（武田正樹君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題とします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 異議なしと認めます。

よって、庁舎改築等特別委員長及び議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成28年12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月24日から本日まで、提案いたしました議案を御審議賜り、滞りなく可決・承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本年度は弥富市の誕生から10周年を迎え、さまざまな記念事業を展開させていただき、また御理解と御協力を賜りましたことに、厚くこの場をかりまして御礼申し上げます。

市民の皆様とともに10年を振り返り、弥富市になってよかったと感じていただき、次の10年に向け、さらにその先に向かっての1年となりました。

10月の記念式典におきましては、健康都市宣言を行い、私たち一人一人がよりよい生活習慣を心がけ、ともに支え合い、地域社会全体で健康づくりを進めていくために、健康に関する実施計画を策定し、推進してまいります。

また、11月6日には、参加人員2,000名による愛知県・弥富市津波・地震防災訓練を71の関係機関の参加協力を得て実施することができ、行政と地域住民等の合同訓練を行うことにより、災害における総合防災体制の確立及び地域住民の防災意識の高揚を図ることができました。

これからも、市民の皆様が安全で安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

最後になりますが、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様には御自愛をいただきまして、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（武田正樹君） それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

ことし2月14日に改選をしていただき、議員定数16名の新たな体制となったわけでございます。

そして、私も議長に任命していただき、この1年間、この議会運営に御協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

分権時代のさらなる推進に向け、地方再生が求められる今日、地方自治体の自主・自立が一層重要となっております。

市民の皆様の負託に応えることを目指し、今後も不断の努力をもって議会改革を果たしてまいります。どうか引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

また、ことしもあと少しとなりました。皆様におかれましては、健康で新しい年を迎えていただきますことを御祈念申し上げます。簡単ではありますが、私の御挨拶とさせていただきます。

これをもって、平成28年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時28分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 堀 岡 敏 喜